

世田谷区第3期
文化・芸術振興計画
(案)

世田谷区

平成30(2018)年2月現在

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 第3期文化・芸術振興計画策定の趣旨	1
（1）策定の趣旨	1
（2）計画の位置づけ	2
（3）第3期計画の検討体制	3
（4）計画の期間	4
2 文化・芸術を取り巻く状況	5
（1）文化・芸術を取り巻く社会状況	5
（2）東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えて	6
（3）国・東京都の動向	7
（4）世田谷区の文化・芸術の特色と歩み	9
3 第2期文化・芸術振興計画の評価・検証	13
（1）施策目標の取組み状況	13
（2）世田谷区文化・芸術懇話会による評価・検証	18
（3）世田谷区における現状と課題	21
第2章 計画の基本的考え方	24
1 基本理念	24
2 将来像（目指すべき姿）	25
3 第3期計画策定にあたっての視点	26
身近に感じられる文化・芸術の推進	26
文化・芸術で次の時代を担う人材の育成	26
誰もが参画・協働できる文化・芸術環境の整備	27
地域の文化資源や伝統文化の保存・継承	27
第3章 施策目標及び重点政策	28
1 施策目標	28
2 重点政策	29
重点政策1 次の時代を担う世代の文化・芸術振興	29
重点政策2 文化・芸術の力を区民生活へ活かす	31
重点政策3 文化資源の保全と伝統文化等の継承	33
重点政策4 東京2020大会を契機とした世田谷の文化・芸術の取組み	35
第4章 計画の内容	エラー! ブックマークが定義されていません。
1 計画の体系	39
2 具体的な取組み	42

(1) 発信する	42
(2) 親しむ	46
(3) 支える	50
(4) 育む	54
(5) 活かし・つなぐ	56
第 5 章 計画推進の方策	61
1 成果指標	61
2 庁内連携による推進	61
3 公益財団法人せたがや文化財団との連携・協働による推進	62
4 産官民学による文化・芸術施策の推進	63
補章 せたがや文化プログラムの推進	65
1 背景	65
2 基本的な方向性	66
3 「2020 年に向けた世田谷区の取組み～東京 2020 大会後を見据えて～」に基づく取組み	68
資料編	70
1 (仮称) 世田谷区第 3 期文化・芸術振興計画検討委員会	71
(1) (仮称) 世田谷区第 3 期文化・芸術振興計画検討委員会設置要綱	71
(2) 世田谷区第 3 期文化・芸術振興計画検討委員会委員名簿	72
(3) 世田谷区文化・芸術懇話会名簿	72
(4) 世田谷区第 3 期文化・芸術振興計画検討委員会開催日程及び概要	73
(5) 世田谷区文化・芸術懇話会開催日程及び概要	73
2 世田谷区第 3 期文化・芸術振興計画(素案)に関する 区民意見募集概要及び結果	74
(1) 意見募集目的	74
(2) 実施概要	74
(3) 意見の内容とその対応の公表	74
3 世田谷区区民意識調査「文化活動について」	76
(1) 調査概要	76
(2) 調査結果	77
4 区政モニターアンケート「世田谷区の文化・芸術振興施策について」	84
(1) 調査概要	84
(2) 調査結果 「世田谷区の文化・芸術振興施策について」	86
5 文化芸術基本法	91
6 世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例	98
7 これまでの世田谷区における文化・芸術振興に関わる歩み	101

8	主な文化施設における展覧会等の開催状況.....	106
	(1) 生活工房における主な企画.....	106
	(2) 世田谷パブリックシアターにおける主な上演活動.....	107
	(3) 音楽事業部における主なコンサート.....	108
	(4) 世田谷美術館における主な展覧会.....	109
	(5) 世田谷文学館における主な展覧会.....	110
9	主要文化施設、教育関連施設.....	112

第1章 計画の策定にあたって

1 第3期文化・芸術振興計画策定の趣旨

(1) 策定の趣旨

区を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、世田谷区は平成 25(2013)年 9 月に概ね 20 年間の公共的指針 - 公のものとして皆で共有する目標 - として世田谷区基本構想を策定しました。この基本構想の理念を実現するために、平成 26(2014)年度から 10 年間に区が重点的に取り組む施策の方向性を示す基本計画を策定し、取り組んでいます。基本計画では、基本構想の 9 つのビジョンのうちのひとつである「文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する」というビジョンの実現に向け、「世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり」を重点政策に掲げ、「暮らし・コミュニティ」の分野別政策において「文化・芸術の推進」として施策の方向性を定めています。

また、改正前の文化芸術振興基本法第 4 条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定しています。世田谷区では、この規定に基づき、平成 18(2006)年 3 月に「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」を制定しました。この条例に基づく計画として、「世田谷区文化・芸術振興計画」を策定し、文化・芸術振興の施策を推進してきています。

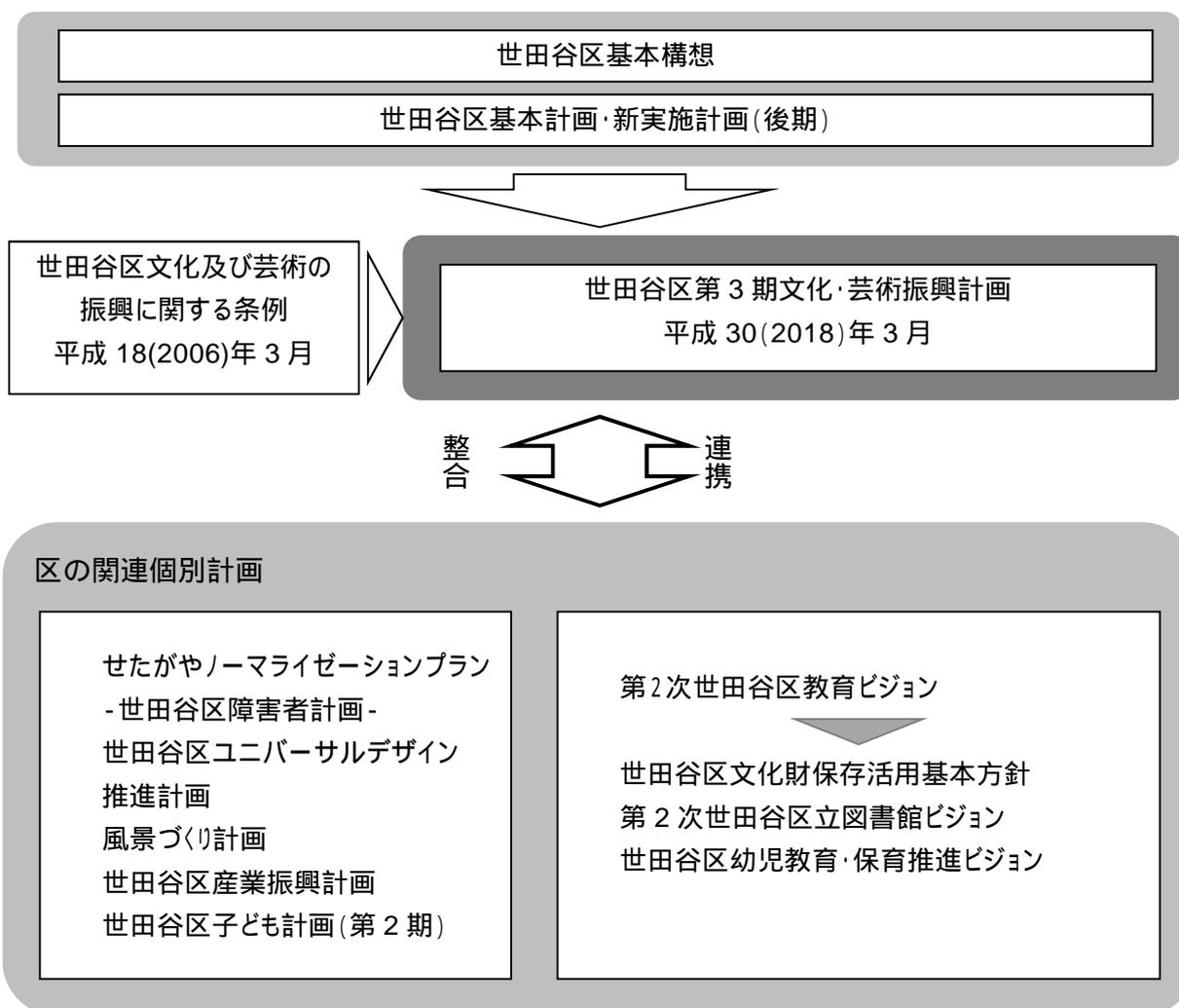
世田谷区第 2 期文化・芸術振興計画(以下、「第 2 期計画」という。)は、平成 29(2017)年度に最終年度を迎えることから、基本計画等の上位計画や国の第 4 次基本方針である「文化芸術の振興に関する基本的な方針 - 文化芸術資源で未来をつくる - (第 4 次基本方針」)(平成 27(2015)年 5 月 22 日閣議決定)(以下、「第 4 次基本方針」という。)、改正文化芸術振興基本法の趣旨を踏まえ、また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京 2020 大会」という。)を控え、社会情勢の変化にも対応すべく、平成 30(2018)年度から 4 年間の計画となる「世田谷区第 3 期文化・芸術振興計画(以下、「第 3 期計画」という。))」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、文化芸術振興基本法を改めた「文化芸術基本法」及び「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」に基づく計画です。

本計画上の文化・芸術とは、「文化芸術基本法」に規定している、美術、デザイン、文学、音楽、演劇、舞踊、映画・漫画・アニメ等のメディア芸術、能・狂言といった伝統芸能、落語・講談といった芸能等の文化芸術、茶道・華道・書道等の生活文化、囲碁・将棋等の国民娯楽、文化財や史跡等の歴史的遺産、伝統工芸、民俗芸能・年中行事等の地域の伝統的文化、さらには、景観・風景・街並み等の文化的な環境、生活様式等、人間の生活とその精神活動に関わることとします。

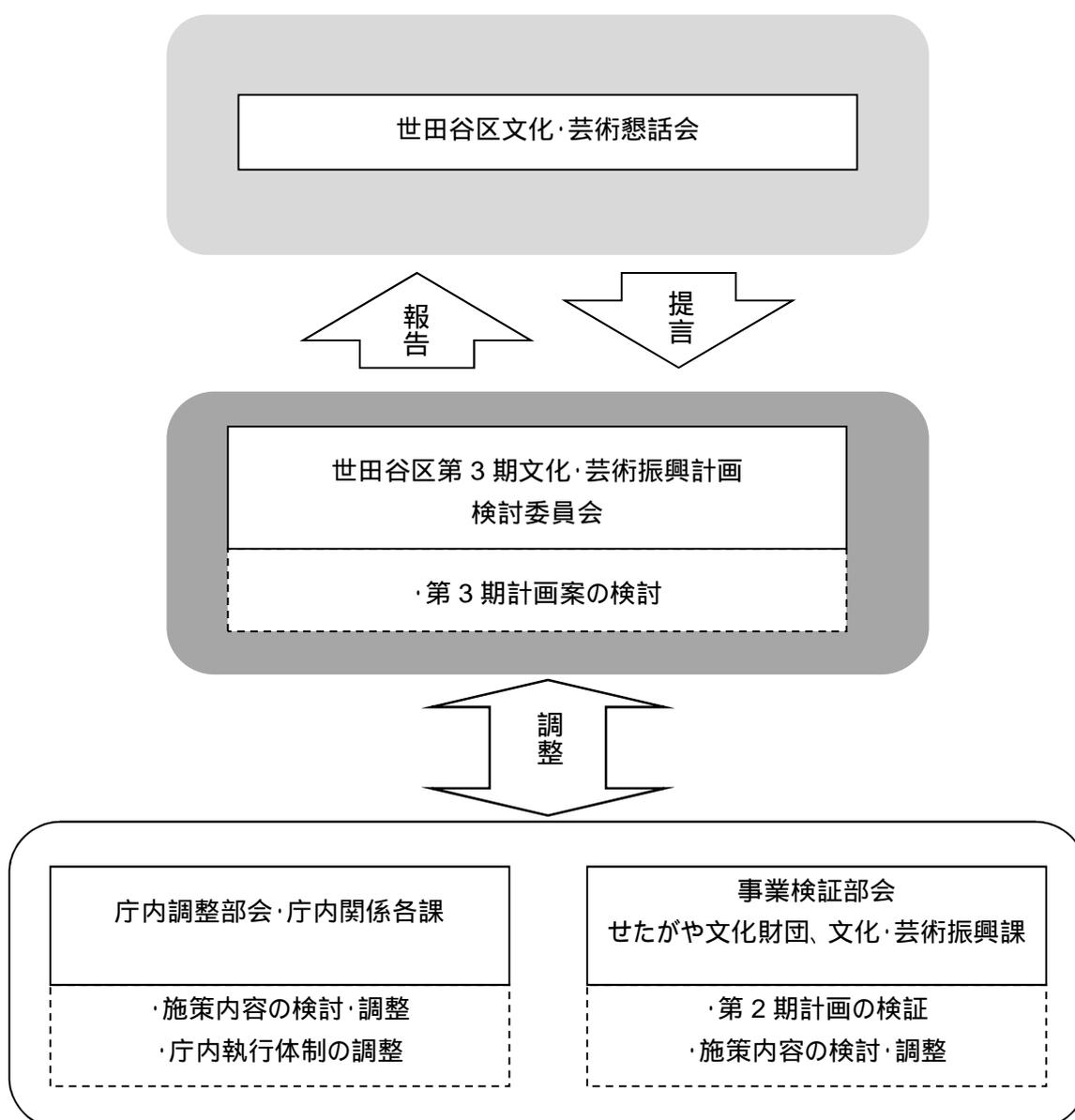
また、区の上位計画である「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」、「第2次世田谷区教育ビジョン」などの関連計画との連携・整合性を図るとともに、区が平成29(2017)年1月に策定をした「2020年に向けた世田谷区の取組み～東京2020大会後を見据えて～」や本計画を踏まえ、2020年度まで実施する文化・芸術事業の取組みを、せたがや文化プログラムとして補章の中で示していきます。



(3) 第3期計画の検討体制

区は、平成 28(2016)年度に、世田谷文化生活情報センター、世田谷美術館、世田谷文学館の各館長や学識経験者等による世田谷区文化・芸術懇話会(以下「懇話会」という。)を設置し、第2期計画の評価・検証や第3期計画策定に向けた考え方などについて意見交換を行い、第3期計画策定に向けた提言をいただきました。

平成 29(2017)年度には、この懇話会の提言も踏まえ、学識経験者や美術・文学・演劇・音楽、また、伝統文化などそれぞれの立場や区民公募の委員による世田谷区第3期文化・芸術振興計画検討委員会(以下、「第3期計画検討委員会」という。)を設け、具体的な事業を検討する2つの部会を組織し、第3期計画を検討してきました。



(4) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 30 (2018) 年度から平成 33 (2021) 年度までの 4 年間とします。

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)
基本構想	20 年間の公共的指針							
基本計画	10 年計画 (平成 26 (2014) ~ 35 年度 (2023 年度))							
新実施計画	4 年計画				【後期】 4 年計画			
文化・芸術 振興計画	第 2 期計画				第 3 期計画			
その他	東京 2020 大会							

2 文化・芸術を取り巻く状況

(1)文化・芸術を取り巻く社会状況

全国で人口減少が進むなか、東京圏を中心に都市部に人口が集中しています。また、全国の年少人口は減少し、高齢者人口が増加しており、その中で、年少人口、高齢者人口を支える生産年齢人口は若干の増加にとどまっている状況です。一方、世田谷区では、ここ数年、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口が増え続けており、平成29(2017)年10月には人口が90万人を越えました。しかし、核家族世帯の世帯全体に占める割合は、昭和60(1985)年から減少を続け、単身世帯や高齢者世帯などの増加が続いており、特に単身世帯が核家族世帯を上回り、最も多い世帯となっています。このことから、地域コミュニティの希薄化が指摘されています。また、景気が回復傾向であると言われていた一方で、各個人までその実感が得られていない状況が続いています。

そのような状況のなか、外国人の日本への来訪者が増えており、来訪者が日本の原風景や着物、和食、アニメや漫画などの日本の文化にふれ、体験していることにより、日本の文化や伝統などが脚光を浴びています。さらに、インターネットやスマートフォン、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の急速な普及により、誰もが情報を発信し広めることができるようになるなど、区内外、国内外を問わず、様々な情報を短時間かつ広範囲に享受することが、今まで以上に可能となってきています。

国の第4次基本方針のなかで、文化芸術振興の意義について、次のように述べられています。

『文化芸術は、最も広義の「文化」と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。他方で、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という視点で捉えると、その意義については、次のように整理できる。

第一として、豊かな人間性を涵養^{かん}し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものである。第二として、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、共に生きる社会の基盤を形成するものであると言える。第三として、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであると言える。第四として、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであると言える。第五として、文化の多様性を維持し、世界平和

の礎となるものであると言える。』

国の文化審議会は、この基本的な方針に基づき、平成 28(2016)年 11 月に、『文化芸術立国の実現を加速する文化政策』を答申しました。少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化・芸術政策の展開が、より一層求められるようになってきました。また、2020 年に開催される東京 2020 大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、国の文化・芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化・芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機でもあります。こうしたことから、議員立法により、「文化芸術振興基本法」の改正が行われ、法律名も「文化芸術基本法」に改められました。

(2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えて

オリンピック憲章では、「オリンピズムは、人生哲学であり、肉体と意思と知性の資質を高めて融合させた、均衡のとれた総体としての人間を目指すものである。スポーツを文化と教育と融合させることで、オリンピズムが求めるものは、努力のうちに見出される喜び、よい手本となる教育的価値、社会的責任、普遍・基本的・倫理的諸原則の尊重に基づいた生き方の創造である」とし、また、「オリンピック競技大会組織委員会は、短くともオリンピック村の開村期間、複数の文化イベントのプログラムを計画しなければならない。」と定めています。

国は、オリンピック憲章に基づき、第 4 次基本方針のなかで、東京 2020 大会は、わが国の文化財や伝統等の価値を世界に発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして、諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていくまたとない機会と捉えています。また、文化プログラム等の機会を活用して、全国の自治体や芸術家等との連携の下、地域の文化を体験してもらうための取組みを全国実施することとしています。リオデジャネイロ 2016 大会の終了後から、オリンピック・ムーブメントを国際的に高めるための取組みを行い、文化プログラム実施に向けた気運の醸成を図っています。

また、「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための運営方針 2015」のなかで、「大会はスポーツの祭典のみならず文化の祭典でもある。日本には、伝統的な芸術から現代舞台

芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッション、地域性豊かな和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統的工芸品、和装、花、さらには、木材、石材、畳等を活用した日本らしい建築など、多様な日本文化がある。文化プログラムの推進も含め、こうした多様な文化を通じて日本全国で大会の開催に向けた気運を醸成し、東京におけるショーウィンドウ機能を活用しつつ、日本文化の魅力を世界に発信するとともに、地方創生、地域活性化につなげる」としています。

(3) 国・東京都の動向

平成 13(2001)年に「文化芸術振興基本法」が制定、施行されました。同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、国は、文化芸術の振興に関する基本的な方針となる基本方針を 4 度、策定してきました。第 4 次基本方針は、文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえ、第 3 次基本方針を見直し、平成 27(2015)年度から平成 32(2020)年度までの 6 年間を見通した方針を示したものとなっています。

この第 4 次基本方針では、『我が国が目指す「文化芸術立国」の姿』を次のように示しています。

「子供から高齢者まで、あらゆる人々が我が国の様々な場で、創作活動へ参加鑑賞体験できる機会等を、国や地方公共団体はもとより、芸術家、文化芸術団体、NPO 法人、企業等様々な民間主体が提供している。

全国の地方公共団体、多くの文化芸術団体、文化施設、芸術家等の関係者により、世界に誇る日本各地の文化力を生かしながら、東京 2020 大会を契機とする文化プログラムの全国展開等がなされている。

日本全国津々浦々から、世界中に各地の文化芸術の魅力が発信されている。東日本大震災の被災地からは、力強く復興している姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となって、国内外へ発信している。

東京 2020 大会を契機とする文化プログラムの全国展開等に伴い、国内外の多くの人々が、それらに生き生きと参画しているとともに、文化芸術に従事する者が安心して、希望を持ちながら働いている。そして、文化芸術関係の新たな雇用や、産業が現在よりも大幅に創出されている。」

国の文化審議会では、文化庁の機能強化・移転や東京 2020 大会を契機とした文化プログラムの枠組みの形成など、第 4 次基本方針策定後の状況の変化や進展を踏

まえて、「今後、文化政策をどのように機能強化すべきか」を軸に、集中的に審議を行い、平成 28(2016)年 11 月に、「文化芸術立国の実現を加速する文化政策」として答申を行っています。

この答申に基づき、国では、新たな文化政策のニーズを踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念の見直し等が行われ、平成 29(2017)年 6 月、文化芸術振興基本法を改正し、法律名が文化芸術基本法に改められました。文化芸術基本法の基本理念では、新たに、文化芸術に関する施策の推進にあたって、「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し、参加できるなどのようにする環境の整備が図られなければならない 乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、各主体や活動の相互連携が図られるように配慮されなければならない 文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない等の規定が追加されました。

東京都では、昭和 58(1983)年 10 月に「東京都文化振興条例」が制定され、平成 12(2000)年 12 月に「当面の東京都文化政策手法の転換と取組」が策定されました。その後、平成 13(2001)年 12 月の「文化芸術振興基本法」の制定や平成 15(2003)年 9 月の「地方自治法」の一部改正(公の施設への指定管理者制度の導入)等を受け、平成 18(2006)年 5 月に「東京都文化振興指針」が策定されました。本指針の策定の目的である「創造的な文化を生み出す都市・東京」の実現を目指して、様々な文化振興施策が展開されてきました。

東京 2020 大会に向けて、東京の芸術文化の魅力を世界に発信していく「東京文化ビジョン」を平成 27(2015)年 3 月に策定しました。

「東京文化ビジョン」は、東京都の芸術文化振興における基本指針で、

「伝統と現代が共存・融合する東京の独自性と多様性を追求し、世界発信」

「多彩な文化拠点の魅力向上により、芸術文化都市東京の発信力を強化」

「あらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤を構築」

「新進若手を中心に多様な人材を国内外から発掘・育成、新たな創造とビジネスのチャンスを提供」

「都市外交を基軸に、芸術文化交流を促進し、国際的な競争力を高める」

「教育、福祉、地域振興等、社会や都市の課題に、芸術文化の力を活用」

「先端技術と芸術文化との融合により創造産業を発展させ、変革を創出」

「東京が持つ芸術文化の力で、都市力を引き出し、史上最高の文化プログラムを実現」

の8つの文化戦略と、ビジョンを実現する10の主要プロジェクトを示しています。

(4) 世田谷区の文化・芸術の特色と歩み

文化施設等を核とした文化・芸術事業の展開

昭和50(1975)年代前半、地域の文化・芸術にふれる機会や場を求める区民の声の高まりを受け、区は文化の拠点として美術館整備の検討に入り、昭和61(1986)年3月、都立砧公園内に、「世田谷美術館」を開設し、美術館を運営するために、財団法人世田谷区美術振興財団を昭和60(1985)年11月に設立しました。その後、世田谷ゆかりの作家やその遺族からの寄贈により、平成5(1993)年7月に「向井潤吉アトリエ館」、平成15(2003)年11月に「清川泰次記念ギャラリー」、平成16(2004)年4月に「宮本三郎記念美術館」を「世田谷美術館」の分館として開設しました。世田谷美術館は、アンリ・ルソーや北大路魯山人、世田谷ゆかりの作家・画家の作品などを収蔵し、恵まれた自然環境を活かし、“芸術とは何か”というテーマのもと、芸術との出会いの場として鑑賞する機会を提供したり、展覧会の企画・開催、教育普及活動、区民の文化活動の発表の場として活用されています。

昭和61(1986)年には、世田谷文化会議において、明治期以来数多くの文学者が世田谷に居を構え、世田谷に縁の深い文学者の文学遺産が多く残されている背景もあり、文学館整備の検討が進められてきました。その結果、平成7(1995)年4月に、東京23区では最初の地域総合文学館として、「世田谷文学館」が開設し、財団法人世田谷区美術振興財団が運営を担ってきました。現在では、徳富蘆花、萩原朔太郎、横溝正史等をはじめとした、世田谷にゆかりのある作家の原稿や資料などを収蔵し、世田谷の文学遺産を次代に継承するとともに、身近な文学者や世田谷の風土を学び、知る場として、映画、音楽、演劇、朗読、創作活動など、ジャンルを超えた幅広い活動を行う文学館をめざし、展覧会の開催や様々な教育普及活動などの事業を展開しています。

平成9(1997)年4月に、区は、さらに区民の文化・芸術活動の支援など区民の文化向上に寄与するため、創造的な文化施設として、三軒茶屋に整備した再開発ビルであるキャロットタワー内に「世田谷文化生活情報センター」を開設しました。「世田谷文化生活情報センター」は、“暮らしをデザインする”をコンセプトに、新しいライフスタイルを提案する「生活工房」と、演劇やダンスを中心とする公演のほか、自由な創作や参加体験活動を身近に体験できる「世田谷パブリックシアター」、「シアター・トラム」の2つの劇場で構成されています。世田谷文化生活情報センタ

ーを運営するために、平成 8(1996)年 11 月に、財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団を設立しました。現在、新しい視点で生活をデザインする企画や展示、区民に国内外の質の高い演劇などを提供したり、また、演劇活動に区民が参加するなど、公共劇場として様々な活動を展開しています。

平成 15(2003)年 4 月には、「美術と文学」、「演劇と新しい暮らしの提案」を中心に事業活動を展開してきたそれぞれの財団の特色を活かしつつ、ジャンルを超え、区民が文化・芸術に親しみ、自らも創造的な文化活動を行う区民のニーズに柔軟に対応できるよう、財団法人世田谷区美術振興財団と財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団を統合して、新たに財団法人せたがや文化財団を設立しました。

平成 19(2007)年 4 月には、区民をはじめとする多くの人に身近に音楽に親しんでいただくことを目的に、「音楽事業部」が発足し、平成 22(2010)年 4 月から、世田谷文化生活情報センターの事業として、世田谷ゆかりの作詞家や作曲家、演奏家などの音楽家の協力を仰ぎながら世田谷の特色を活かしたコンサートや教育普及活動等の事業を展開しています。

平成 23(2011)年 4 月には、公益財団法人となり、文化・芸術に関する活動の幅を広げています。

また、世田谷美術館、世田谷文学館、世田谷パブリックシアターほか、民間の美術館、劇場、ライブハウス等の文化施設など、多彩で豊富な文化資源があり、美術や演劇、音楽活動が活発に行われています。世田谷は、個人や団体による文化・芸術に関する自主的な活動や文化施設を支えるボランティアによる活動、地域の文化や日本文化、伝統文化などの継承や発信など行う NPO 活動などが行われており、区民の文化・芸術に対する関心は高い状況にあります。

区では、平成 18(2006)年 3 月に、文化・芸術活動の自主性・創造性を尊重し、その活動の環境整備とともに、区、区民、民間団体、他の自治体等の相互の連携による文化・芸術振興を図るために、「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」を制定し、この条例に基づき、平成 19(2007)年度を初年度とした「世田谷区文化・芸術振興計画」を策定しました。この間、2 度に渡る調整計画の策定を経て、平成 26(2014)年度から 4 ヶ年を計画期間とした第 2 期計画に基づき、文化・芸術振興を図る取組みを行っています。

歴史・文化財等の伝統文化の継承と普及事業の展開

区では、昭和 37(1962)年に刊行した『新修世田谷区史』の編纂事業により、郷土史の資料の収集・研究に取組み、昭和 39(1964)年には、東京 23 区では最初となる「世田谷区立郷土資料館」を開設し、文化財や歴史資料等の調査・研究を行っています。昭和 52(1977)年に「世田谷区文化財保護条例」を制定し、指定や登録により

文化財の保存と活用をはかり、文化財の総合調査を進めるとともに、区民への文化財の公開や郷土学習の支援に取り組んできました。また、岡本公園民家園・次大夫堀公園民家園を開設し、展示や紹介のほかに、文化財にふれて、体験するという形で文化財の積極的な活用にも取り組んできています。

しかし、社会経済状況の変化に伴い、文化財の周辺環境も大きく変貌し、かつての世田谷の姿を思い起こさせる資料や環境が少なくなっており、多くの文化財が失われつつあります。

この時代背景を踏まえ、歴史・文化、風景などを保護・継承していくことは現代の社会的要請であると捉え、行政として、そのための啓発等を積極的に行う必要があります。そのため、保護の視点にとどまらず、これらを活用した地域の歴史・文化・風景などに対する理解や愛着を社会的に醸成していかななくてはなりません。特に、指定等がなされない文化財は、人々の暮らしの中に埋もれてその価値を見出されずにいます。

このような状況に対応するためには、区は地域の歴史・文化や風景等の保護・継承に関する施策を一貫した考えをもって進めていく必要があります。また、文化財を複合的に捉え、個々の文化財だけではなく群としての価値や魅力、全体としてのつながりをわかりやすく示し、地域住民等の理解へとつなげていくことが重要であることから、区は平成 29(2017)年 3 月に「世田谷区文化財保存活用基本方針」を策定しました。

東京 2020 大会を契機とした動向

区では、基本構想等で掲げる個人の尊厳や多様性の尊重との整合を図り、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現」に向け、平成 29(2017)年 3 月に「世田谷区第二次男女共同参画プラン」を策定しました。

一方、家族形態やライフスタイルの多様化が進んでおり、更に、国際化の進展に伴い、在住外国人も増えている状況を踏まえ、東京 2020 大会を契機として、多様性を念頭に置いた多文化共生の施策の必要性が高まっています。

このような状況の中、多様性を認め合い、すべての人が尊厳を持って生きられることや多様な生き方が選択できること、また、あらゆる分野の活動とともに参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会及び多文化共生社会の実現に向け(仮称)「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の制定に向けた検討を進めています。

また、東京 2020 大会を契機とした気運醸成や大会後のレガシーの創出に向けた取組みを示した「2020 年に向けた世田谷区の取組み～東京 2020 大会後を見据えて～」を平成 29(2017)年 1 月にまとめました。特にこの中で、文化・芸術について、「世田谷にある財産¹を活用し、区民が一層文化・芸術に親しみ、楽しむことのできる環境づくりを進めていくとともに、世田谷の文化・芸術の魅力を国内外に向けて発信し、2020 年には多くの方々に、その魅力に触れていただくことができるよう取り組んでいきます」と示しています。そして、「大会終了後には、誰もが文化・芸術に親しみ、楽しむことのできる『心豊かに暮らせるまち世田谷』を実現する」としています。

¹ 世田谷にある財産：世田谷美術館や世田谷文学館、世田谷パブリックシアターなどの区立文化施設をはじめとして、文化財や歴史的資産、緑あふれる豊かな自然、近代建築などの文化資源。また、区民による様々な文化・芸術活動。

3 第2期文化・芸術振興計画の評価・検証

(1) 施策目標の取組み状況

第2期計画で掲げた施策目標ごとに取組みを検証し、第3期計画に向けた評価課題を示していきます。

施策目標1 生涯を通じて誰もが文化・芸術に親しむ

すべての区民が、日常生活の中で、また、生涯を通じて文化・芸術にふれ、親しむことができる機会や取組みの充実を進める。

<p>【施策の方向1】 ライフステージやその人の状況に応じた機会の充実</p> <p>世代や生活スタイル、健康状態や障害の有無等、一人ひとりの状況に応じて、誰もが文化・芸術に親しみふれる機会がもてるよう、ライフステージやその人の状況に応じた施策を展開してきた。</p>	
<p>主な取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある方の鑑賞機会を広げるため、視覚障害者のための舞台説明会や音声サポート、盲導犬を同伴できる演劇鑑賞や、聴覚障害者向けの台本貸出の実施、ユニバーサルデザインに基づく施設の整備 ・ 普段劇場へ足を運ぶことのできない区民への取組みの一つとして、高齢者施設や障害者施設等を訪問する移動演劇公演事業の実施 ・ 子どもや家族で楽しめる音楽コンサートや、絵本・児童文学等の企画展示の実施
<p>評価</p>	<p>障害者差別解消法の施行も踏まえ、誰もが等しく文化芸術を楽しむ機会を提供できるよう、事業ごとに検証し実行していく必要がある。また、引き続き福祉施設への出張公演などの事業を積極的に行っていく。</p> <p>公演や企画展でのひととき保育の実施や、授乳室を備えた子どもが遊べるスペースの設置など、乳幼児を連れた方が文化施設を利用しやすい環境整備を推進してきた。今後は、施設の機能を活かし、子ども向けの体験事業の拡充など、検討していく必要がある。</p>
<p>【施策の方向2】 暮らしの中で文化にふれ、感じることができるまちづくり</p> <p>世田谷には、歴史的資産や自然、近代建築など、多くの文化資源があり、世田谷への愛着を深め、文化を身近に感じることができる取組みを行ってきた。</p>	
<p>主な取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域文化資源である「等々力渓谷」をフィールドとした事業の実施。 ・ 「世田谷のボロ市」など、地域の暮らしに根付いた伝統行事の開催支援。
<p>評価</p>	<p>暮らしの中で文化にふれ、感じることができる環境に恵まれている一方で、宅地化が進み、かつての世田谷を思い起こさせる環境が失われつつある。</p> <p>周辺環境を含め総合的かつ計画的に保存・活用していくため、庁内の関係各課・団体・住民と連携し、文化財や風景づくりに対する共通認識を持ち、一体となって取り組むことが必要である。</p>

施策目標2 文化・芸術活動をつなぎ、育てる

文化・芸術に関わる区民や団体の自主的な活動の支援や、文化・芸術を通じた交流機会の充実を図っていく。また、文化・芸術活動をつなぎ、地域へ提供できる担い手を育成する。

<p>【施策の方向1】 区民の自主的な文化・芸術活動の支援</p> <p>個人や団体が主体となって行う文化・芸術活動を支援し、様々な発表の機会や活動場所の充実を図ってきた。</p>	
<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷美術館区民ギャラリーの貸出しや、区民絵画展・写真展の開催、アマチュアバンドのオーディション形式コンサートの開催 ・世田谷パブリックシアター・シアター・ラムを提供し、区内アマチュア団体の発表を支援
<p>評価</p>	<p>様々な事業や貸出施設が応募者多数で抽選となっており、文化・芸術活動が盛んである一方、活動場所の不足が課題となっている。</p> <p>練習や発表を行う場所や機会は、文化・芸術活動を支える基盤として不可欠なものであり、既存施設の活用を含め、民間施設とも連携を図りながら活動可能な環境を整備していくことが必要である。</p>
<p>【施策の方向2】 交流・連携機会の充実と文化・芸術活動をつなぐ担い手の育成</p> <p>文化・芸術活動団体や区内の文化関連施設との交流の機会を設けるなど、交流や連携に向けたネットワークづくりを支援してきた。また、団塊の世代等、成熟した技術や知識を培った人を生かし、コーディネーターなどの担い手の育成支援を通じて、区民の自主的な文化・芸術活動を促進してきた。</p>	
<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区民・区内団体・施設・芸術家のネットワークづくりを目的とした、交流会の実施 ・区内大学と連携したワークショップの実施 ・世田谷美術館・文学館・文化生活情報センターにおける、ボランティアとの連携
<p>評価</p>	<p>近隣地域の大学や民間文化施設との連携・協働は、地域の文化的活動の活性化を図るためには重要な要素であり、今後も大学などの教育機関や民間文化施設との連携について模索し、引き続き取り組む必要がある。</p> <p>区内公立文化施設では、世田谷美術館鑑賞教室や世田谷アートタウンをはじめ、区民ボランティアの受入れを積極的に行っており、ボランティアそれぞれの人生経験を生かした活動となっている。</p> <p>東京 2020 大会を契機にボランティアの気運も高まっており、より一層多くの区民がボランティアとして参加し、活動しやすい環境を整えていくための取り組みが必要である。</p>

施策目標3 世田谷の文化・芸術を継承し、創造する

世田谷に根ざし、受け継がれてきた地域の歴史や文化財、史跡、伝統行事などの伝統文化を次世代に継承するとともに、地域づくりに活用する。また、文化・芸術を創造する人材や支える人材の発掘・育成を行うことで、世田谷の文化・芸術を創造し、将来へつないでいく。

<p>【施策の方向1】 世田谷の歴史・伝統文化の継承と活用</p> <p>それぞれの地域の歴史や文化財、史跡、伝統行事などの伝統文化を保存し、ふれる機会を充実させ、次世代へ継承して地域づくりの発展につなげていく取り組みを行ってきた。</p>	
<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校への文化財等の巡回展示や講師派遣など、若い世代が郷土の伝統文化や文化財に親しみ、体験する機会の充実 ・地域の文化財に関する情報の積極的な提供、ボランティア養成講座の実施
<p>評価</p>	<p>文化財保護施策を推進していくため、「世田谷区文化財基本保存活用基本方針」を策定した。</p> <p>人口が増加し、郷土に対する意識が薄れる中、文化財保護や伝統文化に対する理解を深めるため、様々な事業を行ってきた。</p> <p>区内には身近な文化財や近代の文化的価値のある建造物など、指定や登録を受けていない失われやすい文化財が多く点在している。地域文化資源の視点を広く捉え、価値や魅力を伝え、保存していくことが必要である。</p> <p>文化の継承は、歴史や文化を知るための郷土学習の機会や場づくりが重要である。昔遊びの体験は、歴史や伝統への関心付けの糸口にもつながり、地域や学校と連携し、身近な生活の中の伝統文化を継承することも重要である。</p> <p>郷土芸能を継承していく課題として、活動場所の確保の問題や後継者の育成といったことが課題になっている。</p>
<p>【施策の方向2】 文化・芸術の創造を担う人材の育成と新たな創造</p> <p>文化・芸術の創造を担う若手芸術家の発掘・支援や、その創造活動を支える専門的な人材育成の取り組みを行ってきた。</p>	
<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・芸術分野で活躍する優秀な人材の育成を目的として、次代を担う将来性のある若手芸術家を奨励・支援するための芸術賞を隔年で開催 ・舞台制作・技術者等の講座プログラムの実施 ・区内大学の学生インターンシップ、学芸員資格取得実習等の受入れ
<p>評価</p>	<p>若手芸術家の奨励のための事業、芸術アワード“飛翔”の部門によっては応募数に偏りがでてきていることから、募集や支援のあり方について検討していく必要がある。</p> <p>芸術家だけでなく、その創造活動を支える専門的な人材の育成も重要であり、学生インターンの受入れや、舞台制作・技術者向けの講座は、継承の場として、継続して取り組んでいく必要がある。</p>

施策目標4 子どもや青少年の創造性を育む

子どもや青少年の創造性を育む施策を展開し、想像力、表現力、コミュニケーション力、現代社会の多様性に対応する力を高める。

<p>【施策の方向1】 子どもや青少年が文化・芸術にふれる機会の提供</p> <p>すべての子どもや青少年が、家庭環境によらず、文化・芸術にふれる機会がもてるよう、区立小中学校での教育プログラムに取り込むことや、体験型の事業を実施するなど、様々な場面で体験の機会を提供してきた。</p>	
<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区立幼稚園・小学校・中学校を対象とした様々な鑑賞教室の実施 ・ワークショップ巡回団（芸術家）が学校へ赴き、演劇的手法を用いた演劇ワークショップの実施 ・子ども向け体験プログラムのうち、夏休みを中心に行われる事業を集中的に広報するリーフレットを作成し、区立小中学校の全児童・生徒に配布
<p>評価</p>	<p>区立小中学校と連携した美術館鑑賞教室は30年以上継続しており、多くの子どもたちの感性を育む場となってきた。</p> <p>区は小中学校と連携し、児童・生徒を対象とした事業を先進的に取り組んできた。一方で、区内の幼稚園・保育園との連携した事業は少なく、未就学児への体験の場を充実させていくことも必要である。乳幼児期から文化・芸術にふれることは、想像力と創造性を育み、多様な価値観を受け入れる心を養うことにつながる。</p>
<p>【施策の方向2】 子どもや青少年の文化・芸術活動の支援</p> <p>子どもや青少年の興味に応じて、自由に文化・芸術活動を行うことができるよう、参加型の事業を実施してきた。</p>	
<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生から高校生までを対象としたせたがやジュニアオーケストラの運営 ・世田谷美術館・文学館の展示と関連させた子ども向けワークショップの実施 ・夏休み・冬休み期間などを中心とした様々な体験型ワークショップの実施 ・プロ演奏家の長期間指導による中学生のジャズバンドワークショップの実施
<p>評価</p>	<p>子ども対象の様々な事業を世田谷区では先進的に数多く行ってきた。子どもを対象とする事業は、子どもだけでなく保護者の興味を引かせることも参加につながっていくため、学校やその他関係機関とも連携し、広報の仕方をより効果的に検討していく必要がある。</p> <p>事業の担い手となる人材育成の視点で、様々な事業で子どもや青少年のボランティアが活躍する機会を作り、取り組んでいくことも必要である。</p>

施策目標5 文化・芸術をコミュニティに活かし、広げる

文化・芸術の波及力を地域や他分野に広げ、情報発信を強化し、世田谷の文化・芸術を区内外に広げていく。また、異なる文化を持つ人との交流の機会を充実させる。

【施策の方向1】 文化・芸術の波及力を活用した地域づくり

文化・芸術の力を区民生活、地域コミュニティへ波及させ、他分野と連携した取組みを行ってきた。また、文化的な事業の交流を通じて、区民が、世界や外国人を身近に感じ、関心をもつことができる取組みを図ってきた。

主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活性化を目的とした商店街と芸術家の協働事業の実施 ・文化施設の地域行事への参加・支援 ・姉妹都市を通じた国際交流事業や、区内における国際理解や国際交流の推進事業の支援
評価	<p>文化・芸術の力による地域コミュニティの活性化を図るために、地域商店街や町会と協働し実施してきた「三茶 de 大道芸」は、地域の賑わいを創出し、世田谷の秋の風物詩になっている。</p> <p>様々な事業に取り組んできているものの、福祉や観光・産業との連携が弱い。民間施設や団体、個人やボランティアと連携し、分野を横断した取組みが必要である。</p> <p>東京 2020 大会を契機に、国内外から多くの人々が世田谷へ訪れる機会を活用し、文化・芸術を通じた国際交流や、多文化理解の促進を図っていく必要がある。</p>
<h3>【施策の方向2】 文化・芸術に関する情報発信</h3> <p>区民が文化・芸術の関心を高め、積極的な参加活動に取り組めるよう、世田谷の文化・芸術に関する情報を集約・発信してきた。</p>	
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・民間も含めた区内の文化施設等で行われる催しや、施設の貸出しスペース等の情報を集約した冊子の発行 ・秋の期間に文化施設やまちなかの身近な場所で開催する文化・芸術イベントを集約したリーフレットの発行 ・文化施設や史跡、文化財、寺社をまとめたマップの発行
評価	<p>様々な情報誌を発行しているが、区政モニターや各事業のアンケートから、情報が効果的に届いていない傾向がある。</p> <p>誰を対象としているのか整理し、必要な人に必要な情報がしっかり届くよう、内容と情報発信の手法を検討していく必要がある。</p> <p>集客のあった展示では、来場者による SNS を使った情報の広がりがあり、受け手側から発信を促す視点も検討していく必要がある。</p>

(2) 世田谷区文化・芸術懇話会による評価・検証

第3期計画の策定に向け、懇話会では、第2期計画の検証や第3期計画に向けた考え方等について意見交換を行いました。

また、今の時代に求められている文化・芸術の役割や、高齢社会におけるシニア世代の文化・芸術への関わり方、次代を担う子どもへの取組みの大切さ、東京2020大会を契機とした文化・芸術を通じた国際交流や、世田谷の魅力をいかに区民や国内外へ発信し伝えていくか、今の社会情勢やこれまでの取組み、他の自治体等の事例などを踏まえ、文化・芸術振興に関して、様々な意見が交わされました。

懇話会による主な意見

文化・芸術の魅力の情報発信について

情報発信については、満遍なく広報するより、ターゲットにどのように訴求していくのか把握している現場へ、自由に使える予算をつけるほうが効果がある。

観光客に対して世田谷区の特徴的な部分を戦略的に発信し、情報を拡散してもらうことができるとうい。

スマートフォン、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)普及率を踏まえ、デジタル化だけでなく多様な情報媒体を活用していくことも必要。

高齢者と文化・芸術について

高齢化の進展が早い日本は、文化・芸術が新しいモデルを担う1つの要素になる。

平均寿命が延びていることを踏まえ、人生の成熟段階の人たちだからこそ文化・芸術の世界でやれることがある。美術館での展示解説をはじめ、ボランティアの活動を計画に盛り込んでいけないか。

音楽リズム体操やコーラス活動等により認知症になるリスクが軽減したことや愛知万博で、高齢者がボランティア活動を行ったら、その自治体の社会保障費が軽減されたなどの事例から、文化活動等に関わることで、社会保障費にも影響を及ぼすと考えられる。

高齢者をどう社会に引きつけていくか、地域包括ケアシステム²との関係も重要である。

² 地域包括ケアシステム：高齢者が要介護状態となっても住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が日常生活の場で一体に提供される仕組みのこと。

子ども・若者と文化・芸術について

子どもの文化的体験の効果を踏まえた長期的な視野で重点的に取り組む必要がある。

家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが文化にふれる体験をするため、学校と連携して取り組むべきである。

かつて世田谷は多くの芸術家が育った場として知られていることを生かし、世田谷という場がなければ、創作活動に結び付かないような空間が作れないか。

文化・芸術の効果や他分野への波及効果などについて

文化・芸術に対する自治体の期待度は大きく、景観の保護、観光や産業との結びつけ、イメージアップなどの取組みが検討されている。

文化・芸術は評価をするのが難しい分野であり、成果を短期的に図ることができない一方で、事業に対する説明責任を強く求められている。

東京 2020 大会

公立施設だけでなく、民間と連携しながら区全体でアピールしていくことを新しい要素として出していく。

世田谷区で実施している多くの事業の組み合わせにより、アピール度の高い文化プログラムになる。

オリンピック会場となっていることやアメリカ合衆国のホストタウンとなることを活用し、国際的な交流や世田谷ならではの取組みを考えていけないか。

東京 2020 大会を機に施設の整備やバリアフリーは検討すべきである。

オリンピックだけでなく、パラリンピックにも視点をおき、エイブル・アート³などの取組みの充実や、多言語化やユニバーサルデザインを推進する良い機会である。

現在、日本のサブカルチャー⁴が爆発的に浸透している。

³ エイブル・アート: 障害者による芸術活動およびその作品、障害者の芸術活動を推進する運動。また、既成の表現に縛られない子どもや障害者を含む、専門的な美術教育を受けていない人々の創造行為を幅広くとらえ、アール・ブリュットともいう。

⁴ サブカルチャー: 社会の主流となる文化に対して、若者などを担い手とする独特な文化

世田谷区文化・芸術懇話会による提言

今後、特に力を入れて取り組むべき課題として、以下の項目 5 点に整理し、これらの意見を踏まえ、第 3 期計画検討委員会において計画策定に向けた議論を進めてきました。

1. 区民はもとより対象者に合わせたわかりやすい情報発信

SNS、紙媒体等による幅広いツールの活用及び民間との連携

2. 区民参加の取組み

高齢者の成熟した技術や余暇の時間を活用したボランティア活動等の推進

文化・芸術活動による福祉や医療等他分野への効果への期待

区民が気軽に参加できる事業の実施

3. 子ども・若者が文化・芸術にふれる機会の提供、創出

子どもが気軽に体験、表現できる環境づくり

4. 環境文化の保全と生活文化の継承

史跡や文化財等の歴史的資産の保存

伝統行事や伝統芸能の次代への継承

5. 東京 2020 大会を契機とした世田谷区の特色ある取組み

世田谷区内の公立・民間文化施設の活用

サブカルチャーを活かした展開

ユニバーサルデザイン及び多言語化の推進

(3) 世田谷区における現状と課題

世田谷区の第2期計画を含めたこれまでの取り組みや地域の特性、社会背景や懇話会の提言、区民意識調査、区民アンケート結果を踏まえ、策定に向けた課題を以下のように整理します。

既存事業の次のステップとなる展開

- ・区内の文化資源、文化施策の認知度不足や参加者の偏りがあるため、区内外へ文化の力を広げる取り組みが必要

区民に届く情報力の強化

- ・様々な文化施策にあわせ広報媒体を作成しているが、情報の偏りや活用が図られていない

次代を担う世代への取り組みの見直し・強化

- ・世田谷芸術アワード“飛翔”⁵は応募者が減少傾向にあり、若手芸術家の創作活動を支援する仕組みの検討が必要
- ・乳幼児期の子どもや子育て世代に向けた取り組みの強化が必要

区民が主体的に文化を楽しみ、活動する文化・芸術施策を推進

- ・芸術家のみならず、生活文化、環境文化を支える担い手としてボランティアや文化活動への区民参画の支援が必要

世田谷区の多様な文化資源の次世代への継承

- ・暮らしの中で生まれてきた文化や歴史を継承するとともに、昔遊びなどを通じて、新しく多様なライフスタイルで生きる子どもたちへ継承する取り組みが必要

国際社会における文化・芸術への展開を意識した取り組みを推進

- ・国際的な交流や多文化共生等における対応が求められている

政策事業と公益財団法人せたがや文化財団事業の連携の強化

- ・公益財団法人せたがや文化財団（以下、「せたがや文化財団」という。）の高い専門性を活かし、時代に則した文化・芸術施策推進のために連携強化が必要

庁内の連携強化

- ・文化・芸術施策の役割を整理した上で、福祉や観光・産業など他分野における施策との関連が求められていることから、庁内の関係所管との連携強化が必要

⁵ 世田谷芸術アワード“飛翔”：若手アーティストの創作活動を奨励・支援することを目的とした芸術賞。生活デザイン、舞台芸術、音楽、美術、文学の5部門で作品を公募、選考し、受賞者を決定して表彰する。受賞者には創作支援金を交付するとともに、翌年度に受賞作品等の発表機会を提供する。

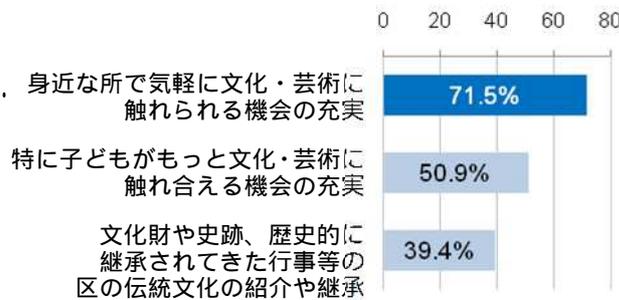
子どもに対する施策への取組みが重要視されており、「文化・芸術の取組みに対する期待」や「文化施策として重視すること」においても高い割合になっている。

【文化・芸術の取組みに対する期待（上位3位）】

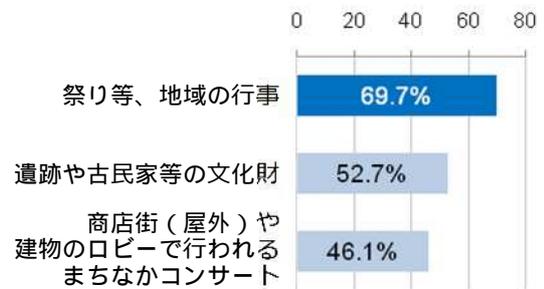


「文化施策として重視すること」として、「身近な所で気軽に文化・芸術に触れられる機会の充実」が最も高く、また、「身近に感じる文化・芸術」として「祭り等地域の行事」が最も高く、次いで「遺跡や古民家等の文化財」となっている。

【文化施策として重視すること（上位3位）】

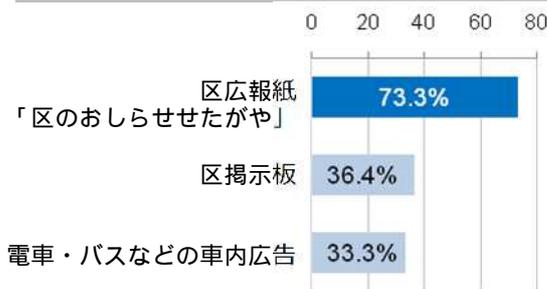


【身近に感じる文化・芸術（上位3位）】

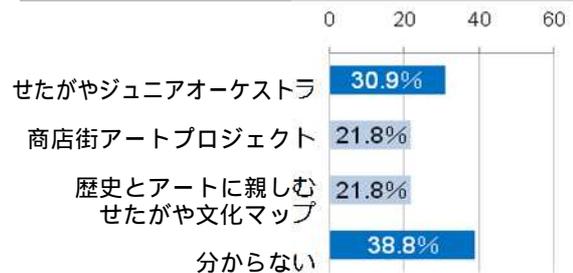


「文化・芸術に関する情報入手手段」として「区広報紙」が最も高く、「区が重点的に取り組んだ事業の認知度」では「分からない」が最も高い。

【文化・芸術に関する情報入手手段（上位3位）】



【区が重点的に取り組んだ事業の認知度（上位3位）】



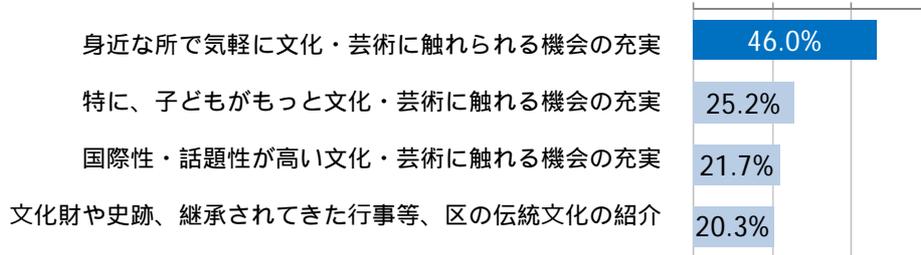
文化・芸術に関わる活動としては、「演奏会や演劇・展覧会を見に行く」等の鑑賞が最も多く、次いで「文化・芸術に関することは特にしていない」となっている

【文化・芸術に関わる活動（上位2位）】



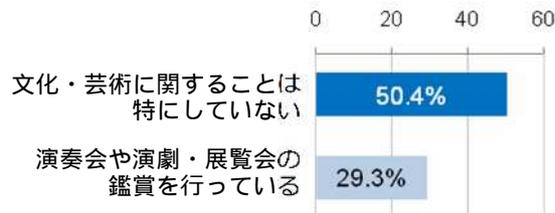
区の文化の取組みとして重視すると良いことを聞いたところ、「身近な所で気軽に文化・芸術に触れられる機会の充実」が 4 割半ばで最も高く、次ぐ「特に、子どもがもっと文化・芸術に触れる機会の充実」は 2 割半ばとなっている。

【重視すべき文化政策（上位 4 位）】



文化・芸術に関わる活動について聞いたところ、「演奏会や演劇・展覧会の鑑賞を行っている」がほぼ 3 割で最も高く、「文化・芸術に関することは特にしていない」は 5 割となっている。

【文化・芸術に関わる活動（上位 2 位）】



調査結果の詳細は資料編を参照

第2章 計画の基本的考え方

1 基本理念

世田谷は、みどり豊かな武蔵野の自然にあふれ、閑静な住宅地として発展し、文化・芸術に携わる人々は、その魅力にひかれ移り住むようになりました。その歴史は、今日に受け継がれ、世田谷の多くの区民は、区内各地域における活発な演劇活動、自主的かつ積極的な文化・芸術活動、またその活動を支えるボランティア活動等を行っており、文化・芸術に高い関心を持っています。また、世田谷には日本の文化・芸術の牽引役として活動されている方も多くいます。さらに、世田谷は、文学、映画等の作品の舞台として数多く登場しており、区民にとって文化・芸術が身近に感じられる環境にあります。

これらは区民のかけがえのない財産であり、世田谷の大きな魅力でもあります。区はこれらの財産を活かし、文化的な環境の向上に努めるとともに、すべての区民が文化・芸術にふれ、文化的な環境を享受し、文化・芸術に関する活動に取り組むことができるようにすることが、区としての重要な責務であると考えています。

誰もが心に潤い、ゆとり等を感じることができる区民生活及び地域社会の実現に向け、区、区民、民間団体等の協働による文化・芸術の振興に関する施策を推進するために、世田谷区における文化及び芸術の振興に関する基本理念を『世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例』で謳っています。

<基本理念>

- (1)文化及び芸術に関する活動における自主性及び創造性は、尊重されなければならない。
- (2)文化及び芸術を鑑賞し、その活動に参加し、及び創造することのできる環境の整備が図られなければならない。
- (3)文化及び芸術の振興に当たっては、区、区民、民間団体、他の自治体等の相互の連携が図られなければならない。

「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」より

2 将来像(目指すべき姿)

世田谷区には、等々力溪谷や国分寺崖線など緑豊かな自然、古墳や歴史的な建造物などが残されています。また、世田谷美術館、世田谷文学館、世田谷文化生活情報センターなどの区立文化施設をはじめ、民間の美術館や劇場等の文化施設も数多く存在し、区民が身近に文化・芸術にふれることができる環境があります。

また、地域の伝統的な祭りやイベント、区民による様々な文化・芸術活動などが活発に行われています。

これらは、区民のかけがえのない財産であり、世田谷の魅力を支える大きな要素となっています。

東京 2020 大会では、世田谷区は馬術競技が実施され、また、アメリカ合衆国選手団のキャンプ地となります。さらに、アメリカ合衆国のホストタウン⁶として内閣官房に登録されました。多くの外国人観光客や日本人観光客が世田谷を訪れることが見込まれるため、世田谷の魅力である豊かな文化資源や文化・芸術活動を、国内外へ発信していく絶好の機会を迎えます。

世田谷区は、これまでの世田谷らしい先駆的、独創的な取り組みや文化資源、文化的環境を活かし、区民が文化・芸術に親しみ、参画し、また、民間団体、大学等と連携・協働しながら「心潤う、文化・芸術のまち 世田谷 ~文化・芸術に親しみ、魅力を発信する」を目指します。

心潤う、文化・芸術のまち 世田谷
~文化・芸術に親しみ、魅力を発信する

⁶ ホストタウン:東京 2020 大会開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に地域の活性化を進め、事前キャンプ等を通じて大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方自治体を「ホストタウン」として全国各地に広げることを目的に、内閣府が地方自治体の申請に基づき審査・登録を行っている。

3 第3期計画策定にあたっての視点

世田谷区の豊かな文化的環境や、区民の活発な文化・芸術活動など、世田谷の特性を活かしたこれまでの取組みを継承しつつ、第2期計画の課題である「区民はもとより対象者に合わせたわかりやすい情報発信」や「子ども・若者が文化・芸術にふれる機会の提供・創出」、「区民参加の取組み」なども踏まえ、将来像「心潤う、文化・芸術のまち 世田谷 ～文化・芸術に親しみ、魅力を発信する」の実現に向け、以下の4つを計画策定にあたっての視点として、世田谷の文化・芸術の振興を推進していきます。

身近に感じられる文化・芸術の推進

世田谷の文化・芸術は区民のかけがえのない財産です。

区内には、多彩で豊富な文化資源がありますが、文化資源の情報等が区民に十分に伝わらず、享受されているとはいえない状況にあります。

世田谷の財産である文化・芸術を、区民の誰もが知り、身近に感じ、誇りに思えるような取組みが必要です。

この取組みを通して、世田谷の魅力として、文化・芸術を区の内外へ発信していきます。

文化・芸術で次の時代を担う人材の育成

世田谷の特徴に「文化・芸術にゆかりの深い都市」として、近代になってから多くの文化人・芸術家が居を構え、活発な創作を重ねてきた歴史が挙げられます。現在も国内外において文化・芸術分野で活躍する著名な方々が多く住んでいます。

更なる魅力向上のために、若手をはじめとした新進の芸術家の多様な芸術活動の推進など、人材育成の支援を行っていきます。

子どもの頃から文化・芸術にふれることにより、想像力と創造性を育み、将来の可能性を広げるとともに多様な価値観を受け入れる心を養うことが重要です。

芸術家だけではなく、活動を支える指導者やボランティア、寄附、あるいは文化・芸術活動を楽しんだり、見守ったりと区民全体で文化を支えるまちづくりを形成していきます。

誰もが参画・協働できる文化・芸術環境の整備

区内では個人や団体による文化・芸術に関する自主的かつ積極的な活動や、文化施設を支えるボランティアによる活動等が多く行われています。

区内に多数存在している文化・芸術団体による、自主的な団体同士の交流ネットワークの仕組み、高齢化や障害者差別解消法の施行など社会の変化に対応した、文化施設の整備や交通の利便性を高める取組みなど、ソフト・ハード両面の工夫を図ることが求められています。

文化・芸術活動を行うための練習場所及び発表会場の区民ニーズは高く、場の確保、機能の整備が求められています。

世田谷区と大学や民間団体等の連携、また、それぞれの役割分担等を整理することにより、それぞれの特色や持ち味を活かした取組みが期待されています。

障害者や外国人、子育て世代など、様々な区民が文化・芸術を通じた交流やコミュニティへの参加が可能となるように取り組みます。

地域の文化資源や伝統文化の保存・継承

歴史的建造物などの歴史的資産や風景といった文化的環境を活かしたまちづくりを進めることが、生活の中に文化を感じ、世田谷ならではの魅力の発信につながります。

世田谷らしい文化的環境を大切に保つ意識を醸成することは、新たな環境文化の創造にもつながります。

「世田谷のボロ市」や「浄真寺のお面かぶり」をはじめ、地域に支えられ、人々の生活と深く結びついてきた、季節感のある伝統文化が残されています。

伝統行事や伝統芸能などは、生活様式に溶け込む文化・芸術として、人々の暮らしに、豊かな彩りを添えてきました。

人々の暮らしの中で育まれてきた幅広い文化を今後も活用し、保存・継承していく取組みを推進します。

第3章 施策目標及び重点政策

1 施策目標

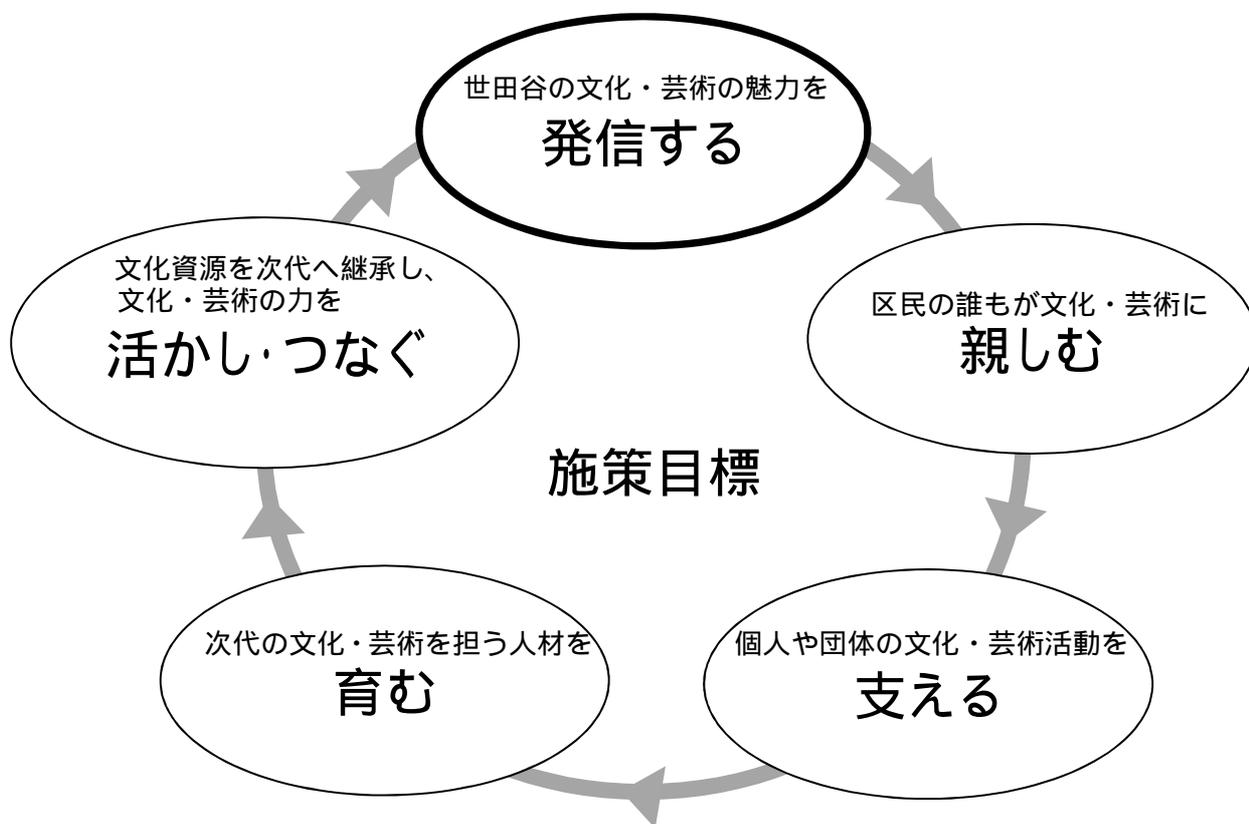
将来像「心潤う、文化・芸術のまち 世田谷 ～文化・芸術に親しみ、魅力を発信する」の実現に向け、第3期計画策定にあたっての視点や今後の文化・芸術を取り巻く社会動向を踏まえ、次の考え方に基づき、施策目標を定めます。

区民誰もが、世田谷の財産である文化・芸術に関心を持ち、活動することによって、人と人、地域等とのつながりが広がり、まちの魅力や活力が向上していきます。また、文化人・芸術家が居を構え、活発な創作活動を重ね、築き上げてきた世田谷の文化・芸術を次代につなぐとともに、乳幼児期から文化・芸術にふれ、創造性を高めることが、これからの時代を生き抜く力を育むために、重要な取組みとなります。

世田谷の文化・芸術の素晴らしさを知り、親しむことで、区民の文化・芸術活動のきっかけや活動への参加機会へとつながっていきます。

このような展開を図っていくために、次の施策目標を掲げ、具体的な取組みを推進していきます。

【施策目標推進の体系】



2 重点政策

第3期計画の策定にあたっての視点や施策目標を踏まえ、将来像を実現するために、重点政策を掲げ、効果的な取組みを推進していきます。

重点政策1 次の時代を担う世代の文化・芸術振興

子どもや青少年が文化・芸術に親しむ機会の創出や若手の芸術家の発掘・支援については、区は、これまでも先進的な事業を推進してきました。

国際化の進展に伴い、これからの時代は、多様な価値観や自分とは異なる文化、歴史にふれる機会が増えてきます。これからの時代を生き抜くために、多様な価値観を持つ人々と協力・協働しながら社会に貢献することができる創造性豊かな人材を育成することが重要です。

乳幼児期から文化・芸術にふれることにより、想像力や創造性だけではなく、社会の多様性への対応力を育むことができます。

また、若手の芸術家においては、飛躍の機会になるとともに、新たな文化・芸術の創造にもつながります。

区は、乳幼児期を含めた子どもの文化・芸術にふれる機会、そして、若手の芸術家の更なる創作活動を促進させるための支援の充実を図っていきます。

【取組み事業1】乳幼児を対象とした文化・芸術体験事業

子どもが、気軽に文化・芸術にふれることができ、様々な経験を積み重ね、興味・関心を広げることができるような取組みを進めていきます。文化施設を拠点とした、乳幼児対象の事業を充実していきます。

また、幼稚園・保育所等での、園児の文化・芸術体験ができる取組みを進めていきます。

< 年次計画 >

平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	平成 33(2021)年度
・幼稚園・保育所等での文化・芸術体験事業の支援のあり方検討	・幼稚園・保育所等での文化・芸術体験事業の試行	・幼稚園・保育所等での文化・芸術体験事業の実施	・幼稚園・保育所等での文化・芸術体験事業の実施
・文化施設を拠点とした乳幼児対象事業の充実・実施	・文化施設を拠点とした乳幼児対象事業の実施	・文化施設を拠点とした乳幼児対象事業の実施	・文化施設を拠点とした乳幼児対象事業の実施・検証

< 関連事業 >

乳幼児を対象としたワークショップ
幼稚園・保育所での文化・芸術体験事業

【取組み事業 2】子どもや青少年対象の音楽団体育成支援

「せたがやジュニアオーケストラ」は、世田谷の未来を担う子どもや青少年を対象に専門的な音楽技術を身につけるだけでなく、音楽を通じ、協調や情操の精神を学び、豊かな人間性や社会性を身につけることを目指して平成 22（2010）年に設立しました。また、区内には多くの子どもたちの合唱団や吹奏楽団などがあります。音楽を通じて子どもたちの創造性を育むために、子どもと音楽の出会いの機会や交流を図り、支援していきます。

< 年次計画 >

平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	平成 33(2021)年度
・定期演奏会、各種音楽事業の実施 ・練習や演奏会等を通じた団体同士の交流支援の検討	・定期演奏会、各種音楽事業の実施 ・練習や演奏会等を通じた団体同士の交流支援	・定期演奏会、各種音楽事業の実施 ・練習や演奏会等を通じた団体同士の交流支援	・定期演奏会、各種音楽事業の実施 ・練習や演奏会等を通じた団体同士の交流支援

< 関連事業 >

小学生から高校生までを対象としたオーケストラの運営・支援

【取組み事業 3】若手芸術家の発掘・支援

若手芸術家の発掘、支援を目的とした芸術賞「世田谷区芸術アワード“飛翔”」を充実、継続していきます。企画提案の選定と優秀者への発表機会の提供にとどまらず、発表に向けて世田谷の持つそれぞれの分野の専門能力を活かした支援を行い、区内大学とも連携し、若い意欲のある芸術家の創作活動・発表支援など、さらに魅力ある事業としていきます。

< 年次計画 >

平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	平成 33(2021)年度
・「世田谷区芸術アワード“飛翔”」の見直し・検討	・公募・審査の実施、賞の授与	・創作活動・発表支援、発表の機会の提供	・公募・審査の実施、賞の授与

< 関連事業 >

芸術家の発掘・支援を目的とした芸術賞

重点政策2 文化・芸術の力を区民生活へ活かす

文化・芸術の持つ力は、教育・福祉・産業・まちづくり等、区民生活に密接に関わる様々な分野へ波及し、効果を発揮してきています。

区は、文化・芸術の創造性を教育のなかに取り入れることや、商店街を核にした、文化・芸術活動のプロジェクトなどを通し、まちの魅力や活力の向上につなげてきました。

引き続き、これまでの取組みを踏まえ、特に、高齢者や障害者も、文化・芸術にふれるとともに、文化・芸術活動に積極的に参画する取組みを推進していきます。

また、「まちなか観光」⁷とも連携を図りながら、文化・芸術活動を通して、更なる世田谷の魅力の創出に取り組んでいきます。

【取組み事業1】文化・芸術によるまちの賑わい・魅力の創出支援

商店街や地域団体と連携し、区内各所で演奏会やパフォーマンスなどを行い、まちなかで気軽に文化・芸術を楽しめる機会を提供していきます。多くの芸術家が地域との協働事業に参加することで、自身の活動の場を広げるとともに、地域の文化・芸術活動を支援していきます。また、東京都や大学との連携など、実施手法を検討・工夫し、地域と文化・芸術のつながりを強化し、まちの賑わい・魅力の創出を図っていきます。

民間文化施設や地域団体等と連携し、区の文化資源を活かしたまち歩きやバスツアー等の事業を実施し、文化・芸術の力で多くの人が世田谷の魅力を堪能でき、まちの賑わい・魅力の創出につなげていくよう、観光と連携した事業を展開していきます。

< 年次計画 >

平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	平成 33(2021)年度
・アーティスト派遣内容の拡充	・商店街以外の派遣先の拡充・実施	・アーティスト派遣先の拡充・実施	・アーティスト派遣の実施・検証
・世田谷芸術百華対象事業の拡充	・世田谷芸術百華の拡充・実施	・世田谷芸術百華の拡充・実施	・世田谷芸術百華の実施・検証
・まちなか観光との連携事業の試行	・まちなか観光との連携事業の実施	・まちなか観光との連携事業の実施	・まちなか観光との連携事業の実施

< 関連事業 >

区民活動団体への広報支援や事業費補助などの活動支援

商店街へのアーティスト派遣

⁷ まちなか観光:おしゃれな街や豊かな自然、文化・芸術の発信スポット等、地域の魅力をつなぎ合わせ、まちをゆっくり歩きながら再発見・認識してもらう世田谷スタイル

商店街や町会、NPO 法人、ボランティア等が連携した、文化・芸術を生かしたまちの地域活性化事業
 まちなか観光との連携事業
世田谷芸術百華⁸の開催

【取組み事業2】高齢者や障害者の文化・芸術活動の支援

年齢や障害の有無、言葉などの違いにかかわらず、あらゆる人々が区の文化・芸術を享受する機会をつくとともに、主体的に参加できる場を提供し、文化・芸術にかかわる取組みに参加できるようにします。

高齢者施設や障害者施設等での出張公演を行うとともに、鑑賞するだけにとどまらず、一体となって楽しめる公演を企画し、誰もが文化・芸術にふれ、参加・体験できる機会を充実させていきます。

また、文化・芸術活動の参画者拡大と障害者の理解促進を図るため、障害者の文化・芸術活動支援、いわゆるエイブル・アートなど、障害者が文化・芸術に参加しやすい環境づくりを進めていきます。

< 年次計画 >

平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
・福祉施設等での出張公演事業の実施 ・障害者施設や関係者等との意見交換会の開催、エイブル・アート支援事業の検討	・福祉施設等での出張公演事業の実施 ・エイブル・アート支援事業の検討・試行	・福祉施設等での出張公演事業の実施 ・エイブル・アート支援事業の実施	・福祉施設等での出張公演事業の実施 ・エイブル・アート支援事業の実施・検証

< 関連事業 >

福祉施設等での出張演劇公演

エイブル・アートの支援

⁸ 世田谷芸術百華:9月から11月の期間中、世田谷区、せたがや文化財団、区内文化関係団体などが連携・協働し、美術館や劇場、文学館などの文化施設のみならず、まちかどや商店街・公園など、区内各地で多発的かつ連続的に多彩なアートイベントを行う秋のフェスティバル。

重点政策3 文化資源の保全と伝統文化等の継承

世田谷には、緑豊かな自然、良好な風景、文化財や史跡等の歴史的資産、近代建築など、数多くの文化資源が残っています。また、外国人の観光客が増え、改めて、日本文化が見直されています。

区は、生活に根ざした文化・芸術に結びつく環境文化を世田谷の資産として活用し、まちをデザインしていくなど、文化・芸術の薫り高いまちづくりを進めてきました。

また、地域の文化資源を活用した祭りや催しも活発に行われています。

これまでの取組みをより一層推進していくとともに、郷土「せたがや」の歴史・文化を次世代に継承していくために、教育委員会を中心として、区内にある様々な文化財の情報を総合的に把握し、文化財とそれを取り巻く環境を一体的に保存する取組みを進め、区民と協働して文化財の保護を推進し、世田谷の歴史・文化の魅力を発信します。

【取組み事業1】世田谷の歴史・文化の魅力発信の充実

世田谷の歴史・文化に関する情報を効果的に発信するため、教育委員会を中心として「(仮称)世田谷デジタルミュージアムの構築」を進めます。区民が世田谷の歴史や文化を学ぶための情報を提供するとともに、子どもたちの郷土学習について学校教育の場でも活用できる情報提供や、多言語化への対応、まちなか観光のツールとして役立てていきます。

<年次計画>

平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	平成 33(2021)年度
・(仮称)世田谷デジタルミュージアムの構築における連携	・(仮称)世田谷デジタルミュージアムの活用	・(仮称)世田谷デジタルミュージアムの活用	・(仮称)世田谷デジタルミュージアムの活用

<関連事業>

(仮称)世田谷デジタルミュージアムの構築

【取組み事業2】地域の歴史や伝統文化にふれる機会の充実

世田谷の郷土を学ぶ場や機会の充実を図るため、郷土資料館を中心に世田谷の歴史や文化を紹介するとともに、民家園などでの伝統的な生活文化を体験する事業を進めます。

地域の歴史や文化について多くの方にわかりやすく理解していただくために、いくつかのテーマに沿って文化財を紹介する「せたがや歴史文化物語」の取組みを推進していきます。

また、日本文化の魅力にふれる機会を充実させるため、地域に開かれた公益性の高い日本文化に関する区内団体の事業を支援していきます。

平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	平成 33(2021)年度
<ul style="list-style-type: none"> ・「せたがや歴史文化物語」の活用 ・世田谷芸術百華での日本文化活動団体との連携 			

< 関連事業 >

区民活動団体への広報支援や事業費補助などの活動支援

せたがや歴史文化物語の取組み

【取組み事業3】地域の文化財や伝統文化の継承の支援

郷土「世田谷」の歴史・文化を次世代に継承していくためには、地域社会全体で文化財の保存・活用に取り組むことが重要です。

このため、教育委員会を中心として、地域で文化財の保存や活用、世田谷の歴史・文化を次の世代に伝えていくことができる人材の育成に取り組めます。

また、地域の伝統的な民俗文化や行事を担っている方々の支援、次世代の担い手の育成や活躍の場を提供していきます。

< 年次計画 >

平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	平成 33(2021)年度
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財ボランティア養成講座での連携 ・地域の文化財保護の担い手育成の方向性の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財ボランティア養成講座での連携 ・地域の文化財保護の担い手育成の方向性の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財ボランティア養成講座での連携 ・文化財ボランティアとの連携 ・無形民俗文化財に関する体験講座での連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財ボランティア養成講座での連携 ・文化財ボランティアとの連携 ・無形民俗文化財に関する体験講座での連携

< 関連事業 >

文化財に関するボランティア養成講座

地域の文化財保護の担い手の育成の取組み

無形民俗文化財の体験講座

重点政策4 東京 2020 大会を契機とした世田谷の文化・芸術の取組み

2020 年に開催される東京 2020 大会を契機に、区外をはじめ、海外からの来訪者が多数見込まれます。世田谷区は、馬術競技の会場であるとともに、アメリカ合衆国選手団のキャンプ地でもあり、アメリカ合衆国のホストタウンとして内閣官房に登録されました。

また、海外の国・都市などとの国際的な交流も高まり、在住外国人とともにまちづくりを進める多文化共生に向けた対応も求められます。

東京 2020 大会は、異文化を知り、多様性を知り受け入れるきっかけでもあり、世田谷の財産でもあり魅力でもある、文化・芸術を区内外に発信・創造し、様々な交流を生み出す、またとない機会となります。

区では、せたがや文化財団や区内の文化・芸術活動団体が実施する文化・芸術事業を「せたがや文化プログラム」と位置づけ、様々な文化・芸術プログラムを展開していきます。

また、区は、個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、すべての区民が自分らしく活躍できる地域社会づくりを目指しています。国籍や文化的背景の違いを受け入れ、在住外国人への生活支援、日本人と外国人とが地域で支え合う関係づくりや、男女だけでなく多様な性への理解促進、区民の地域活動への参画を進めていきます。

【取組み事業1】文化・芸術に親しむことのできる環境づくり

世田谷の文化資源を活用し、2020 年には多くの方々に、世田谷の文化・芸術の魅力にふれていただくことができるよう、文化施設を拠点とした様々な事業展開や、施設のサービス向上など、文化・芸術に興味・関心を持ち、親しむことのできる環境づくりに取り組んでいきます。

また、区内には民間を含め多くの文化施設があります。各施設がその専門性・強みを活かして相互に補完、相乗性を促進できるよう、企画運営の支援や共同開催、広報協力や施設間の交通アクセスなど、民間文化施設との連携を検討し、区全体で東京 2020 大会を契機に、文化・芸術の取組みを促進していきます。

< 年次計画 >

平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	平成 33(2021)年度
<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷美術館開館時間延長の検討、世田谷文学館無料開放日の実施 ・施設間の交通アクセスの検討、民間文化施設連携に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷美術館開館時間延長の検討・施行、世田谷文学館無料開放日の実施 ・施設間の交通アクセスの調整・整備、民間文化施設との広報・事業連携の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷美術館開館時間延長及び世田谷文学館無料開放日の実施 ・施設間の交通アクセスの整備、民間文化施設との広報・事業連携の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間延長及び無料開放日の検証 ・施設間の交通アクセスの検証、民間文化施設との広報・事業連携の実施・検証

< 関連事業 >

区内民間文化施設との広報協力や共同企画、交通アクセス等の連携

【取組み事業2】多彩な文化・芸術資源の魅力発信

世田谷の文化・芸術・歴史資源をはじめとした多彩な魅力を、次世代へ継承し、区内外に発信していくため、各種情報媒体を活用し、区民の参加を促していくとともに、多くの外国人観光客が世田谷の文化・芸術にふれる機会を創出します。アプリケーション等を活用した文化資源の紹介や多言語化などを検討し、世田谷の魅力を発信していきます。

< 年次計画 >

平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	平成 33(2021)年度
<ul style="list-style-type: none"> ・文化マップ改訂版の発行、多言語対応 ・文化情報誌の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化マップの発行、デジタル情報の活用 ・文化情報誌の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化マップの発行 ・文化情報誌の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化マップの発行 ・文化情報誌の発行

< 関連事業 >

世田谷区内の文化資源の情報や、散策コースを掲載したリーフレットの発行
 区内の文化施設等で行われる催しや施設の貸出しスペース等の情報冊子の発行

【取組み事業3】多文化共生社会の実現に向けた取組み

東京 2020 大会を契機に、国籍、言語、民族などの異なる人々が、互いの文化を認め合い、つながりを大切にしながら築いていく多文化共生社会を目指して、日本語支援や多文化理解の講座などを実施していきます。

また、多文化共生社会実現に向け、様々な意見交換の場を設け、多様な交流を推進し、世田谷の魅力の向上を図り、活力ある地域社会づくりにつなげます。

< 年次計画 >

平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
・日本語サポーター育成事業・日本語教室の実施	・日本語サポーター育成事業・日本語教室の実施	・日本語サポーター育成事業・日本語教室の実施	・日本語サポーター育成事業・日本語教室の実施
・せたがや多文化ボランティア講座の実施	・せたがや多文化ボランティア講座の実施	・せたがや多文化ボランティア講座の実施	・せたがや多文化ボランティア講座の実施
・せたがやタウンボランティアの設置・活用	・せたがやタウンボランティアの設置・活用	・せたがやタウンボランティアの設置・活用	・せたがやタウンボランティアの設置・活用
・外国人との意見交換会の実施	・外国人との意見交換会の実施	・外国人との意見交換会の実施	・外国人との意見交換会の実施
・せたがや国際メッセを通じた地域とのネットワークづくり	・せたがや国際メッセを通じた地域とのネットワークづくり	・せたがや国際メッセを通じた地域とのネットワークづくり	・せたがや国際メッセを通じた地域とのネットワークづくり
・国際交流ラウンジの実施	・国際交流ラウンジの実施	・国際交流ラウンジの実施	・国際交流ラウンジの実施
・多言語化の推進等、在住外国人支援の充実	・多言語化の推進等、在住外国人支援の充実	・多言語化の推進等、在住外国人支援の充実	・多言語化の推進等、在住外国人支援の充実

< 関連事業 >

日本語教室の開催、日本語サポーター育成事業

外国人相談窓口の運営、行政情報等の多言語化の推進

多文化共生社会を支えるためのボランティア養成講座

在住外国人・留学生等とともに実践する交流事業

世界の国々で行う多様なテーマでの国際交流事業

【取組み事業4】姉妹都市など海外の国・都市等との文化団体等の交流支援

東京 2020 大会を契機に、観光客をはじめ、外国人との交流の機会は今後ますます増え、区民とともに様々な国際交流を推進する必要があります。海外の多様な文化への理解を深めるには、双方の都市の住民がお互いの文化にふれ、関心を高める取組みが重要です。3つの姉妹都市、また、ホストタウンを契機としたアメリカ合衆国などをはじめ、今後さらに様々な国とのつながりを活かし、区民・団体等の国際的な交流活動を支援していきます。

< 年次計画 >

平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	平成 33(2021)年度
<ul style="list-style-type: none"> ・区民・団体等の国際交流活動の意見交換の場の設定、支援の実施 ・国際化推進協議会による国際交流活動の支援の検討・実施 			

< 関連事業 >

姉妹都市交流事業、アメリカ合衆国とのホストタウン交流事業

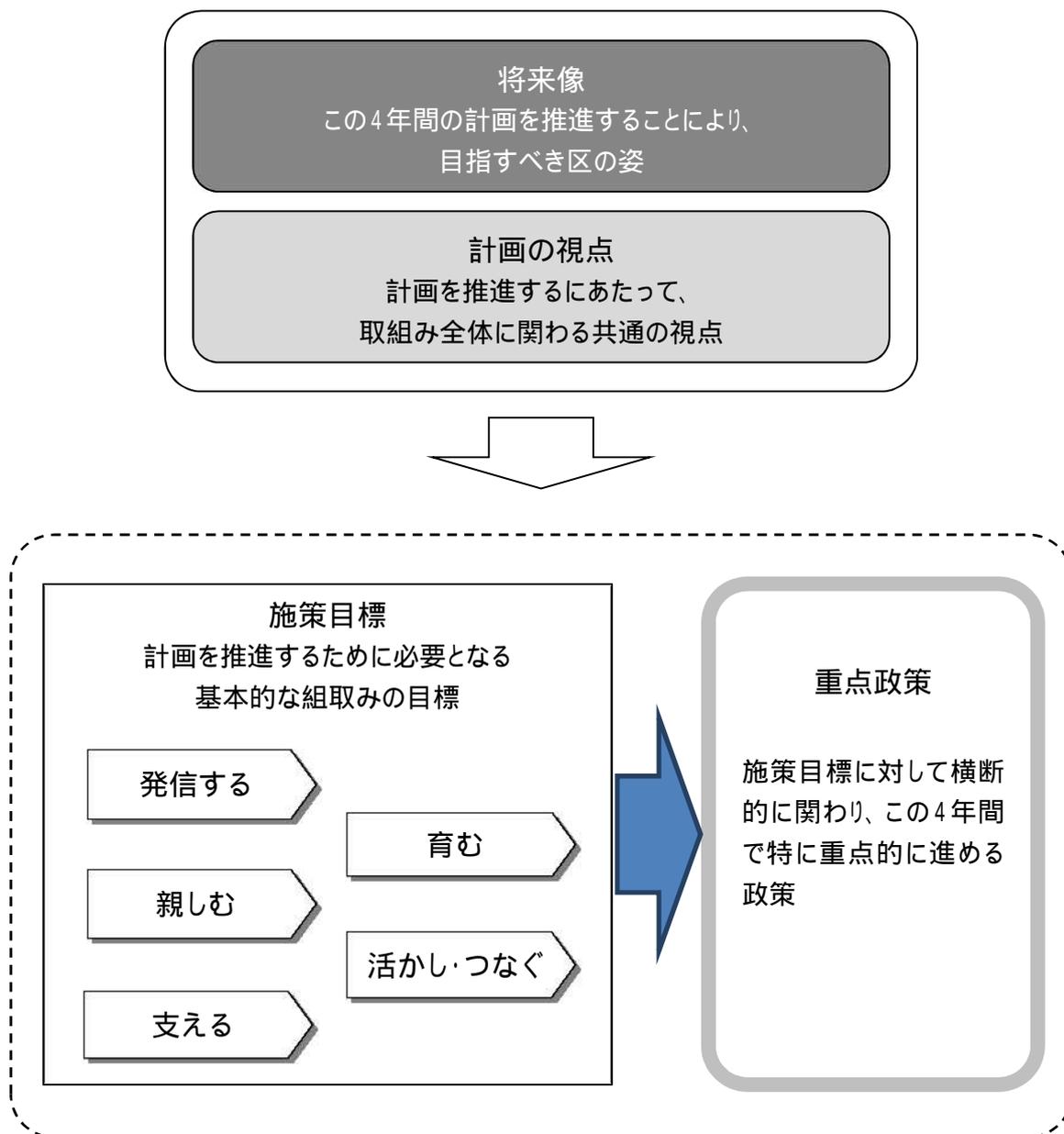
区民・団体等の国際交流活動の支援

これからの国際交流の検討・実施

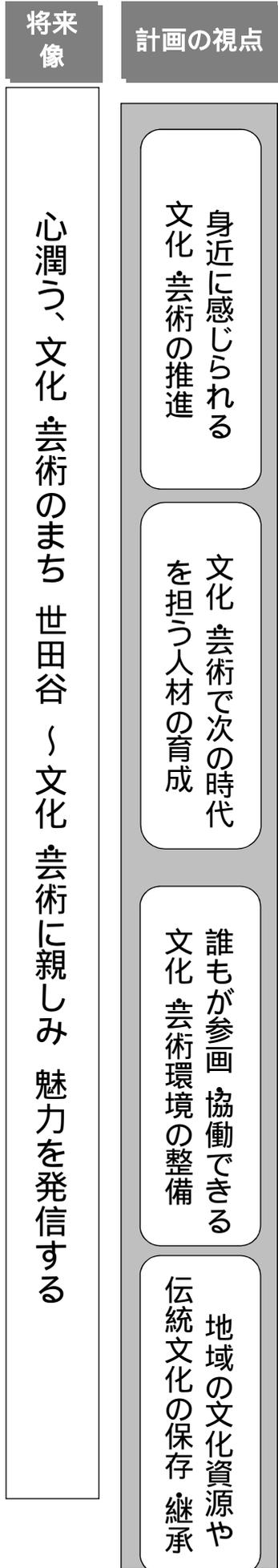
第4章 計画の内容

1 計画の体系

世田谷区における現状と将来像を踏まえ、次頁に新たな計画の体系を示します。



計画の体系



取組み内容

世代や目的に合わせた情報発信
地域の特色を踏まえた情報発信

文化・芸術の力を活かしたシティプロモーションの推進

暮らしの中で身近に文化・芸術に親しむことができる機会の充実
様々な年齢層に応じた文化・芸術に親しむ機会の充実

高齢者や障害者、外国人など誰もが文化・芸術に親しむ機会の充実
年齢や障害の有無、国籍にかかわらず誰もが気軽に音楽を親しむ機会の充実

区民の自主的な創作活動の支援、機会の充実
世代の違いや障害の有無にかかわらず、文化・芸術活動ができる支援の取組み

文化・芸術を創造・支える人材の育成・活動支援
ボランティアの活動支援、機会の充実

乳幼児から青少年までを対象とした文化・芸術を鑑賞・体験できる機会の充実
創造性を育み、高める体験・学習機会の充実

世田谷の歴史を学び、次代へつなぐ取組み
文化資源の保存・継承・活用

様々な主体と連携・協働し、文化・芸術の力でまちの魅力を高める取組み

外国人への支援
多文化共生への地域づくり
様々な国際交流の推進

2 具体的な取組み



世田谷区内には、公立文化施設や民間文化施設等で、さまざまな文化・芸術活動が展開されており、各施設から多様な情報が発信されています。

また、これまで、世田谷発の文化・芸術は、国内の文化・芸術を牽引する役割を果たしてきました。

区民の財産である世田谷の文化・芸術の魅力が区民が知り、身近に感じることが、世田谷の魅力を高めることにつながります。区が進める「まちなか観光」とも連携を図りながら、さまざまな媒体を活用して、世田谷の文化・芸術に関する情報を効果的に区民や国内外に発信していきます。

【関連計画】世田谷区産業振興計画 第2次世田谷区教育ビジョン、
世田谷区文化財保存活用基本方針

(1) 世田谷の文化・芸術情報の収集・発信

文化・芸術に関する情報が区民に届き、興味や関心、さらには活動へと結びつくよう、目的や対象とする相手を明確化し、効果的な情報発信を行います。

せたがや文化財団、(公財)世田谷区産業振興公社と連携し、情報のネットワークを広げるとともに、SNSを活用し、一方通行の発信だけではなく、受け手側からも情報が広がる仕組みを構築していきます。

地域の特徴を踏まえた情報を集約していくことにより、より実用的で親しみやすい情報発信を行います。

取組み内容

世代や目的に合わせた情報発信

< 主な取組み事業 >

各文化施設におけるホームページ、SNS等によるインターネットを通じた発信や、従来の紙媒体による情報誌、広報誌等の発刊

(生活文化部、せたがや文化財団)

東京2020大会を契機に、区の魅力を国内外に伝える多言語対応の情報発信

(生活文化部、せたがや文化財団)



せたがやアーツプレス
せたがやアーツプレス

「まちなか観光」と連携した観光アプリや観光ホームページ等の観光情報発信ツールの活用 新規（産業政策部）

地域の特色を踏まえた情報発信

<主な取組み事業>

世田谷区内の文化資源の情報や、地域の特色ある文化にふれる散策コースを掲載したマップの発行【重点4】（生活文化部、教育委員会事務局）
区の歴史や文化、芸術などに関する資料をデジタルデータに変換・保管し、インターネット上で閲覧できる仕組み（（仮称）世田谷デジタルミュージアム）の構築【重点3】 新規（教育委員会事務局、せたがや文化財団）

民間も含めた区内の文化施設等で行われる催しや、施設の貸出しスペース等の情報を集約した冊子の発行【重点4】（生活文化部）

エリアごとの自然や文化施設、近代・歴史的建造物などの観光スポットを取り上げたマップの発行（産業政策部）

iOS・Android対応アプリ

世田谷ぶらっと

あなたの身近な魅力発見!



観光アプリ「せたがやぶらっと」



せたがや音楽通信



歩いて出会う世田谷24の物語

せたがやみどころマップ

PICK UP せたがや文化マップの発行

世田谷区内には古墳などの古代の遺跡、古民家、庭園、近代建築から現代アートまで、生活を豊かに彩る様々な文化・芸術資産があります。こうした伝統的な文化と現代的な文化の両方を楽しめることが世田谷区の魅力であり、この魅力を広く区内外に発信するため、双方の情報をマップとともにまとめた「せたがや文化マップ」を発行しています。



地域の特色ある文化を巡る散策コースや地域で伝えられてきた季節感ある伝統行事を紹介するなど、区民が身近にある地域の文化的環境に親しみ、愛着を持って育てていただける環境づくりを目指していきます。

さらに、東京 2020 大会に向けて関連する散策コースや情報を紹介するとともに、アプリケーション等を活用した文化資源の紹介や多言語化なども検討していきます。

観光関連等他の情報誌との情報連携を図りながら区内に住んでいる方、訪れた方が区の魅力をまるごと楽しめるよう情報発信を進めていきます。

(2) 世田谷の文化・芸術の魅力を高め、広める取組み

文化・芸術と観光分野の連携した取組みを展開し、情報発信力の強化と、文化・芸術事業と連動したプロモーションを推進していきます。

世田谷の文化的資源を活用し、区、民間、NPO 法人、区民等が連携して、世田谷の魅力を高めていく取組みを推進していきます。

取組み内容

文化・芸術の力を活かしたシティプロモーションの推進

< 主な取組み事業 >

「まちなか観光」と連携し、世田谷区が持つ四季折々の魅力を活かしたシティプロモーションビデオの制作・活用 新規（産業政策部）
国内の公共劇場・美術館等との共同制作や巡回展示、提携公演、海外の劇場との共同制作や海外招聘【文化プログラム】(せたがや文化財団)



国内演劇創作事業『子午線の祀り』
(2017) 撮影 = 細野晋司 (シアター)

商店街や町会、NPO 法人、ボランティア等が連携した、文化・芸術を活かしたまちの地域活性化事業 【文化プログラム】【重点2】(せたがや文化財団)

発信する

PICK UP 世田谷アートタウン『三茶 de 大道芸』

世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター / 生活工房）がオープンした平成9（1997）年に、近隣商店街とセンターが協力し「三茶の街を劇場にしよう 三茶 de 大道芸」がスタートしました。



三軒茶屋のまちがちょっと風変わりなアートタウンに変貌し、街全体が劇場となる2日間。中でも人気は国内外から集結したパフォーマーが見せる大道芸です。三軒茶屋の街のそこかしこで繰り広げられるパントマイムやジャグリング、アクロバットにサーカスと盛りだくさんのパフォーマンスに出会えます。

区内はもとより区外から三軒茶屋を訪れる方も多く、2日間で約20万人を動員する定番イベントとなっており、地元商店街、町会・自治会等やボランティアが一体となってまちの活性化と地域文化向上を図っています。

2

親しむ

文化・芸術は、心に潤いをもたらし、ゆとりを感じる力があります。区内の文化施設では、国内外に誇れる演劇、音楽、美術、文学など多彩な公演や展覧会等が行われています。また、各地域では、まちの魅力を高め、活性化を図るため、地域の文化資源や文化・芸術団体、民間施設と連携を図りながら、様々な文化・芸術活動が展開されています。また、これらの活動を契機に、新たに文化・芸術活動に関心を持つ区民が増えています。

高齢者や障害者、外国人等、区民の誰もが、これらの文化・芸術活動にふれ、体験・参加し、気軽に親しむことができる機会を充実していきます。

【関連計画】 せたがやノーマライゼーションプラン、世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画

(1)文化・芸術を身近に鑑賞・体験できる機会の充実

年齢や障害の有無、また、経済的状況にかかわらず、誰もが文化・芸術に親しむことができるように、アウトリーチ活動⁹を積極的に行います。

幅広い層に応じたプログラムを展開し、区民の誰もが鑑賞し、参加するなど文化・芸術に親しむことができる機会を提供していきます。

取組み内容

暮らしの中で身近に文化・芸術に親しむことができる機会の充実

<主な取組み事業>

商店街などの地域団体や、民間企業等と連携した、アーティスト派遣事業の実施【文化プログラム】(生活文化部、せたがや文化財団)
学校や福祉施設などで実施する、出張公演やワークショップ(せたがや文化財団)



まちかどコンサート



親子で楽しめるコンサート
コトコトさんのドレミ図書館

⁹ アウトリーチ活動: 公的機関、公共的文化施設等が行う地域への出張サービス

様々な年齢層に応じた文化・芸術に親しむ機会の充実

<主な取組み事業>

子育て世代が文化・芸術を鑑賞できる環境の整備【文化プログラム】(せたがや文化財団)

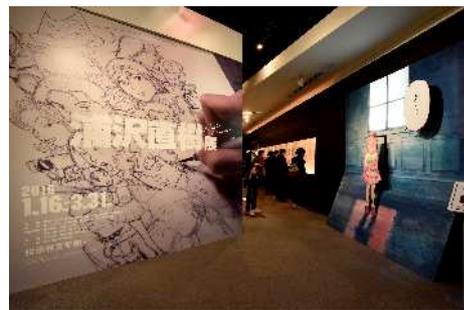
子ども向けや親しみやすいテーマ性をもったコンサート等の実施【文化プログラム】

(せたがや文化財団)

子ども向けのワークショップやジュニア向けの展示等、様々な年齢層を対象にした企画の実施【文化プログラム】(せたがや文化財団)

漫画や映画、絵本等をはじめ、広く芸術ジャンルを横断する展示事業の実施【文化プログラム】

(せたがや文化財団)



文学館企画展



美術館企画展

親しむ

PICK UP どこでも文学館

「どこでも文学館」は、「いつでも、どこでも、だれでも参加できる博物館」をコンセプトに、区内の学校や区民施設、団体と連携しながら、出張展示や出張ワークショップを実施し、博物館にわざわざ出向かなくても、幅広い層に向けて地域の歴史と文化に親しむ機会を提供する事業です。小中学校の廊下や図書室、ランチルームをはじめ、群馬県川場村にある世田谷区民健康村と中央図書館での長期間連続展示や、集合住宅内のコミュニティカフェでの展示、展示テーマと関連する講座の実施など、場所やプログラムの内容を工夫し、より多くの人々へのふれる機会を提供しています。



(2) 誰もが文化・芸術にふれることのできる取組み

年齢や障害の有無にかかわらず、区民の誰もが文化・芸術にふれ親しむための環境整備に取り組みます。

東京 2020 大会を契機とした取組みとして、多くの外国人が世田谷を訪れることから、多言語化を推進し、外国の方に世田谷の文化・芸術の魅力にふれ、親しんでもらえるよう環境を整備していきます。

音楽にはクラシックやジャズ、ロック、また、雅楽や民謡などの邦楽など様々なジャンルがあることから、年齢や障害の有無、また、国籍にかかわらず、誰もが身近に親しむことができます。音楽を聴いたり、音楽体験など、誰もが気軽に参加できる取組みを推進します。

取組み内容

高齢者や障害者、外国人など誰もが文化・芸術に親しむ機会の充実

< 主な取組み事業 >

車椅子貸出し、字幕案内、音声補助、点字対応や施設職員の対応など、ユニバーサルデザインの考え方に基づく芸術鑑賞のサポートの充実

(せたがや文化財団)

施設内サイン、展示等の多言語対応

(せたがや文化財団)

福祉施設等への出張演劇公演の実施【重点 2】

(せたがや文化財団)



Let's Sing ゴスペル

年齢や障害の有無、国籍にかかわらず誰もが気軽に音楽に親しむ機会の充実

< 主な取組み事業 >

誰もが気軽に楽しめる演奏会などの実施【文化プログラム】

(せたがや文化財団)

プロの演奏家などと一緒にを行う音楽ワークショップ【文化プログラム】

(せたがや文化財団)

他の芸術分野など異分野とコラボレーションした音楽事業【文化プログラム】(せたがや文化財団)

区民音楽団体の支援

(生活文化部、せたがや文化財団)



異分野とのコラボレーション
シェイクスピアと音楽

PICK UP @ (アット) ホーム公演

劇場へ足を運ぶことが難しい高齢者や障害者の方々に気軽に演劇を楽しんでいただこうと、世田谷パブリックシアター劇場部が毎年行っている@ホーム公演は、舞台で活躍中の演出家と俳優がオリジナルな作品を創り、区内の特別養護老人ホームとデイ・サービス、身体障害者施設で上演しています。施設の職員の方々も劇に参加したり、劇中歌をみんなで歌ったりと、演じる側もご覧になる方も一体となって楽しめる公演を実施しています。



区内には、若手の俳優や画家など、次の時代を担う芸術家が世田谷を拠点に活動しています。また、区民の音楽や演劇などの団体等が、様々な文化・芸術活動を行っています。さらに、日本文化の魅力を広めるために、地域や NPO 法人などが活発に活動を繰り広げています。区内を拠点に活動する次代を担う芸術家等や区民の文化・芸術活動を支えていくことは、世田谷の文化・芸術の魅力を高めることにつながっていきます。

また、高齢社会の到来により、高齢者の文化・芸術活動への参加や、ボランティアとして世田谷の文化・芸術活動を支える区民が増えていくことが見込まれることから、今後の世田谷の文化・芸術活動を支えていく仕組みづくり・取組みを推進していきます。

【関連計画】 せたがやノーマライゼーションプラン

(1) 区民の文化・芸術活動の支援

区民の文化・芸術活動を促進するため、区民の文化・芸術活動団体などとの事業連携や、運営面での支援、発表機会の提供に取り組んでいきます。

公共施設や区内の大学、民間の文化施設等と連携し、文化・芸術活動が可能な場所の情報提供などに努めていくとともに、区民の文化・芸術活動の発表や交流の場、創作活動や練習場所など文化施設のあり方について調査・研究を行っていきます。世代の違いや障害の有無にかかわらず多様な文化・芸術活動の支援を行っていくため、区民が身近に文化・芸術活動に取り組める場の充実を図っていきます。

障害者の創作活動を支援し、作品の魅力を区民へ発信するとともに、障害者が文化・芸術活動に参加しやすい環境の整備に取り組んでいきます。

取組み内容

区民の自主的な創作活動の支援、機会の充実

< 主な取組み事業 >

区民活動団体への広報支援や事業費補助などの活動支援【文化プログラム】【重点2・3】< 拡充 > (生活文化部)

区民参加の絵画展、写真展、オーディション形式のコンサートの実施【文化プログラム】



せたがやバンドバトル

(せたがや文化財団)

幅広い区民参加による文化団体の活動成果
発表の場とした文化祭(世田谷区民文化祭)の
開催【文化プログラム】(教育委員会事務局)

美術館区民ギャラリーの貸出しや、団体発表
の機会として区立劇場の提供(せたがや文化財
団)

世田谷で活動する芸術家の作品展示・販売等
の事業実施(せたがや文化財団)

区民の文化・芸術活動の発表や交流の場、
創作活動や練習場所などの文化施設の調
査・研究(生活文化部)



世田谷アートフリマ

世代の違いや障害の有無にかかわらず、文化・ 芸術活動ができる支援の取組み

<主な取組み事業>

高齢者文化活動支援による多様な講座の実施
(生活文化部、教育委員会事務局)

高齢者の文化活動を対象とした文化祭(いき
いきせたがや文化祭)の実施【文化プログラム】
(生活文化部)

障害者施設等の美術展開催【文化プログラム】
(障害福祉担当部)

エイブル・アートの支援【重点2】(生活文化部)



生涯大学

PICK UP いきいきせたがや文化祭

高齢者が日頃研鑽を重ねた成果を発表する機会
を提供し、高齢者相互、高齢者と地域社会とのふ
れあいを深めるため、作品展、演芸大会、伝統工
芸体験コーナー、世代間交流イベントなど、高齢
者の祭典である「いきいきせたがや文化祭」を開
催しています。開催にあたっては、一般区民、近
隣のデイホーム、幼稚園、保育園なども参加し、
地域や団体、幅広い世代の交流の場にもなっており、毎年約 120 団体の参加、約
5,000 名の方が来場しています。



支える

(2)世田谷の文化・芸術を支える人材の支援

これからの文化・芸術の振興・発展を担う芸術家の支援や、その創作活動を支える、舞台技術者や学芸員などの専門的な人材の育成・支援に取り組んでいきます。

東京 2020 大会を契機に、高齢者をはじめ、区民がボランティアに参加・活動しやすい環境を整備し、文化施設等で実施する事業に積極的に参加してもらい、生きがいや心の豊かさの醸成にもつなげていきます。

取組み内容

文化・芸術を創造・支える人材の育成・活動支援

<主な取組み事業>

若手芸術家の発掘・支援を目的とした芸術賞の実施【重点1】(生活文化部、せたがや文化財団)
各文化施設の分野等の特徴を活かした専門講座やプログラムの実施(せたがや文化財団)
学生インターンシップや博物館実習の受入れ(せたがや文化財団)



舞台技術講座

ボランティアの活動支援、機会の充実

<主な取組み事業>

文化施設の企画や活動への友の会の協力・連携(せたがや文化財団)
文化・芸術活動を支えるボランティアの育成及び活用(せたがや文化財団)
文化財に関するボランティア養成講座の実施【重点3】(教育委員会事務局)



ミュージアムセッション
視覚障害者の美術鑑賞の事例紹介



ボランティア・インターンの指導による美術館特別鑑賞プログラム

PICK UP 世田谷区芸術アワード“飛翔”

～ 芸術家の活動を奨励・支援する5部門の芸術賞～

文化・芸術分野で活躍する優秀な人材の育成、創作活動の奨励を目的に、平成20（2008）年度に創設された芸術賞です。生活デザイン、舞台美術、音楽、美術、文学の5部門において、活動する若手芸術家を公募、選考し、受賞者には創作支援金の交付やパブリックシアター、美術館など区内文化施設での発表の機会の提供を行っています。



これまでに多くの若手芸術家の方が本アワードを受賞し、これを契機に活躍しています。第1回舞台芸術部門受賞の「快快（ふあいふあい）」は、海外の舞台芸術フェスティバルにてアジア人初の最優秀賞を受賞し、第1回美術部門受賞の高田姉妹は海外の展覧会に参加するとともに、大型の展覧会にも参加するなど、日本のみならず世界で活躍しています。

意欲ある芸術家が、この賞を目指し、受賞を契機として世田谷区から世界に飛翔する機会となるよう、事業内容や支援方法の見直しを行うとともに、引き続き魅力ある芸術賞として支援していきます。

PICK UP 世田谷美術館鑑賞ボランティア

平成9（1997）年、36名の有志から始まった世田谷美術館鑑賞リーダー（ボランティア）。現在登録者は400名以上。区立小学校の4年生が美術館に来館し、作品を鑑賞する事業「美術鑑賞教室」のサポートや、展覧会の会期中の毎週土曜に開催される100円ワークショップ（気軽に楽しめる工作）の企画・サポートなど、様々な活動を展開しています。





4 育む

乳幼児期から文化・芸術にふれることは、想像力と創造性を育み、多様な価値観を受け入れ、人と人との絆を結ぶ社会の基盤を形成していくことが期待されます。絵本を通じて物語の世界を楽しむことや自然環境とのふれあい、動物園、植物園、美術館などで本物の事象にふれることも興味・関心を広げるきっかけとなり、この積み重ねが、感受性を豊かにしていくことにつながります。区では、これまで、主に小中学生を対象に、美術の鑑賞教室や演劇によるワークショップ、せたがやジュニアオーケストラの支援などを行ってきました。次代を担う子どもたちを育むために、これまでの取組みに加え、乳幼児期から遊びの中で、文化・芸術に気軽にふれられる機会の提供を充実させていきます。

【関連計画】 第2次世田谷教育ビジョン、世田谷区子ども計画(第2期)、
世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン、第2次世田谷区立図書館ビジョン

(1)子どもの創造性を育む取組みの推進

家庭環境に関わらず全ての子どもや青少年が文化・芸術に親しむことができるよう、保育園や幼稚園、学校等教育現場や各文化施設と連携し、文化・芸術を体験・創造する機会を充実させていきます。

子ども・青少年の文化・芸術の学習・表現活動を高める取組みとして、様々なジャンルのプログラムを展開していきます。

子どもだけでなく保護者にも関心をもってもらうことにより、子どもたちの参加につなげていくよう、学校やその他関係機関と連携した取組みを推進していきます。

取組み内容

乳幼児から青少年までを対象とした文化・芸術を鑑賞・体験できる機会の充実

<主な取組み事業>

乳幼児から中学生まで各世代に合わせたワークショップの実施【重点1】(せたがや文化財団) 幼稚園児、小学校児童、中学校生徒を支援していく鑑賞・学習発表の場の機会【文化プログラム】(教育委員会事務局)



あかちゃんのためのワークショップ



古典芸能鑑賞教室

文化施設と学校との連携プログラムの実施
 (教育委員会事務局、せたがや文化財団)
 幼稚園・保育所での文化・芸術体験事業の実施
【重点1】(教育委員会事務局)
 学校休業期間に行われる子ども向けプログラムを
 広報する冊子の発行(教育委員会事務局)



学校へのアウトリーチ事業

創造性を育み、高める体験・学習機会の充実

<主な取組み事業>

小学生から高校生までを対象としたオーケストラの運営・支援**【重点1】**(せたがや文化財団)
 継続的な体験・学習機会を設けるための夏休みや冬休みを利用したワークショップの実施

(せたがや文化財団)

プロ演奏家が指導するジャズバンドワークショップの実施**【文化プログラム】**

(教育委員会事務局、せたがや文化財団)

プロ将棋棋士が指導する将棋教室の実施**【文化プログラム】**

(生活文化部、教育委員会事務局)



世田谷パブリックシアター演劇部



Dream Jazz Band 撮影：牧野智晃

育む

PICK UP **せたがやジュニアオーケストラ**

平成22(2010)年4月、せたがや文化財団音楽監督の池辺晋一郎氏の呼びかけで発足した「せたがやジュニアオーケストラ(SJO)」は、世田谷区在住・在学の小学校3年生から高校3年生が在籍し、年2回行われるコンサートに向けて、日々練習を重ねています。



SJOは様々な年齢の子どもたちが、学校の枠を超えて出会い、共に音楽の奥深さにふれ、音楽を作り上げることにより仲間と協力するところを育てています。

文化・芸術を通じた子ども達の社会性、情操を高める取組みとして、教育や福祉の現場に音楽の力を届ける活動など、地域に根ざした活動を展開しています。

区民をはじめ多くの方々身近な地域でクラシックを中心に、様々なジャンルの音楽に親しんでいただく環境づくりを目指しています。

世田谷区には「世田谷のボロ市」や「浄真寺のお面かぶり」をはじめとした、地域に支えられ、人々の生活と深く結びついてきた、季節感のある伝統文化が残されています。このような伝統文化や、歴史的建造物、文化的風景などの文化的資源を活かしたまちづくりを進めることが、生活の中に文化を感じ、世田谷ならではの魅力の発信につながります。世田谷区では、今後も人々の暮らしの中で育まれてきた幅広い文化を活用し、保存・継承していく取組みを進めていきます。

また、地域や民間施設、NPO 法人と連携を図りながら、世田谷の文化的資源や文化・芸術を活かしたまちの魅力づくりを進めていくとともに、海外との姉妹都市交流や東京 2020 大会を契機としたアメリカ合衆国をはじめとした様々な国との文化交流を進めていきます。

【関連計画】 世田谷区産業計画、第 2 次世田谷区教育ビジョン、世田谷区文化財保存活用基本方針、風景づくり計画

(1) 世田谷の文化的資源や伝統文化を活かし継承する取組みの推進

地域の中で文化財を保存・活用していくには、地域住民との連携が不可欠であり、行政と区民が協働した地域ぐるみの取組みを推進していきます。

身近にある歴史的建造物などを次代に残していくため、価値や魅力をわかりやすく伝え、保存していく取組みを推進していきます。

文化的資源を活用して、昔あそび体験や郷土学習の場など、親しみやすく地域の歴史や郷土などについて学習する機会を創出し、世田谷の文化の継承に取り組んでいきます。

区内外に世田谷の魅力を伝えるために、「まちなか観光」などと連携し、世田谷の歴史や文化に関する情報発信を推進していきます。

取組み内容

世田谷の歴史を学び、次代へつなぐ取組み

地域の文化財保護の担い手の育成の取組み

【重点 3】(教育委員会事務局)

民家園での体験事業の実施(教育委員会事務局)

せたがや歴史文化物語の取組みの推進【重点 3】

新規(教育委員会事務局)

無形民俗文化財に関する体験講座【重点 3】

(教育委員会事務局)



郷土歴史文化特別授業

文化的資源の保存・継承・活用

リーフレットやホームページ等を通じた風景づくりに関する情報の発信（都市整備政策部）

風景づくり活動を行う団体の登録及び、団体間の情報共有や専門家による助言等の支援

（都市整備政策部）

文化財の登録・指定、保存助成

（教育委員会事務局）

郷土資料の収集、調査研究、保存、展示・公開

（教育委員会事務局）

（再掲）文化財のデジタル化による記録保存、情報の活用・公開を進める（仮称）世田谷デジタルミュージアムの構築【重点3】新規

（教育委員会事務局）



区民参加の文化財保存活動



せたがや歴史文化物語ワークショップ

活かし・
つなぐ

PICK UP 民家園での体験事業

岡本公園民家園は、民家、土蔵、椀木門を復原し、江戸時代後期の農家の家屋敷を再現しています。また次大夫堀公園民家園は、名主屋敷（主屋、土蔵）、民家、長屋門などを復原し、公園内の次大夫堀や水田とあわせて、江戸時代後期から明治時代初期にかけての農村風景を再現しています。

両民家園では、古民家等を展示しながら、かつての世田谷の農村の暮らしぶりや風習などを感じ取っていただくため、民家園ボランティア等の協力を得て「民家園教室」や「民家園土曜日を楽しもう」など、昔ながらの生活を体験することができる事業を行っています。



(2)文化・芸術の力を活かしたまちの魅力づくり

区内の自然、歴史的建造物、文化施設や商店街など、地域ごとの特色に応じた、様々な文化資源を活かしたまちの魅力づくりに取り組んでいきます。

区内の文化施設の連携を深め、それぞれの文化施設の魅力をお互いに高め、より多くの人々が文化・芸術にふれる機会を創出していきます。

個人や団体、地域、民間施設、大学など様々な主体と連携し、賑わいの創出や産業の活性化、地域コミュニティの形成につなげていきます。

取組み内容

様々な主体と連携・協働し、文化・芸術の力で まちの魅力を高める取組み

<主な取組み事業>

まちなか観光との連携事業の実施【重点4】

【文化プログラム】 新規（産業政策部）

区内民間文化施設との広報協力や共同企画、交通アクセス等の連携【重点4】

（せたがや文化財団）

商店街等へのアーティスト派遣【重点2】

【文化プログラム】 拡充

（生活文化部、せたがや文化財団）

区内大学と連携した講座やワークショップ、共同研究（教育委員会事務局、せたがや文化財団）

美術館・文学館の地域行事との共同開催

【文化プログラム】（せたがや文化財団）

区、せたがや文化財団、団体、区民ボランティア等が連携・協働し、区内の様々な場所で文化・芸術にかかわる催しを展開する世田谷芸術百華の開催【重点2】【文化プログラム】 拡充

（生活文化部、せたがや文化財団）

NPO 団体など地域の団体と連携し、お手玉やベーゴマ、カルタなどの昔遊びを通じたコミュニティづくり

（生活文化部）



まち歩きツアー



用賀サマーフェスティバルでのワークショップ



世田谷芸術百華事業

©桂修平

PICK UP 商店街アートプロジェクト

地域のにぎわいの核となっている商店街のイベント等にアーティストを派遣し、身近に区民が文化・芸術にふれる機会を設けることを目的に平成19(2007)年度より商店街アートプロジェクトを実施しています。



最初の7年間は美術のアーティスト派遣、平成26(2014)年度からは音楽のアーティスト派遣を行ってきましたが、今後さらに多彩な文化・芸術にふれる機会を増やすため、東京都と連携を図りながら「ヘブンアーティスト事業」の実施など、音楽に加えて大道芸等のパフォーマンスについても新たに検討・実施していきます。

(3) 多文化共生と国際交流の推進

東京2020大会を契機として、国内外から多くの人々が世田谷区を訪れます。世田谷の豊かな文化資源を活かして国際交流に取り組み、区の文化・芸術の魅力を発信していきます。

3つの姉妹都市との交流を促進するとともに、ホストタウンを契機としたアメリカ合衆国や様々な国と、文化・芸術、教育、スポーツなどの国際国流を進めていきます。在住外国人が引き続き増加する中、国際化への取組みとして、諸外国の文化に親しみ、理解を深める身近な地域での交流や、多言語表記ボランティアによる日常生活への支援などの取組みを推進し、在住外国人の支援やまちの活性化につなげていきます。

取組み内容

外国人への支援

< 主な取組み事業 >

日本語教室の開催や日本語サポーター育成事業等の実施【重点4】(生活文化部)

外国人相談窓口の運営や行政情報等の多言語化の推進【重点4】(生活文化部)

学校教育活動での国際化対応の取組み
(生活文化部)



日本語教室

多文化共生への地域づくり

< 主な取り組み事業 >

在住外国人、留学生、国際交流団体等との、地域の中で国際化への興味・関心を高めていく交流事業の実施【文化プログラム】【重点4】(生活文化部)

多文化共生社会を支えるためのボランティア養育講座の実施【重点4】(生活文化部)

区民・団体等の多文化共生活動の支援(生活文化部)

多文化共生社会を推進していくための、意見交換会・シンポジウムの実施(生活文化部)

世界の国々で行う多様なテーマでの国際交流事業の実施【文化プログラム】【重点4】(生活文化部)

グローバルな視点で文化、国際交流や国際貢献などについて理解を深める講座・展覧会等の実施【文化プログラム】(せたがや文化財団)

様々な国際交流の推進

< 主な取り組み事業 >

姉妹都市交流事業、アメリカ合衆国とのホストタウン交流事業【重点4】【文化プログラム】

(生活文化部、スポーツ推進部)

区民・団体等の国際交流活動の支援【重点4】

(生活文化部)

これからの国際交流の検討・実施【重点4】新規(生活文化部)



せたがや国際メッセ



オーストラリア・バンバリー市
マラソンランナーとの交流



バンバリー市小学生親善訪問団との交流

活かし・
つなぐ

PICK UP

せたがや国際交流ラウンジ

区では平成28(2016)年度より、多文化理解の促進と留学生と区民の気軽な交流の場の提供を目的に、区内大学と協働した「せたがや国際交流ラウンジ」を実施しています。

大学が留学生をナビゲーションし、開催ごとに食文化・子育て、言語等、テーマを設けています。様々な国から日本に学びに来ている留学生が、各テーマに対する母国と日本との比較をプレゼンテーションし、グループごとに語り合い、参加者間でシェアをします。

本事業を通じて、国際交流の推進だけでなく、将来的に、在住外国人の居場所づくりや東京2020大会に向けた、様々な面での担い手育成につなげていくことを目指しています。



第5章 計画推進の方策

1 成果指標

第3期計画における成果指標を定めるとともに、計画の最終年度における目標値を設定します。また、区の上位計画である「世田谷区新実施計画（後期）」における成果指標とも整合性を図ります。

成果指標	設定の理由	目標値
文化・芸術に親しめる環境の区民満足度	文化・芸術に親しめる環境の実現に向けた指標とする	80%
文化・芸術の鑑賞活動への区民参加の割合	誰もが文化・芸術に参加できる環境の実現に向けた指標とする	80%
文化・芸術の創作活動等への区民参加の割合		50%

2 庁内連携による推進

第3期計画は、文化・芸術の振興を、区民生活の充実や質の向上、地域の活性化等に資するため、まちづくりや教育、産業、福祉など幅広い分野を対象として、総合的に文化政策を推進するものです。

文化芸術振興基本法を改正し、文化芸術基本法に改められた法律では、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性を鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるように配慮すること、また、文化・芸術により生み出される様々な価値を文化・芸術の継承、発展

及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮しなければならない旨の規定が基本理念に加えられました。

区では、これまでも、教育や福祉、産業、まちづくりなどとも連携を図りながら文化政策を推進してきました。

第3期計画の推進にあたっては、これまでの取組みや文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、これまで以上に、区内における関係部署との連携・協力を進めていくことが重要になります。さらに、第3期計画の進捗状況や中長期的な文化・芸術政策のあり方、各部署との役割分担や連携方策等について整理していく必要があることから、区内の連携の強化と組織的な体制の充実を図りながら、取組みを進めていきます。

3 公益財団法人せたがや文化財団との連携・協働による推進

せたがや文化財団は、区における質の高い文化・芸術事業の展開と区民の多様な文化創造活動・市民活動・交流活動を支援することにより、地域文化の振興と心豊かな地域社会の形成に寄与することを目的として、平成15(2003)年4月に設立されました。平成23(2011)年4月には公益財団法人となり、文化・芸術に関する活動の幅を広げています。

区は、世田谷文化生活情報センター、分館を含む世田谷美術館、世田谷文学館の指定管理を、平成29(2017)年度から33(2021)年度までの5年間、これまでに引き続き、せたがや文化財団に施設の指定管理業務を委託しました。

せたがや文化財団は、「文化・芸術にある創造性やその活動は、豊かなコミュニティ形成の推進力となり、地域を豊かにする」との基本理念のもと、文化・芸術が暮らしの中で身近なものとして受け入れられ、また、暮らしに溶け込んでいく環境づくりに取り組んでいくとしています。そのために、生活デザイン、演劇(舞台)、音楽、美術、文学の5つの部門で蓄積してきた事業展開のノウハウを最大限に活かし、創造的な力を発揮し、地域における文化・芸術の普及や次世代に向けた育成活動を積極的に行うなど、魅力あふれる事業を展開してきています。

区は、文化・芸術施策の推進にあたり、区の文化政策の課題等を具体的にせたがや文化財団に伝え、情報を共有するなど、双方向のコミュニケーションを深めつつ、せたがや文化財団の持つ制作企画力と高い専門的知見、更にはこの間、せたがや文化財団の基本理念の下に蓄積された事業展開のノウハウを十分に活かすことにより、一層、文化・芸術の力を発揮していく取組みを進めていきます。

また、区民をはじめ、区の内外へも世田谷区の文化・芸術の魅力を発信していく

には、より一層、広報に力を入れることが必要です。これまでも、せたがや文化財団の事業は、多方面から様々な反響があり、それが、世田谷の文化・芸術の魅力にもつながってきました。このように、せたがや文化財団の様々な事業は、区の文化・芸術に関する啓発・広報にもつながることから、区はせたがや文化財団と連携を図り、創意工夫しながら、文化・芸術施策の推進に取り組んでいく必要があります。

これまでも、区とせたがや文化財団は、文化・芸術振興の施策を実現する協働のパートナーとして連携してきました。今後も、さらにその連携を深め、せたがや文化財団の専門性を区の文化・芸術施策に活かすとともに、時代に則した文化・芸術施策を推進するために、区とせたがや文化財団とで率直な意見交換や協議をする場の構築など、協働体制の強化を図っていきます。

せたがや財団としての総合力を活かした情報の集積や提供を行い、世田谷区内の文化・芸術の情報交流の拠点としての役割を強化していきます。

さらに、区民、文化・芸術団体、芸術家、民間施設、学校等の教育機関など、様々な文化・芸術活動を行う人々や団体に対して、情報提供や創造活動を支援する、中間支援機能¹⁰の充実を図るとともに、地域との協働体制の強化を図っていきます。

また、文化・芸術の先駆的な活動やその効果を検証・研究するなどの調査研究機能などせたがや文化財団の総合力、専門能力を活かし、区の文化・芸術政策の立案や実施などを連携しながら進めていきます。

4 産官民学による文化・芸術施策の推進

誰もが、身近に文化・芸術にふれる環境づくりには、民間の文化施設や地域で活動している NPO 法人などの文化・芸術団体と連携・協働して取組みを進めていく必要があります。

区は、平成 19(2007)年度から、区民が身近な場所で気軽に文化・芸術にふれる機会の創出をめざし、区、せたがや文化財団、区民文化関係団体や区内の文化施設等が連携・協働し、多彩なアートイベントである世田谷芸術百華を区内各地で連続的に開催してきました。また、地域の賑わいの核である商店街とアートを結びつけ、地域の活性化につなげるとともに、商店街が文化・芸術の地域の創造拠点となることをめざし、商店街に音楽家を派遣するなど、商店街アートプロジェクトを実施してきました。

さらに、地域の民間の文化施設が主体となって、地域で音楽事業などの文化事業を実施したり、国際交流を目的とした NPO 法人等が、区内在住外国人や外国人来訪者、また、外国人と区民との交流の機会として、日本文化を体験する事業や日本文化を通じた交流事業を実施するなど、様々な取組みが行われています。

¹⁰ 中間支援機能:文化・芸術活動を教育や福祉などの他の領域とつなぐ調整機能、芸術団体や芸術家の創造活動を支援(情報やノウハウの提供、関係機関との交流ネットワークづくり、人材育成や研修プログラム実施など)する機能をいう。

区は、民間の文化施設や地域で活動している文化・芸術団体等とも、一層連携を図りながら、地域の特色を踏まえた、文化・芸術施策を推進していきます。

また、区内及び区に隣接している大学が 16 大学・学部あります。これまで、一部の大学と、人材育成の視点で、学生インターンシップの受入れや共同研究、ワークショップなどの取組みを連携して行い、文化施設の充実につなげてきました。

現在では、文化・芸術の力を、教育や福祉、観光・産業等の分野での活用を図り、地域の魅力・活性化を図っていくことが求められており、教育・研究機関である大学との連携が、これまで以上に必要です。

区内大学・学部のそれぞれの特色を活かしながら、大学と民間施設、せたがや文化財団、区等とで幅広い連携・協働を進めることのできる体制を構築し、文化・芸術施策に関する調査・研究や施策提案における協働、先進的な文化・芸術施策を進めていきます。

補章 せたがや文化プログラムの推進

1 背景

グローバル化の進展に伴い、国内外の文化人・芸術家等の相互交流が進む中で、文化・芸術による対話や交流を通じて新たな価値を創出し、世界へ発信するとともに、国内外の文化的多様性や相互理解を促進していく重要性が高まっています。

2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えます。東京2020大会を文化の祭典としても成功させることにより、日本の文化や魅力を世界に示すとともに、文化・芸術の振興にとっても大きなチャンスです。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下、「組織委員会」という。)では、東京2020大会を一過性のイベントとするのではなく、出来るだけ多くの人々が参画し、あらゆる分野で東京2020大会がきっかけとなって社会が変わったと言われるような大会を目指しています。そのために、様々な組織・団体がオリンピック・パラリンピックとつながりを持ちながら、東京2020大会に向けた参画、気運醸成及び大会後のレガシー創出に向けたイベント・事業等が実施できる仕組みである「東京2020参画プログラム」として実施していくことになっています。

また、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局(以下、「内閣官房オリパラ事務局」という。)では、2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証して、オールジャパンで統一感を持って日本全国へ展開するとしています。

世田谷区では東京2020大会を「契機」として捉え、大会後のレガシー創出を見据えた取組みを推進するために「2020年に向けた世田谷区の取組み～東京2020大会後を見据えて～」を策定し、観光、スポーツ、国際、文化・芸術、環境、福祉、教育などの観点を踏まえ、8つのテーマを掲げ、取組みの方向性と具体的な内容を示しています。

組織委員会の参画プログラムや内閣官房オリパラ事務局のbeyond2020プログラムの活用の推進など、せたがや文化財団の事業や区民の文化・芸術団体の取組みなど庁内関係所管等と連携しながら、「せたがや文化プログラム」を推進していきます。

2 基本的な方向性

平成 29(2017)年 1 月に策定した「2020 年に向けた世田谷区の取組み～東京 2020 大会後を見据えて～」の中での策定にあたっての背景や目的などを踏まえ、せたがや文化プログラムの基本的な方向性を次のとおりとします。

東京 2020 大会は区が大きく発展するチャンスとなります。東京 2020 大会を絶好の機会と捉え、2020 年に向けて様々な分野から取組みを進めていくことで、世田谷区の将来に、価値ある多くの財産を残していくことができます。

区民一人ひとりにとって、東京 2020 大会が素晴らしい大会となり、かけがえのない記憶として後世に引き継いでいく必要があります。そのためには、多くの区民が東京 2020 大会に「する」、「観る」、「支える」などの形で携わり、大会の当事者になることが大切です。

世田谷区では、2020 年までの限られた時間の中で、必要な取組みを効率的かつ効果的に進め、東京 2020 大会を契機として、区民や世田谷区にとって、多くのレガシーを創出していきます。

(1) 目的

- 区民が主役となる取組みを進めます。
- オール世田谷で取組みを進めます。
- レガシーを創出するための取組みを進めます。

(2) 期間

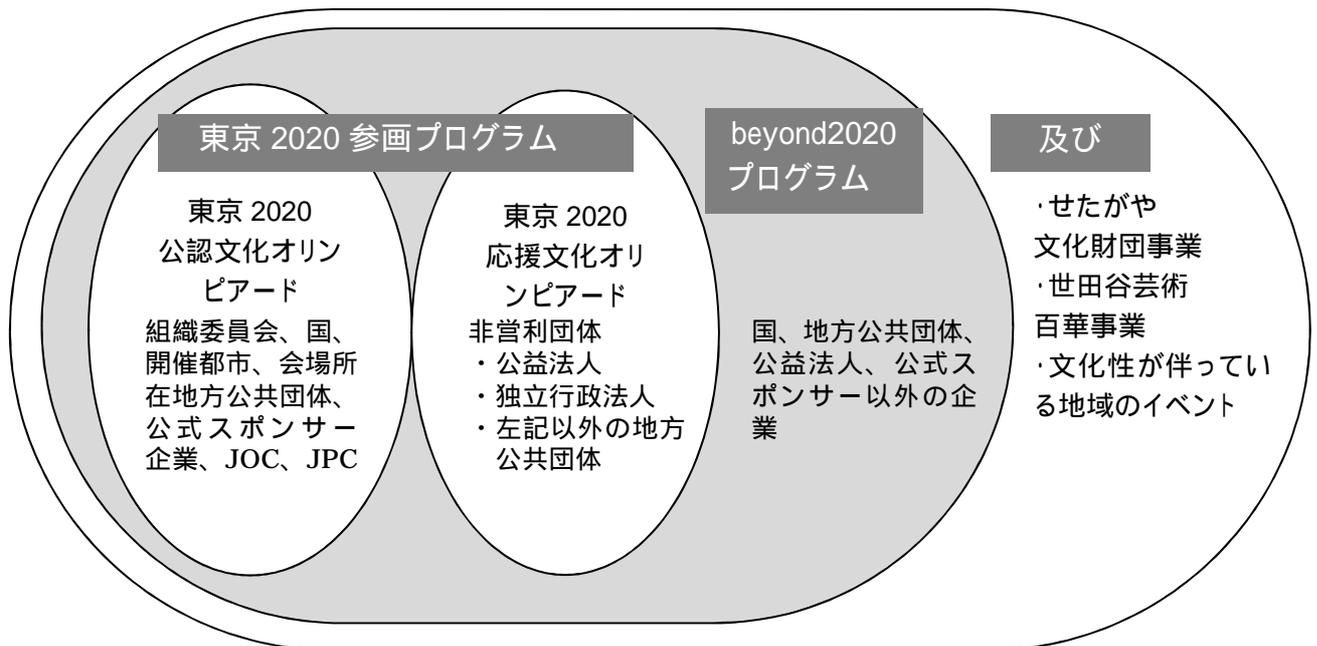
2020 年度までに実施する事業とする。

(3) せたがや文化プログラム対象事業

以下の事業を対象事業として気運の醸成を図っていく。

- 東京 2020 参画プログラムの認証を受けた事業
- beyond2020 プログラムの認証を受けた事業
- 及び 以外のせたがや文化財団事業及び世田谷芸術百華事業
- ～ 以外のイベントで文化性が伴っていると区が認めた事業

【せたがや文化プログラムのイメージ】



(4) せたがや文化プログラムの展開

組織委員会による東京 2020 参画プログラムや幅広い団体等が対象となりうる内閣官房オリパラ事務局による beyond2020 プログラムを積極的に活用していきます。

東京 2020 参画プログラムや beyond2020 プログラムの認証の推進を図るため、認証申請に伴う相談・支援を行います。

世田谷区内で行われる(3)に掲げた事業などの情報を集約し、区のホームページや区のおしらせ等で広く情報を発信するとともに、観光事業との連携を図ります。

文化庁による全国各地の文化プログラム等に関する情報を集約・発信する「文化情報プラットフォーム」との連携を図ります。

文化プログラム気運醸成を図るため、ふるさと区民まつりなどのイベントでプログラムの紹介などを行っていきます。

3 「2020 年に向けた世田谷区の取組み ～東京 2020 大会後を見据えて～」に基づく取組み

テーマ1 文化・芸術の力で心豊かに暮らせる環境づくりを進めます

指針1 あらゆる人が文化・芸術にふれることができる環境の整備

< 具体的な取組み >

文化・芸術に親しむことができる環境づくり	
世田谷美術館、文学館における企画展の実施【せたがや文化財団】	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷にゆかりのある芸術家の企画展や海外の美術館の所蔵品等による企画展の開催 ・世田谷の魅力の発信を目的とした、世田谷美術館、文学館の収蔵品等による企画展の開催
パブリックシアター公演の充実【せたがや文化財団】	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の一流芸術団体を招聘した、上質な舞台芸術の鑑賞機会の提供 ・海外の演出家やキャスト等を交えた舞台芸術の提供 ・せたがや文化財団制作の演劇創作事業や優れた演劇作品の上演実績がある劇団、ユニット、制作会社、公共劇場等と提携し制作した舞台芸術の提供 ・パブリックシアターと商店街、町会等が連携した「世田谷アートタウン」の実施 ・狂言や落語・漫才・講談等の寄席芸能などの伝統芸能企画の提供
音楽を中心とした文化事業【生活文化部、せたがや文化財団】	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に楽しめる演奏会や音楽愛好者向けの演奏会など多彩な演奏会の実施 ・世田谷ならではの「せたがや音楽研究所」やゴスペルを学ぶワークショップの開催 ・区民が身近な地域で音楽を楽しむ「せたがやまちかど・まちなかコンサート」の実施
生活デザイン事業の実施【せたがや文化財団】	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・同じテーマをもつ人々が互いの生活文化や技術を伝え合ったり、課題を発見し解決の方法を見つけ出していく体験型プログラムの実施 ・生活デザイン、アートなどをテーマとした企画展の開催
民間美術館等の連携【生活文化部、せたがや文化財団】	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷美術館と民間美術館等と連携した企画の実施

伝統文化・行事・生活文化の体験【区民団体等】	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人や区民の文化・芸術活動団体等と連携した、世田谷らしい文化の鑑賞・体験の機会の提供 ・お手玉やベーゴマ、カルタなどの日本の伝統的な遊びの体験の機会提供

文化財の魅力向上	
民家園での体験事業の充実【教育委員会事務局】	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸時代当時の世田谷の農村風景を見ることができる民家園での七夕やお彼岸等の伝統的年中行事を行い、失われつつあるかつての農村の暮らしぶりなどを体験する事業等の実施
文化財保護の担い手の育成【教育委員会事務局】	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護の担い手育成のための講習会の実施

指針 2 世田谷の文化・芸術の魅力国内外に発信

< 具体的な取組み >

世田谷の文化・芸術の情報発信	
情報発信の充実【教育委員会事務局】	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・民家園での外国人向けの農村の暮らしぶりなどを体験する事業の充実
世田谷の外遊びや日本の伝統的な遊びのPR【教育委員会事務局】	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・せたがや文化の体験事業の実施

テーマ 2 誰もが言葉や文化の違いを越えて認め合い、つながることのできる社会の実現

指針 3 日本人と外国人が地域で助け合い、支えあえる関係を築きます

< 具体的な取組み >

国際化に向けた気運醸成	
気運醸成イベントの開催【生活文化部】	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムの開催 ・ワークショップの開催

資料編

1	(仮称)世田谷区第3期文化・芸術振興計画検討委員会	71
2	世田谷区第3期文化・芸術振興計画(素案)に関する区民意見募集概要及び結果	74
3	世田谷区区民意識調査「文化活動について」	76
4	区政モニターアンケート「世田谷区の文化・芸術振興施策について」	84
5	文化芸術基本法	91
6	世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例	98
7	これまでの世田谷区における文化・芸術振興に関わる歩み	101
8	主な文化施設における展覧会等の開催状況	106
9	主要文化施設、教育関連施設	112

1 (仮称)世田谷区第3期文化・芸術振興計画検討委員会

(1) (仮称)世田谷区第3期文化・芸術振興計画検討委員会設置要綱

平成29年1月11日
28世文芸第271号

(目的及び設置)

第1条 (仮称)世田谷区第3期文化・芸術振興計画(以下「計画」という。)の策定に係る事項を検討するため、(仮称)世田谷区第3期文化・芸術振興計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の案について検討し、提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、生活文化部長の職にある者及び学識経験者、公募する区民等のうちから区長が委嘱する委員15名以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴き、又は委員以外の者に必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に部会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活文化部文化・芸術振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月23日から施行する。

(2) 世田谷区第3期文化・芸術振興計画検討委員会委員名簿

氏名	役職・所属団体等	備考
大野 順二	東京交響楽団専務理事	
垣内恵美子	政策研究大学院大学教授	副委員長
加藤 隆康	区民公募委員	
川崎 賢一	駒澤大学教授・世田谷市民大学運営委員	委員長
北畠 輝幸	株式会社 集英社 取締役	
城倉 茂	(公財)せたがや文化財団事務局長	
田中 文子	世田谷区生活文化部長	
名児耶 明	五島美術館副館長	
早川 忠治	世田谷区郷土芸能保存会会長	
福田 里香	区民公募委員	
森本 千絵	(株)goen°主宰 コミュニケーションディレクター・アートディレクター	
米屋 尚子	(公社)日本芸能実演家団体協議会 実演芸術振興部長	

(敬称略：50音順)

(3) 世田谷区文化・芸術懇話会名簿

氏名	役職・所属団体等
池辺晋一郎	(公財)せたがや文化財団 音楽監督
垣内恵美子	政策研究大学院大学教授
川崎 賢一	駒澤大学教授・世田谷市民大学運営委員
菅野 昭正	(公財)せたがや文化財団 世田谷文学館館長
酒井 忠康	(公財)せたがや文化財団 世田谷美術館館長
永井多恵子	(公財)せたがや文化財団理事長・世田谷文化生活情報センター館長

(敬称略：50音順)

(4) 世田谷区第3期文化・芸術振興計画検討委員会開催日程及び概要

日時	議題等	場所
第1回 平成29(2017)年 6月1日(木) 10時～12時	第2期文化・芸術振興計画の総括及び各種調査実施の報告について 第3期文化・芸術振興計画の策定について	世田谷区役所 第2庁舎 区議会大会議室
第2回 平成29(2017)年 6月29日(木) 10時～12時	第2回検討委員会について 第3期文化・芸術振興計画(素案)について	世田谷区役所 第1庁舎 庁議室
第3回 平成29(2017)年 11月2日(木) 13時～14時半	第3期文化・芸術振興計画(案)について	世田谷区役所 第2庁舎 区議会大会議室

(5) 世田谷区文化・芸術懇話会開催日程及び概要

日時	議題等	場所
平成28(2016)年 11月15日(火) 14時～16時	世田谷区の文化・芸術振興の取組みについて	男女共同参画 センターらぶ らす研修室
平成28(2016)年 12月14日(水) 14時～16時	世田谷区の文化・芸術振興の取組みについて	世田谷区役所 第2庁舎5階 第4委員会室
平成29(2017)年 2月3日(金) 14時～16時	世田谷区の文化・芸術振興の取組みについて	世田谷区役所 第2庁舎5階 第4委員会室
平成29(2017)年 11月2日(木) 15時～16時	第3期文化・芸術振興計画(案)について	世田谷区役所 区議会大会議室

2 世田谷区第3期文化・芸術振興計画(素案)に関する 区民意見募集概要及び結果

(1)意見募集目的

世田谷区第3期文化・芸術振興計画(素案)について、区民から意見を聴取するため、実施しました。

(2)実施概要

閲覧場所	文化・芸術振興課(世田谷区役所第1庁舎1階)、出張所、まちづくりセンター、図書館、区政情報センター(世田谷区民会館内)、各総合支所区政情報コーナー、区のホームページ
提出方法	素案への意見、住所(在勤の場合は所在地)、氏名(法人・団体の場合は名称・代表者名)を明記し、持参、郵送、ファクシミリ、区のホームページのいずれかの方法で文化・芸術振興課まで提出
募集期間	平成29(2017)年9月15日(金)から平成29(2017)年10月5日(木)まで
周知方法	区のおしらせ「せたがや」9月15日号にて、素案の完成と閲覧、意見募集について周知
有効回答数	3件

(3)意見の内容とその対応の公表

意見概要	区の考え方
<p>世田谷区の文化・芸術活動を活発にしてゆくためには、それに関わっている人材の把握をすることが必要。無名の人材発掘こそ文化・芸術の振興に欠かせない。区内で開催されている文化・芸術講座や発表会等を、区はどの程度把握をしているのか。これらが区内芸術家養成の一つの母体になっていることは間違いのないと思う。</p>	<p>世田谷区では若手芸術家の発掘、支援を目的とした芸術賞、芸術アワード“飛翔”の実施をこれまで取り組んでまいりました。</p> <p>また、文化・芸術団体、区民活動団体等の運営面での支援、発表の機会の提供に取り組んでまいりました。</p> <p>各団体の文化・芸術活動や地域のイベントに協力していただいている芸術家の活動等は、区の文化・芸術施策に大きな役割を果たしていると考えています。今後、地域のイベントに協力していただいている芸術家との意見交換等を行い、今後の取り組みの参考にしてまいります。</p>

<p>区にゆかりのある芸術家について、区内在住者、区内出身者、区内に埋葬された人を調べてはどうか。地方で活躍中の芸術家が世田谷出身の場合もあり、それが縁で姉妹都市が増えるかもしれない。そうすれば、区内に留まらず、大きな広がりを持った文化・芸術活動に高めてゆけると思う。</p>	<p>世田谷美術館や文学館では、区にゆかりのある作家の作品を収集、研究した企画展、常設展を開催しております。また、国内他劇場との共同制作や自主制作作品の連携・巡回公演を行うなど他自治体との交流も行っております。</p> <p>今後も、区ゆかりの芸術家はもとより、他自治体、民間等とより一層連携した、文化・芸術活動の取組みを進めてまいりたいと考えています。</p>
<p>地方に行くと「伝統的建物保存地区」があり、世田谷も戦前はその類の建築等も残っていたが急速な都市化、近代化でその多くは失われた。</p> <p>世田谷の過去の文化をたどる一つの手段として、その地に関する文献、写真、絵画、詩歌(歌碑)、作家の旧居などを関連付けた、展示物(ジオラマ等)を多くの地区で作成するのは如何か。時代順に作るとその地の文化が時代を追って、立体的、視覚的に理解できるようになる。</p>	<p>現在区では、様々な文化財や伝統文化などについて、デジタル化などによる記録保存を行い、情報の活用・公開を発信する「(仮称)世田谷デジタルミュージアムの構築」を進めおります。平成33(2021)年からの刊行を予定している新たな世田谷区史編さんにも着手しており、今後も世田谷の歴史・文化に関する情報を発信してまいります。</p> <p>また、地域の歴史や文化について多くの方にわかりやすく理解していただくために、いくつかのテーマに沿って文化財を紹介する「世田谷歴史文化物語」の取組みを推進してまいります。</p>

3 世田谷区区民意識調査「文化活動について」

(1) 調査概要

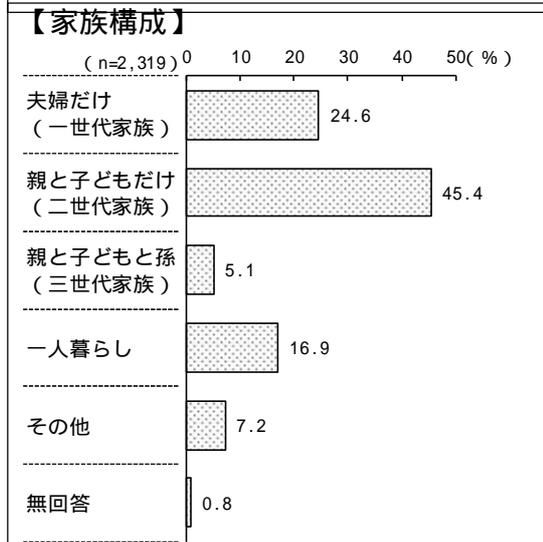
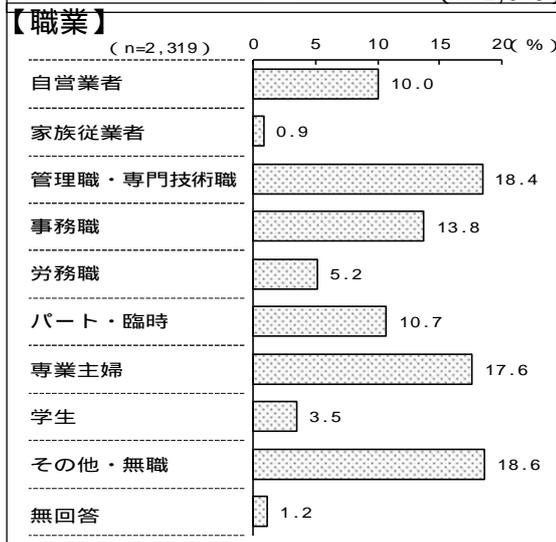
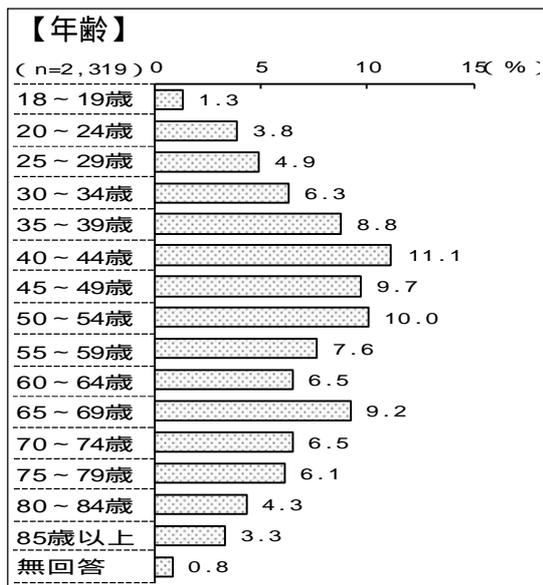
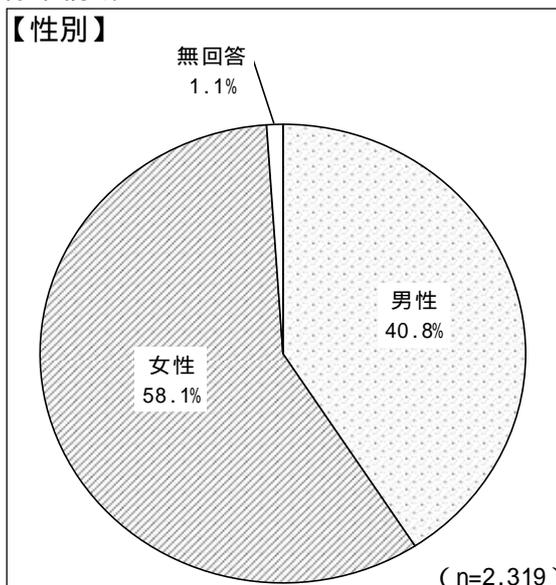
調査の目的

この調査は、区民が区政に対してどのような意見・要望を持っているかを把握し、今後の区政を進めていくうえでの基礎資料とすることを目的としています。

調査設計

- (1)対象数 4,000人(内訳/日本国籍3,893人、外国籍107人)
- (2)調査方法 郵送配布・郵送回収
- (3)調査期間 平成29(2017)年5月22日～6月5日
- (4)有効回答数 2,319人(内訳/日本国籍2,285人、外国籍34人)
(回収率58.0%)

標本構成



(2) 調査結果

区の文化の取組みとして重視すると良いこと

「身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実」が4割半ば

問16 世田谷区の文化の取組みとして、どのような内容を重視することが良いと思いますか。

(は3つまで)



区の文化の取組みとして重視すると良いことを聞いたところ、「身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実」(46.0%)が4割半ばで最も高く、次ぐ「特に、子どもがもっと文化・芸術に触れる機会の充実」(25.2%)は2割半ばとなっている。

(%)

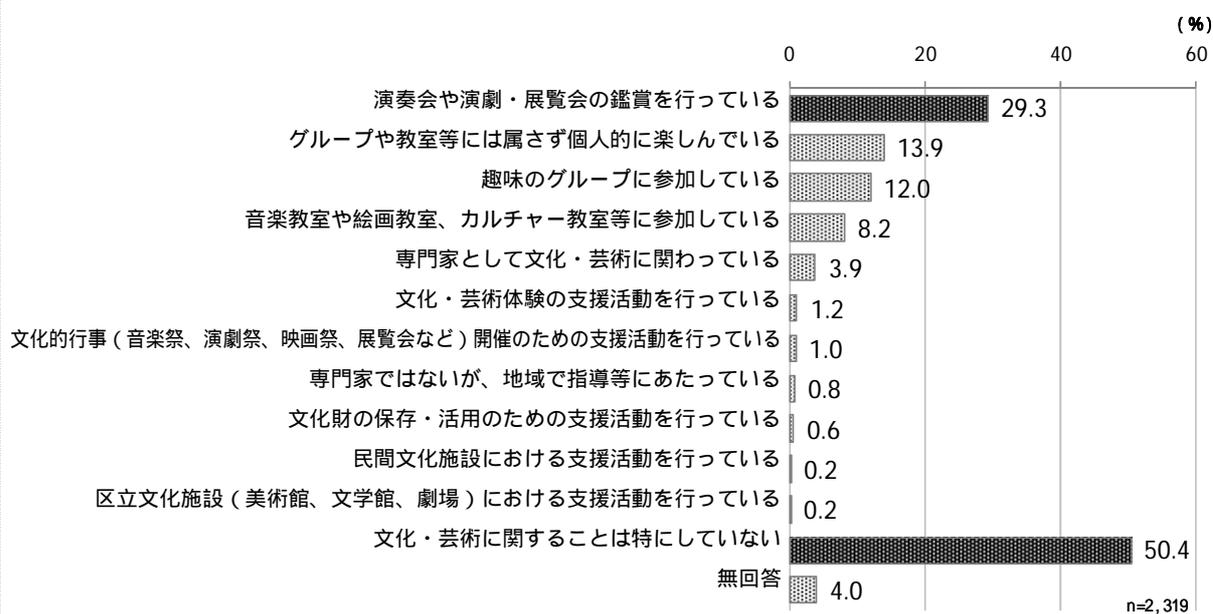
	n	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位
全 体	2,319	身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実 46.0	特に、子どもがもつと文化・芸術に触れる機会の充実 25.2	国際性・話題性が高い文化・芸術に触れる機会の充実	文化財や史跡、継承されてきた行事等、区の伝統文化の紹介 20.3	新しい文化・芸術に触れる機会の充実 13.3	文化施設への交通、アクセスの改善 12.9	世田谷の文化・芸術についての広域的な広報の充実 11.6	特に、高齢者がもつと文化・芸術に触れる機会の充実 11.4	稽古場や練習場所などの充実 11.2	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 10.5
男 性 全 体	946	身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実 39.6	特に、子どもがもつと文化・芸術に触れる機会の充実 24.0	国際性・話題性が高い文化・芸術に触れる機会の充実	文化財や史跡、継承されてきた行事等、区の伝統文化の紹介 22.4	新しい文化・芸術に触れる機会の充実 20.9	世田谷の文化・芸術についての広域的な広報の充実 13.7	文化施設への交通、アクセスの改善 12.5	稽古場や練習場所などの充実 11.3	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 9.9	特に、高齢者がもつと文化・芸術に触れる機会の充実 9.4
10・20歳代	93	身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実 39.8	特に、子どもがもつと文化・芸術に触れる機会の充実 30.1	国際性・話題性が高い文化・芸術に触れる機会の充実	文化財や史跡、継承されてきた行事等、区の伝統文化の紹介 24.7	新しい文化・芸術に触れる機会の充実 14.0	稽古場や練習場所などの充実 11.8	文化施設への交通、アクセスの改善 10.8	文化財や史跡、継承されてきた行事等、区の伝統文化の紹介 11.3	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 / 世田谷の文化・芸術についての広域的な広報の充実 9.7	特に、高齢者がもつと文化・芸術に触れる機会の充実 9.2
30歳代	142	身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実 / 特に、子どもがもつと文化・芸術に触れる機会の充実 35.2	特に、子どもがもつと文化・芸術に触れる機会の充実 23.9	国際性・話題性が高い文化・芸術に触れる機会の充実	文化施設への交通、アクセスの改善 17.6	新しい文化・芸術に触れる機会の充実 16.2	稽古場や練習場所などの充実 12.7	文化財や史跡、継承されてきた行事等、区の伝統文化の紹介 11.3	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 10.6	世田谷の文化・芸術についての広域的な広報の充実 / 区内に多く在住する芸術家等の文化・芸術活動の支援 9.2	特に、高齢者がもつと文化・芸術に触れる機会の充実 8.3
40歳代	192	身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実 39.6	特に、子どもがもつと文化・芸術に触れる機会の充実 28.6	国際性・話題性が高い文化・芸術に触れる機会の充実	文化財や史跡、継承されてきた行事等、区の伝統文化の紹介 24.5	新しい文化・芸術に触れる機会の充実 21.9	稽古場や練習場所などの充実 20.8	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 14.6	文化施設への交通、アクセスの改善 12.0	世田谷の文化・芸術についての広域的な広報の充実 11.5	ホールやギャラリーなど発表の場の充実 / 区内に多く在住する芸術家等文化・芸術活動の支援 10.4
50歳代	178	身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実 43.3	文化財や史跡、継承されてきた行事等、区の伝統文化の紹介 27.0	特に、子どもがもつと文化・芸術に触れる機会の充実 25.8	国際性・話題性が高い文化・芸術に触れる機会の充実 24.2	世田谷の文化・芸術についての広域的な広報の充実 17.4	新しい文化・芸術に触れる機会の充実 / 文化施設への交通、アクセスの改善 14.0	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 12.4	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 / ホールやギャラリーなど発表の場の充実 11.8	稽古場や練習場所などの充実 10.7	
60歳代	157	身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実 45.2	文化財や史跡、継承されてきた行事等、区の伝統文化の紹介 32.5	国際性・話題性が高い文化・芸術に触れる機会の充実 17.8	特に、子どもがもつと文化・芸術に触れる機会の充実 17.2	特に、高齢者がもつと文化・芸術に触れる機会の充実 15.3	世田谷の文化・芸術についての広域的な広報の充実 14.0	新しい文化・芸術に触れる機会の充実 13.4	ホールやギャラリーなど発表の場の充実 12.1	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 / 彫刻のある街角や史跡を活かした街並みなど景観の整備 8.1	彫刻のある街角や史跡を活かした街並みなど景観の整備 7.3
70歳代	123	身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実 35.0	文化財や史跡、継承されてきた行事等、区の伝統文化の紹介 26.8	特に、高齢者がもつと文化・芸術に触れる機会の充実 20.3	国際性・話題性が高い文化・芸術に触れる機会の充実 / 世田谷の文化・芸術についての広域的な広報の充実 / 特に、子どもがもつと文化・芸術に触れる機会の充実 14.6	文化施設への交通、アクセスの改善 11.4	文化施設への交通、アクセスの改善 8.9	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 / 彫刻のある街角や史跡を活かした街並みなど景観の整備 8.1	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 / 彫刻のある街角や史跡を活かした街並みなど景観の整備 8.1	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 / 彫刻のある街角や史跡を活かした街並みなど景観の整備 8.1	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 / 彫刻のある街角や史跡を活かした街並みなど景観の整備 8.1
80歳以上	61	身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実 34.4	特に、高齢者がもつと文化・芸術に触れる機会の充実 23.0	文化財や史跡、継承されてきた行事等、区の伝統文化の紹介 21.3	文化施設への交通、アクセスの改善 16.4	新しい文化・芸術に触れる機会の充実 13.1	彫刻のある街角や史跡を活かした街並みなど景観の整備 9.8	国際性・話題性が高い文化・芸術に触れる機会の充実 / 区民文化団体の活動や運営に関する支援の充実 / 区民の文化活動の情報を広く発信できる仕組みの充実 / 世田谷の文化・芸術についての広域的な広報の充実 8.2	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 / 彫刻のある街角や史跡を活かした街並みなど景観の整備 8.2	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 / 彫刻のある街角や史跡を活かした街並みなど景観の整備 8.2	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 / 彫刻のある街角や史跡を活かした街並みなど景観の整備 8.2
女 性 全 体	1,345	身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実 50.3	特に、子どもがもつと文化・芸術に触れる機会の充実 26.4	国際性・話題性が高い文化・芸術に触れる機会の充実	文化財や史跡、継承されてきた行事等、区の伝統文化の紹介 22.4	新しい文化・芸術に触れる機会の充実 18.6	文化施設への交通、アクセスの改善 13.5	新しい文化・芸術に触れる機会の充実 13.0	特に、高齢者がもつと文化・芸術に触れる機会の充実 11.4	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 11.0	世田谷の文化・芸術についての広域的な広報の充実 / 区民文化団体の活動や運営に関する支援の充実 / 区民の文化活動の情報を広く発信できる仕組みの充実 / 世田谷の文化・芸術についての広域的な広報の充実 10.9
10・20歳代	138	身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実 44.2	特に、子どもがもつと文化・芸術に触れる機会の充実 30.4	国際性・話題性が高い文化・芸術に触れる機会の充実	新しい文化・芸術に触れる機会の充実 21.7	文化財や史跡、継承されてきた行事等、区の伝統文化の紹介 15.2	文化施設への交通、アクセスの改善 / 教育、福祉、地域経済活性化、コミュニティの形成などへの文化・芸術の活用 14.5	文化施設への交通、アクセスの改善 / 教育、福祉、地域経済活性化、コミュニティの形成などへの文化・芸術の活用 13.8	稽古場や練習場所などの充実 11.6	世田谷の文化・芸術についての広域的な広報の充実 11.6	世田谷の文化・芸術についての広域的な広報の充実 10.1
30歳代	207	身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実 50.2	特に、子どもがもつと文化・芸術に触れる機会の充実 42.5	国際性・話題性が高い文化・芸術に触れる機会の充実	新しい文化・芸術に触れる機会の充実 32.4	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 18.8	文化財や史跡、継承されてきた行事等、区の伝統文化の紹介 15.0	稽古場や練習場所などの充実 14.0	教育、福祉、地域経済活性化、コミュニティの形成などへの文化・芸術の活用 12.6	文化施設への交通、アクセスの改善 11.6	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 / 世田谷の文化・芸術についての広域的な広報の充実 8.7
40歳代	291	身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実 51.5	特に、子どもがもつと文化・芸術に触れる機会の充実 40.5	国際性・話題性が高い文化・芸術に触れる機会の充実	文化財や史跡、継承されてきた行事等、区の伝統文化の紹介 27.8	新しい文化・芸術に触れる機会の充実 15.5	稽古場や練習場所などの充実 14.1	文化施設への交通、アクセスの改善 13.4	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 12.0	教育、福祉、地域経済活性化、コミュニティの形成などへの文化・芸術の活用 10.7	ホールやギャラリーなど発表の場の充実 10.3
50歳代	230	身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実 55.7	国際性・話題性が高い文化・芸術に触れる機会の充実 27.4	文化財や史跡、継承されてきた行事等、区の伝統文化の紹介 21.3	特に、子どもがもつと文化・芸術に触れる機会の充実 19.6	教育、福祉、地域経済活性化、コミュニティの形成などへの文化・芸術の活用 14.8	文化施設への交通、アクセスの改善 14.3	新しい文化・芸術に触れる機会の充実 13.9	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 13.5	ホールやギャラリーなど発表の場の充実 12.2	稽古場や練習場所などの充実 10.0
60歳代	205	身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実 46.3	文化財や史跡、継承されてきた行事等、区の伝統文化の紹介 23.9	特に、高齢者がもつと文化・芸術に触れる機会の充実 19.0	国際性・話題性が高い文化・芸術に触れる機会の充実 17.1	世田谷の文化・芸術についての広域的な広報の充実 / 文化施設への交通、アクセスの改善 15.1	文化施設への交通、アクセスの改善 15.1	特に、子どもがもつと文化・芸術に触れる機会の充実 13.7	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 10.2	新しい文化・芸術に触れる機会の充実 / 稽古場や練習場所などの充実 9.8	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 9.8
70歳代	164	身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実 49.4	特に、高齢者がもつと文化・芸術に触れる機会の充実 24.4	文化財や史跡、継承されてきた行事等、区の伝統文化の紹介 21.3	世田谷の文化・芸術についての広域的な広報の充実 17.7	特に、子どもがもつと文化・芸術に触れる機会の充実 16.5	文化施設への交通、アクセスの改善 15.9	稽古場や練習場所などの充実 12.2	国際性・話題性が高い文化・芸術に触れる機会の充実 9.8	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 9.1	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 8.5
80歳以上	110	身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実 52.7	特に、高齢者がもつと文化・芸術に触れる機会の充実 37.3	文化財や史跡、継承されてきた行事等、区の伝統文化の紹介 20.9	文化施設への交通、アクセスの改善 12.7	世田谷の文化・芸術についての広域的な広報の充実 10.9	国際性・話題性が高い文化・芸術に触れる機会の充実 / 稽古場や練習場所などの充実 8.2	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 / 彫刻のある街角や史跡を活かした街並みなど景観の整備 8.2	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 / 彫刻のある街角や史跡を活かした街並みなど景観の整備 8.2	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 / 彫刻のある街角や史跡を活かした街並みなど景観の整備 8.2	若い芸術家等これから活躍が期待される人材の発掘や支援 / 彫刻のある街角や史跡を活かした街並みなど景観の整備 8.2

性・年齢別にみると、全ての性・年齢別で「身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実」が1位となった。女性の70歳代、80歳以上と男性の80歳以上では、「特に、高齢者がもつと文化・芸術に触れる機会の充実」が2位となっている。

文化・芸術に関わる活動について

「演奏会や演劇・展覧会の鑑賞を行っている」がほぼ3割

問 17 あなたは文化・芸術に関わる活動を行っていますか。(はいくつでも)



文化・芸術に関わる活動について聞いたところ、「演奏会や演劇・展覧会の鑑賞を行っている」(29.3%)がほぼ3割で最も高く、以下、「グループや教室等には属さず個人的に楽しんでいる」(13.9%)、「趣味のグループに参加している」(12.0%)などと続く。「文化・芸術に関することは特にしていない」(50.4%)は5割となっている。

上位3位を着色して示しています。

(単位...%)

	合計(件)	演奏会や演劇・展覧会の鑑賞を行っている	音楽教室や絵画教室、カルチャー教室等に参加している	趣味のグループに参加している	個人的に楽しんでいる	グループや教室等には属さず個人的に楽しんでいる	専門家として文化・芸術に関わっている	専門家ではないが、地域で指導等に当たっている	文化・芸術体験の支援活動を行っている	文化的行事(音楽祭、演劇祭、映画祭、展覧会など)開催のための支援活動を行っている	区立文化施設(美術館、文学館、劇場)における支援活動を行っている	民間文化施設における支援活動を行っている	文化財の保存・活用のための支援活動を行っている	文化・芸術に関することは特にしていない	無回答
全体	2,319	29.3	8.2	12.0	13.9	3.9	0.8	1.2	0.2	0.2	1.0	0.6	50.4	4.0	
性・年齢別	男性	946	22.2	4.0	9.4	11.4	3.2	0.7	0.6	0.1	0.0	1.1	0.6	59.6	3.8
	10歳代	11	0.0	9.1	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	90.9	0.0
	20歳代	82	15.9	1.2	11.0	18.3	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	58.5	1.2
	30歳代	142	19.0	2.1	5.6	9.9	3.5	0.7	1.4	0.0	0.0	1.4	0.0	64.1	1.4
	40歳代	192	22.4	3.1	6.3	9.4	4.2	0.5	0.5	0.5	0.0	1.0	0.5	64.6	1.6
	50歳代	178	25.8	2.2	5.1	9.0	3.9	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	1.1	63.5	2.2
	60歳代	157	29.9	3.8	8.9	17.2	1.9	0.6	1.3	0.0	0.0	0.6	1.3	51.6	5.1
	70歳代	123	22.8	11.4	19.5	9.8	4.1	1.6	0.8	0.0	0.0	1.6	0.8	52.8	7.3
	80歳以上	61	9.8	4.9	19.7	9.8	0.0	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	52.5	14.8
	女性	1,345	34.6	11.0	13.7	15.8	4.3	0.8	1.6	0.2	0.4	0.9	0.7	44.1	3.6
	10歳代	18	33.3	0.0	5.6	16.7	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	20歳代	120	30.8	5.8	11.7	21.7	5.0	0.0	1.7	0.0	0.8	1.7	0.8	50.0	1.7
	30歳代	207	30.4	8.2	6.8	16.9	4.8	0.5	1.4	0.5	0.0	0.0	0.5	47.8	2.9
	40歳代	291	32.6	9.3	6.2	13.4	4.1	0.0	1.4	0.0	0.7	0.7	0.7	49.1	1.0
50歳代	230	46.5	11.3	8.3	15.2	7.0	0.4	1.7	0.0	0.0	0.4	1.3	40.9	2.6	
60歳代	205	37.6	16.1	17.1	13.2	2.9	1.0	1.5	0.0	0.0	1.0	0.5	41.0	4.4	
70歳代	164	31.7	14.6	31.7	18.3	1.8	2.4	2.4	1.2	0.6	1.8	0.6	39.0	6.1	
80歳以上	110	25.5	12.7	28.2	15.5	3.6	2.7	1.8	0.0	0.9	1.8	0.0	36.4	11.8	
無回答	25	16.0	12.0	20.0	12.0	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	0.0	32.0	32.0	

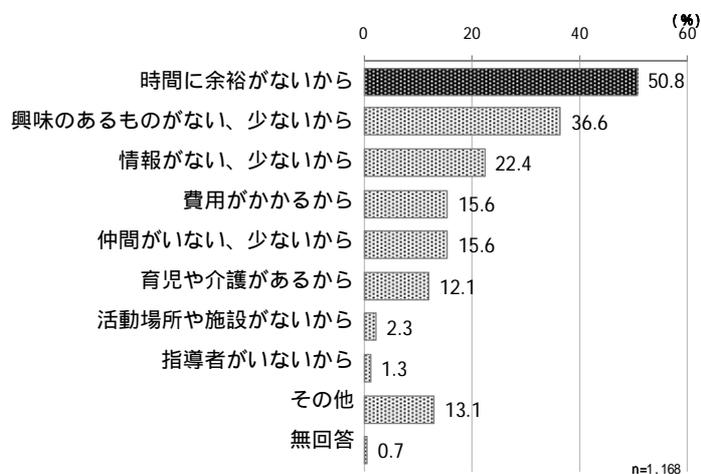
性・年齢別にみると、「演奏会や演劇・展覧会の鑑賞を行っている」は全ての年代で女性が男性に比べ高くなっている。

文化・芸術に関わる活動を行っていない理由

「時間に余裕がないから」がほぼ5割

(問17で「文化・芸術に関することは特にしていない」と答えた方に)

問17-1 文化・芸術に関わる活動を行っていない理由はなんですか。(は3つまで)



文化・芸術に関わる活動を行っていない理由について聞いたところ、「時間に余裕がないから」(50.8%)がほぼ5割で最も高く、「興味のあるものがない、少ないから」(36.6%)は4割近くとなっている。

(単位...%)

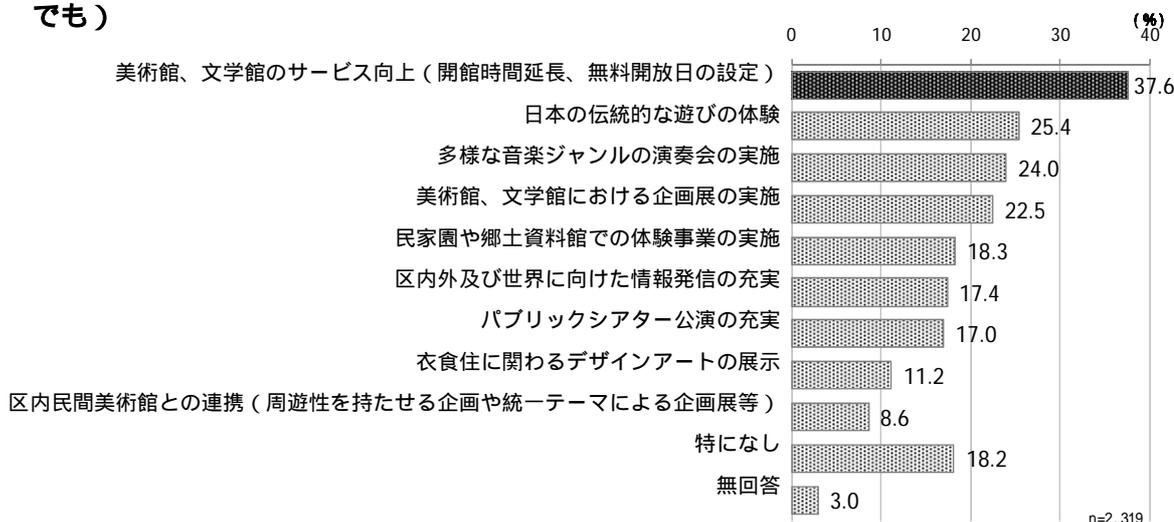
	合計 (件)	か ら 時 間 に 余 裕 が な い	費 用 が か か る か ら	い 情 報 が な い 、 少 な	な 仲 間 が い な い 、 少	ら 指 導 者 が い な い か	な 活 動 場 所 や 施 設 が	か 育 児 や 介 護 が あ る	な 興 味 、 の あ る も の が な い か ら	そ の 他	無 回 答	
全体	1,168	50.8	15.6	22.4	15.6	1.3	2.3	12.1	36.6	13.1	0.7	
性・年齢別	男性	564	51.2	14.0	22.5	18.4	1.2	2.3	6.0	43.6	10.5	0.9
	10歳代	10	60.0	20.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	70.0	0.0	0.0
	20歳代	48	50.0	14.6	6.3	16.7	2.1	0.0	0.0	66.7	6.3	0.0
	30歳代	91	53.8	16.5	17.6	15.4	1.1	3.3	12.1	41.8	7.7	1.1
	40歳代	124	62.9	12.1	22.6	12.9	0.0	2.4	11.3	46.8	2.4	0.8
	50歳代	113	62.8	15.9	31.9	22.1	0.9	1.8	0.9	38.9	6.2	0.0
	60歳代	81	46.9	12.3	19.8	21.0	1.2	2.5	2.5	34.6	23.5	1.2
	70歳代	65	26.2	13.8	29.2	29.2	3.1	1.5	3.1	41.5	21.5	1.5
	80歳以上	32	18.8	9.4	25.0	15.6	3.1	6.3	12.5	37.5	18.8	3.1
	女性	593	50.6	17.2	22.3	12.6	1.3	1.9	17.9	30.2	15.0	0.5
	10歳代	9	55.6	11.1	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	44.4	11.1	0.0
	20歳代	60	58.3	16.7	13.3	16.7	1.7	1.7	5.0	33.3	6.7	0.0
	30歳代	99	56.6	14.1	26.3	14.1	2.0	1.0	29.3	31.3	5.1	1.0
	40歳代	143	62.2	18.2	21.0	9.8	2.1	0.7	35.0	25.9	7.0	0.0
	50歳代	94	58.5	23.4	23.4	8.5	1.1	2.1	8.5	33.0	11.7	0.0
	60歳代	84	44.0	19.0	23.8	15.5	0.0	3.6	13.1	31.0	17.9	0.0
	70歳代	64	28.1	9.4	25.0	12.5	0.0	4.7	6.3	31.3	37.5	1.6
80歳以上	40	12.5	17.5	22.5	20.0	2.5	0.0	2.5	25.0	47.5	2.5	
無回答	8	25.0	12.5	25.0	25.0	0.0	12.5	12.5	25.0	50.0	0.0	

性別による大きな差異はみられない。男性・女性ともに70歳代と80歳以上では、「興味のあるものがない、少ないから」が高くなっている。

今後必要だと思う文化の取組み

「美術館、文学館のサービス向上」が4割近く

問 18 東京 2020 オリンピック・パラリンピックはスポーツだけでなく文化の祭典でもあります。大会を契機として、今後どのような文化の取組みが必要だと思いますか。(はいくつでも)



今後必要だと思う文化の取組みについて聞いたところ、「美術館、文学館のサービス向上」(37.6%)が4割近くで最も高く、「日本の伝統的な遊びの体験」(25.4%)、「多様な音楽ジャンルの演奏会の実施」(24.0%)は2割半ばとなっている。

(単位...%)

	合計 (件)	美術館、文学館のサービス向上 (開館時間延長、無料開放日の設定)	美術館、文学館における企画展の実施	パブリックシアター公演の充実	区内外及び世界に向けた情報発信の充実 (インターネット情報提供の充実等)	区内外及び世界に向けた情報発信の充実 (インターネット情報提供の充実等)	区内民間美術館との連携 (周遊性を持たせる企画や統一テーマによる企画展等)	多様な音楽ジャンルの演奏会の実施	日本の伝統的な遊びの体験	衣食住に関わるデザインアートの展示	民家園や郷土資料館での体験事業の実施	特になし	無回答
全体	2,319	37.6	22.5	17.0	17.4	8.6	24.0	25.4	11.2	18.3	18.2	3.0	
性・年齢別	男性	946	30.8	21.8	15.9	18.5	8.1	23.6	22.0	9.0	15.3	22.4	3.0
	10歳代	11	9.1	9.1	45.5	9.1	0.0	63.6	27.3	0.0	9.1	36.4	0.0
	20歳代	82	22.0	15.9	17.1	15.9	6.1	30.5	25.6	9.8	7.3	18.3	6.1
	30歳代	142	28.9	17.6	13.4	19.0	9.2	19.0	33.8	16.9	13.4	16.9	0.7
	40歳代	192	32.3	25.5	20.8	21.4	9.4	24.0	29.7	11.5	18.2	15.1	1.0
	50歳代	178	33.7	23.6	17.4	24.7	9.0	23.6	16.9	9.0	14.0	24.2	2.2
	60歳代	157	36.3	24.8	12.7	15.3	7.6	29.3	13.4	3.8	16.6	22.3	2.5
	70歳代	123	28.5	21.1	15.4	19.5	8.9	18.7	17.9	6.5	18.7	32.5	3.3
	80歳以上	61	27.9	18.0	3.3	1.6	3.3	11.5	9.8	1.6	16.4	36.1	13.1
	女性	1,345	42.6	23.2	18.0	16.9	9.1	24.5	28.1	12.9	20.4	15.0	2.7
	10歳代	18	27.8	22.2	16.7	16.7	5.6	22.2	33.3	11.1	16.7	16.7	0.0
	20歳代	120	37.5	26.7	16.7	15.8	7.5	34.2	32.5	14.2	20.0	12.5	2.5
	30歳代	207	41.1	22.7	21.7	22.2	12.6	28.5	38.6	21.3	17.9	12.6	1.4
	40歳代	291	43.3	18.9	17.2	21.0	8.2	25.1	32.3	13.4	22.7	9.6	1.7
	50歳代	230	44.8	33.5	25.7	21.7	10.4	22.2	26.5	16.5	23.5	11.3	0.4
	60歳代	205	46.3	22.4	14.1	10.2	8.8	20.0	21.0	6.8	21.0	18.0	3.9
	70歳代	164	42.7	22.0	14.0	13.4	9.8	24.4	21.3	7.3	18.9	21.3	5.5
80歳以上	110	40.0	13.6	11.8	4.5	4.5	18.2	18.2	6.4	14.5	29.1	6.4	
無回答	25	32.0	16.0	8.0	4.0	0.0	16.0	12.0	8.0	20.0	28.0	20.0	

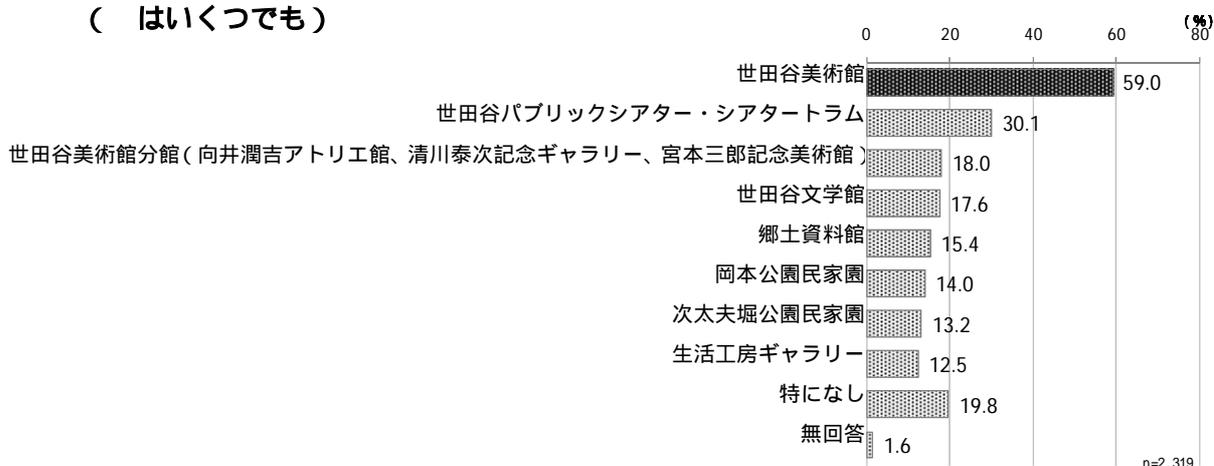
性・年齢別にみると、男性・女性ともに10・20歳代では、他の年代に比べて「多様な音楽ジャンルの演奏会の実施」が比較的高くなっている。

区の文化施設で関心がある・行きたい施設

「世田谷美術館」が6割

問 19 区の文化施設で、関心があるもの、今後行きたいと思うものはどれですか。

(はいくつでも)



区の文化施設で関心がある・行きたい施設について聞いたところ、「世田谷美術館」(59.0%)が6割で最も高く、「世田谷パブリックシアター・シアターラム」(30.1%)は3割となっている。

(単位...%)

	合計 (件)	世田谷美術館	世田谷美術館分館 (向井潤吉アトリエ館、清川泰次記念ギャラリー、宮本三郎記念美術館)	世田谷文学館	世田谷パブリックシアター・シアターラム	生活工房ギャラリー	郷土資料館	次太夫堀公園民家園	岡本公園民家園	特になし	無回答	
全体	2,319	59.0	18.0	17.6	30.1	12.5	15.4	13.2	14.0	19.8	1.6	
性・年齢別	男性	946	54.9	15.0	16.1	23.7	9.0	19.9	12.8	13.2	24.4	1.3
	10歳代	11	27.3	9.1	27.3	27.3	9.1	18.2	9.1	9.1	54.5	0.0
	20歳代	82	45.1	6.1	7.3	23.2	9.8	9.8	3.7	6.1	39.0	0.0
	30歳代	142	52.1	10.6	13.4	23.9	11.3	16.9	8.5	7.7	28.9	0.7
	40歳代	192	57.3	8.9	15.1	31.3	9.4	17.2	13.0	12.0	21.4	1.0
	50歳代	178	57.9	20.2	17.4	30.3	8.4	21.9	19.7	19.7	19.7	0.6
	60歳代	157	57.3	14.0	21.7	21.0	8.3	22.9	10.8	12.7	22.3	1.9
	70歳代	123	56.9	24.4	14.6	15.4	8.9	26.8	15.4	17.1	23.6	0.8
	80歳以上	61	52.5	26.2	19.7	3.3	4.9	21.3	14.8	14.8	19.7	6.6
	女性	1,345	62.2	20.1	18.6	34.8	14.6	12.0	13.5	14.6	16.7	1.7
	10歳代	18	66.7	16.7	16.7	22.2	0.0	22.2	5.6	5.6	27.8	0.0
	20歳代	120	58.3	13.3	13.3	35.0	11.7	10.8	7.5	7.5	20.8	0.8
	30歳代	207	69.6	16.4	14.0	37.7	12.1	9.7	12.1	15.0	16.4	1.0
	40歳代	291	61.5	14.1	15.5	39.5	17.2	12.0	12.4	14.4	14.1	2.1
	50歳代	230	63.5	17.4	25.7	43.9	17.4	8.7	15.2	17.8	11.3	0.9
	60歳代	205	61.5	29.8	20.5	34.6	17.6	11.2	19.5	19.0	17.6	0.0
	70歳代	164	61.0	28.0	22.6	26.2	12.2	19.5	15.2	14.6	18.3	3.0
80歳以上	110	53.6	27.3	17.3	12.7	10.9	12.7	9.1	9.1	24.5	6.4	
無回答	25	48.0	20.0	20.0	24.0	24.0	28.0	20.0	12.0	16.0	8.0	

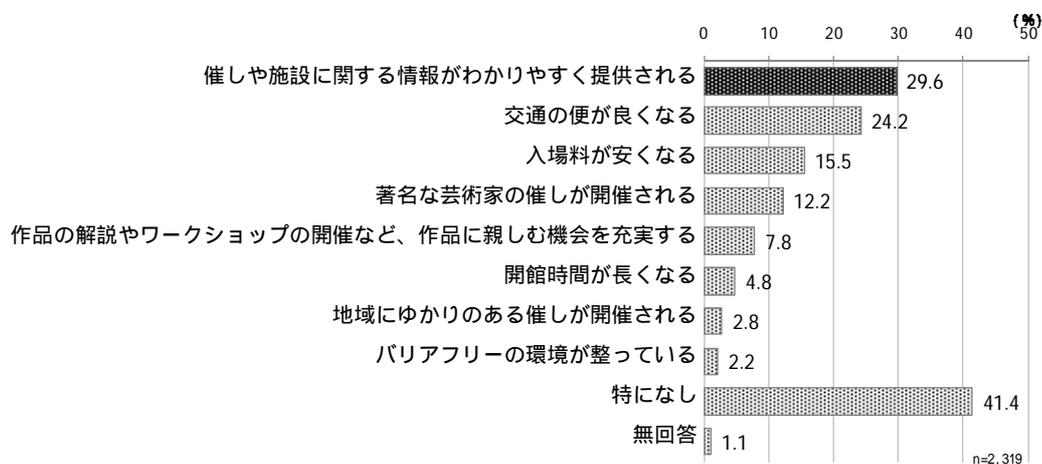
性・年齢別にみると、性別による大きな差異はみられない。「郷土資料館」のみ、10・20歳代を除く全ての年代で女性より男性の方が高くなっている。

区の文化施設に行きたくなる条件

「催しや施設に関する情報がわかりやすく提供される」が3割

(問19で「特になし」と答えた方に)

問19-1 どうなれば区の文化施設に行きたいと思いますか。(は3つまで)



区の文化施設に行きたくなる条件について聞いたところ、「催しや施設に関する情報がわかりやすく提供される」(29.6%)が3割で最も高く、「交通の便が良くなる」(24.2%)は2割半ば、「入場料が安くなる」(15.5%)は1割半ばとなっている。

(単位...%)

		合計 (件)	入場料が安くなる	催しや施設に関する情報がわかりやすく提供される	開館時間が長くなる	著名な芸術家の催しが開催される	地域にゆかりのある催しが開催される	作品の解説やワークショップの開催など、作品に親しむ機会を充実する	バリアフリーの環境が整っている	交通の便が良くなる	特になし	無回答
全体		459	15.5	29.6	4.8	12.2	2.8	7.8	2.2	24.2	41.4	1.1
性・年齢別	男性	231	14.3	29.9	4.8	13.0	4.8	7.4	1.3	19.5	43.3	0.0
	10歳代	6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	20歳代	32	12.5	31.3	3.1	9.4	12.5	12.5	3.1	18.8	37.5	0.0
	30歳代	41	14.6	43.9	2.4	17.1	7.3	9.8	2.4	34.1	26.8	0.0
	40歳代	41	12.2	39.0	2.4	14.6	0.0	7.3	0.0	7.3	43.9	0.0
	50歳代	35	22.9	17.1	11.4	14.3	5.7	0.0	0.0	22.9	42.9	0.0
	60歳代	35	14.3	22.9	5.7	20.0	0.0	8.6	0.0	22.9	40.0	0.0
	70歳代	29	13.8	31.0	6.9	6.9	3.4	6.9	3.4	13.8	51.7	0.0
	80歳以上	12	8.3	16.7	0.0	0.0	8.3	8.3	0.0	16.7	75.0	0.0
	女性	224	16.5	29.9	4.9	11.6	0.9	8.5	3.1	29.5	38.4	2.2
	10歳代	5	0.0	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0
	20歳代	25	20.0	32.0	4.0	16.0	0.0	12.0	0.0	24.0	36.0	0.0
	30歳代	34	14.7	50.0	2.9	17.6	0.0	5.9	2.9	23.5	38.2	2.9
	40歳代	41	14.6	36.6	9.8	14.6	0.0	9.8	4.9	31.7	26.8	0.0
	50歳代	26	34.6	34.6	3.8	19.2	0.0	3.8	3.8	42.3	26.9	0.0
	60歳代	36	19.4	25.0	11.1	5.6	5.6	11.1	2.8	25.0	41.7	2.8
70歳代	30	13.3	16.7	0.0	6.7	0.0	13.3	0.0	40.0	43.3	6.7	
80歳以上	27	3.7	3.7	0.0	3.7	0.0	3.7	7.4	25.9	59.3	3.7	
無回答	4	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	

性・年齢別にみると、性別による大きな差異はみられない。「催しや施設に関する情報がわかりやすく提供される」では、女性の30歳代で5割となっており、男性の30歳代では4割を超えている。

4 区政モニターアンケート

「世田谷区の文化・芸術振興施策について」

(1) 調査概要

調査の目的

「世田谷区の文化・芸術振興施策について」

世田谷区では、「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」を制定し、様々な文化・芸術振興施策に取り組んでいます。平成 26（2014）年に策定した「世田谷区第 2 期文化・芸術振興計画」に続く、平成 30（2018）年を初年度とする「世田谷区第 3 期文化・芸術振興計画」の策定に向け、文化・芸術に関する意識や区の文化・芸術施策へのご意見を頂き、計画策定の検討資料とするため、区政モニターアンケートを実施しました。

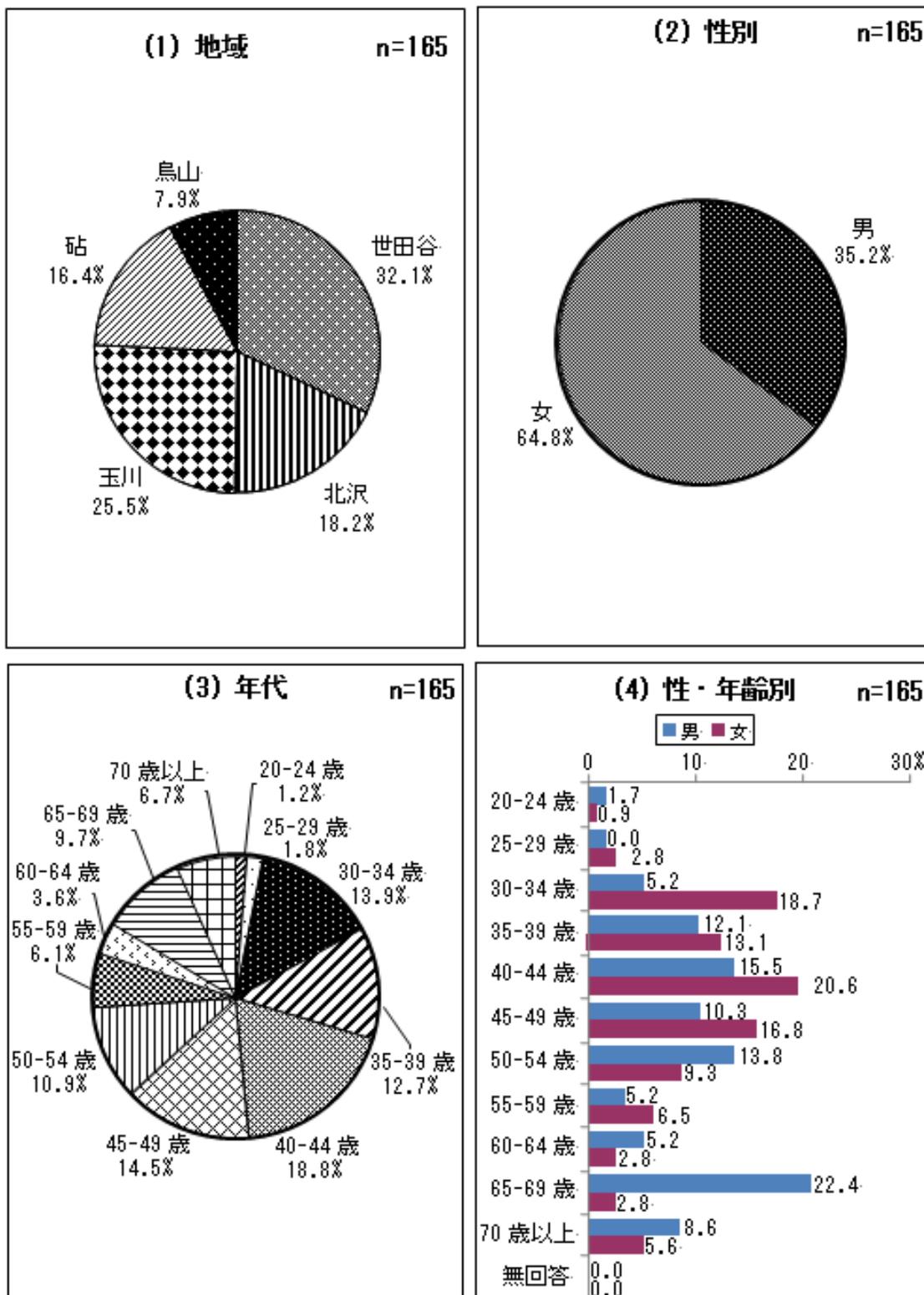
調査設計

- (1) 対象数 194 人
- (2) 調査方法 郵送配布・郵送回収法及び E メールによる送受信
- (3) 調査期間 平成 28（2016）年 11 月 16 日から 11 月 30 日
- (4) 有効回答数 165 人(回収率 85.1%)

数値の見方

- (1) 数値についてはすべて百分比(%)で表示する。
- (2) 百分比は回答者数(該当設問においては該当者数)を 100%として算出し、本文および図表の数字はすべて小数点第 2 位を四捨五入してある。したがって比率の合計が必ずしも 100%にならない場合がある。同様にいくつかの選択肢の小計が、本文中の数字と合致しない場合がある。
- (3) 複数回答の設問は、すべての比率が 100%を超えることがある。
- (4) 特に断りがない場合、すべての設問の n 値は 165 である。
n 値とはサンプル数(アンケート回答件数)

標本構成

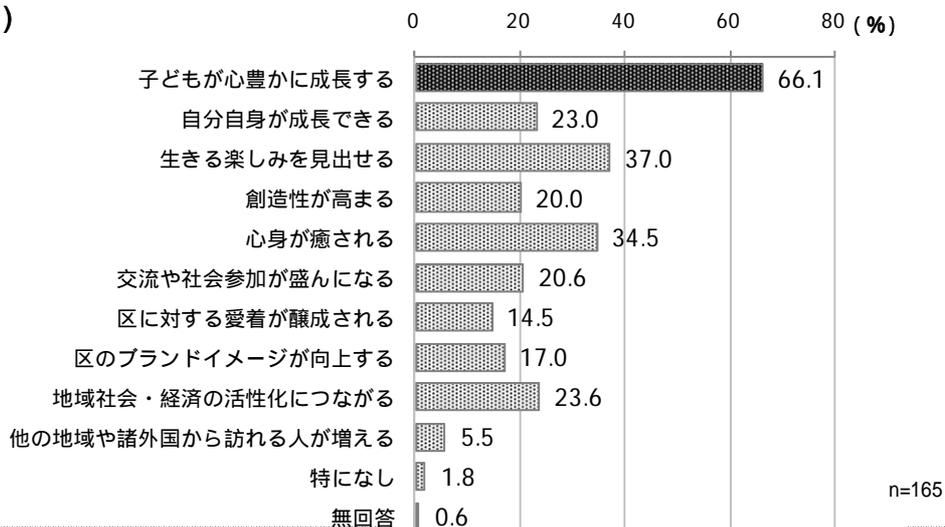


(2) 調査結果 [世田谷区の文化・芸術振興施策について]

世田谷区の文化・芸術の取組に期待すること

問1 世田谷区の文化・芸術への取り組みについて、期待することはどれですか。

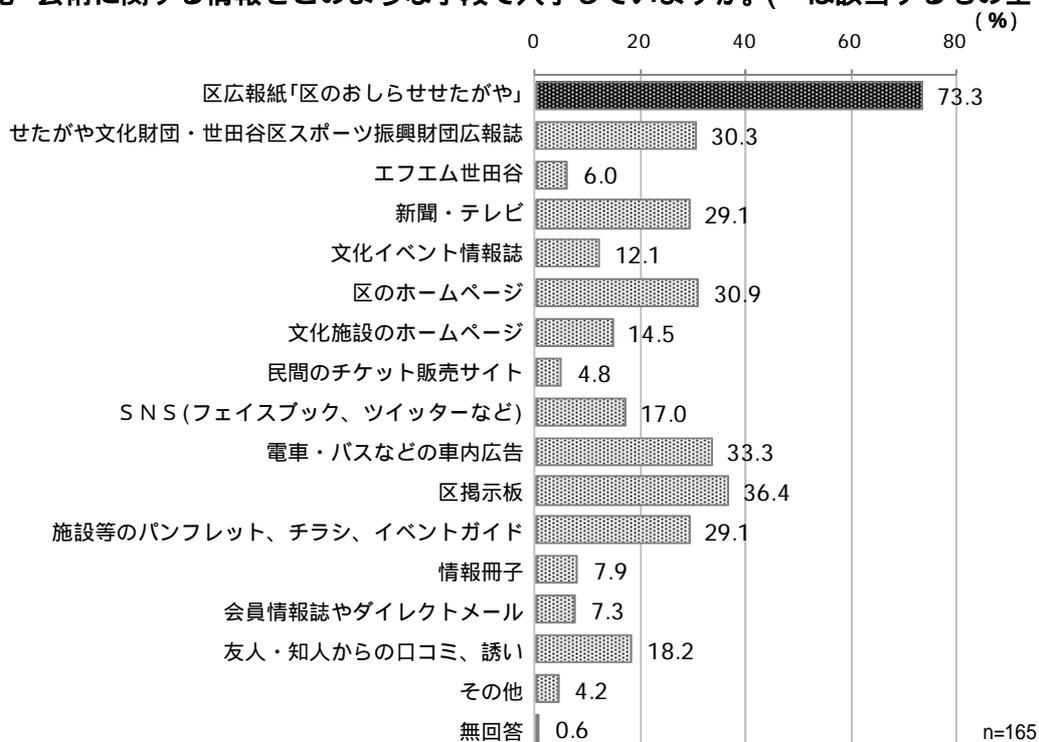
(は3つまで)



区に期待することとして、「子どもが心豊かに成長する」(66.1%)が最も高く、次いで、「生きる楽しみを見出せる」(37.0%)、「心身が癒される」(34.5%)となっている。

文化・芸術に関する情報入手手段

問2 文化・芸術に関する情報をどのような手段で入手していますか。(は該当するもの全て)

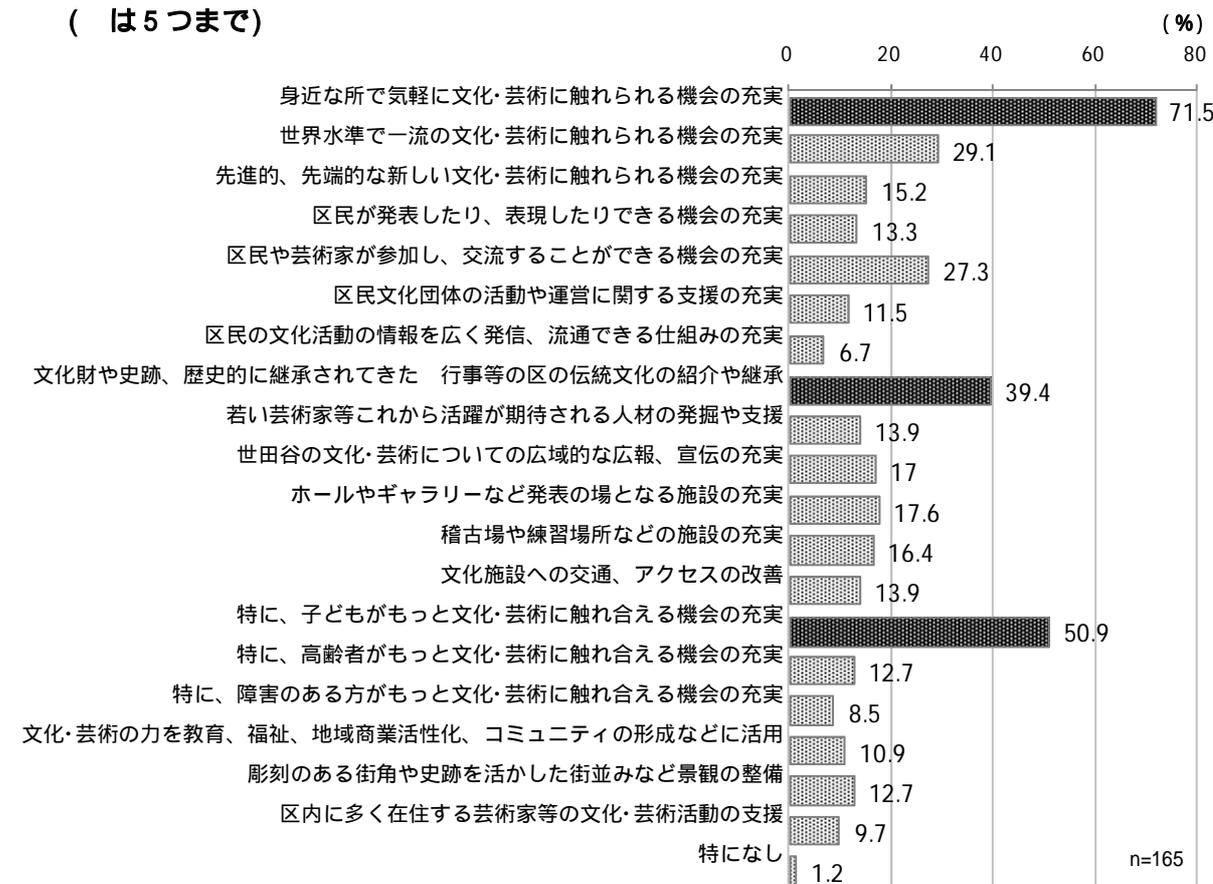


文化・芸術に関する情報の入手について、「区広報紙「区のおしらせせたがや」」(73.3%)が最も高く、次いで、「区掲示板」(36.4%)、「電車・バスなどの車内広告」(33.3%)となっている。

世田谷区の文化施策として重視すること

問3 世田谷区の文化施策として、どのような内容を重視することが良いと思いますか。

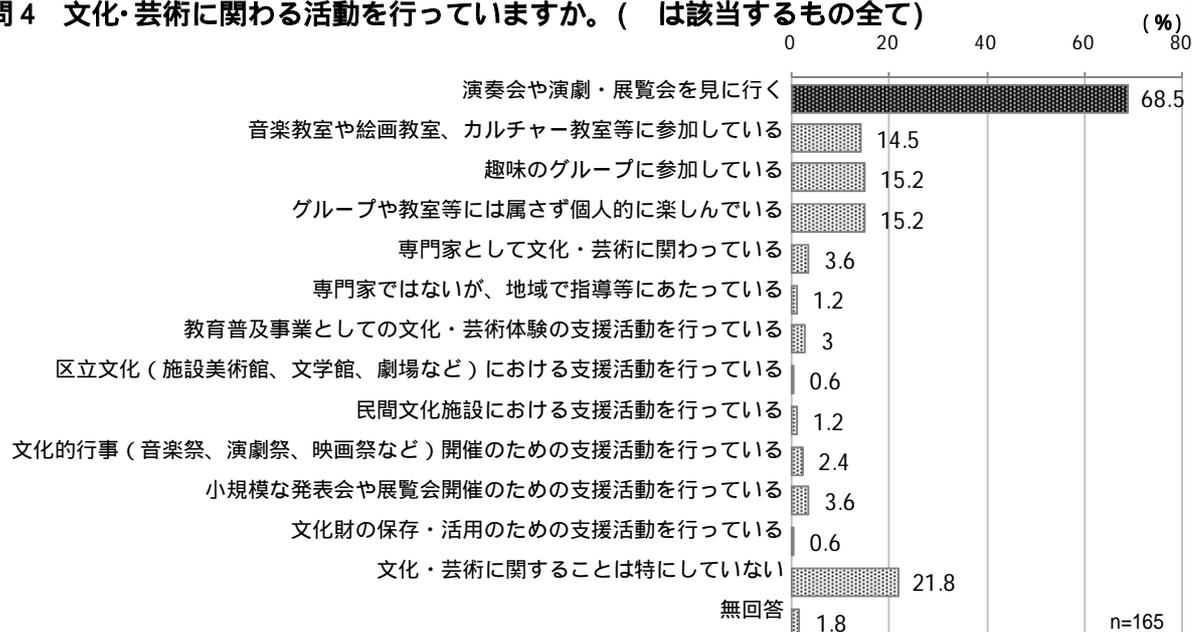
(は5つまで)



重視する文化施策については、「身近な所で気軽に文化・芸術にふれられる機会の充実」(71.5%)が最も高く、次いで、「特に、子どもがもっと文化・芸術にふれ合える機会の充実」(50.9%)、「文化財や史跡、歴史的に継承されてきた 行事等の区の伝統文化の紹介や継承」(39.4%)となっています。

文化・芸術に関わる活動

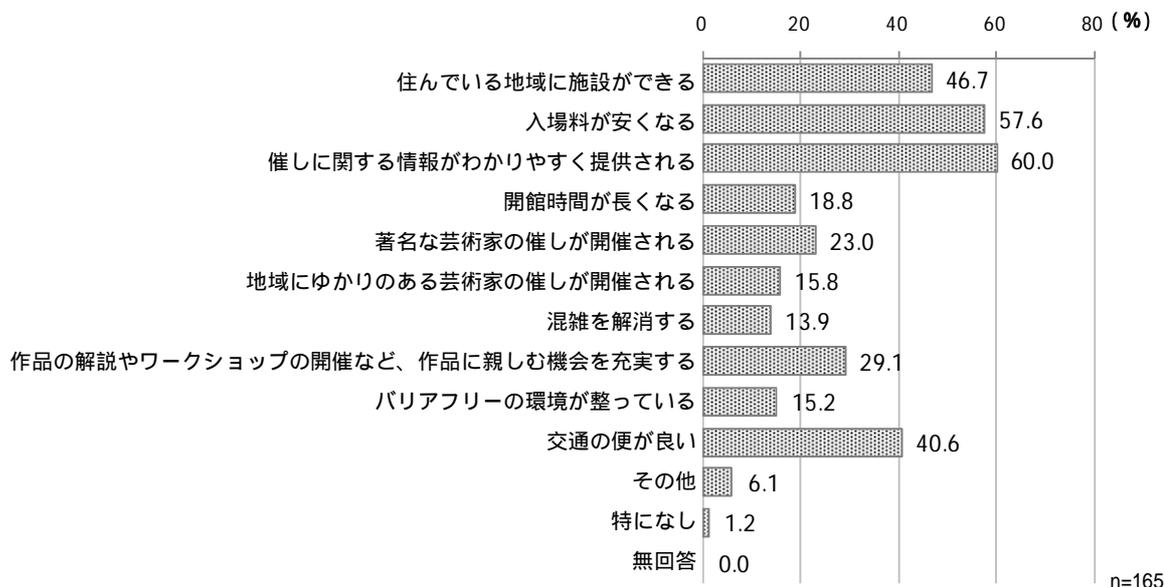
問4 文化・芸術に関わる活動を行っていますか。(は該当するもの全て)



文化・芸術に関わる活動は「演奏会や演劇・展覧会を見に行く」(68.5%)が最も高く、「音楽教室や絵画教室、カルチャー教室等に参加している」「趣味のグループに参加している」「グループや教室等には属さず個人的に楽しんでいる」などの教室での参加や趣味として楽しんでいる項目はいずれも15%程度となっているが、その他の項目は5%も満たない。一方で、「文化・芸術に関することは特にしていない」(21.8%)となっている。

文化施設に行きやすくなる方法について

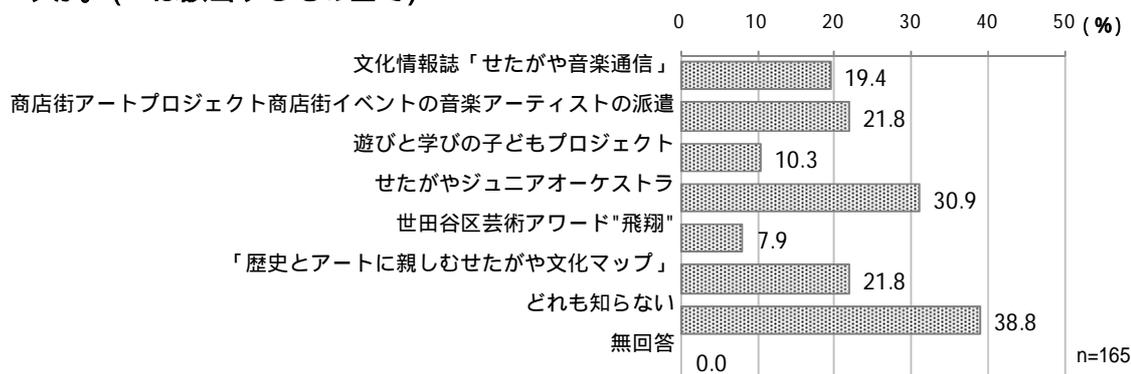
問5 どうすれば文化施設にもっと行きやすくなると思いますか。(は該当するもの全て)



文化施設に行きやすくなる方法として、「催しに関する情報がわかりやすく提供される」(60.0%)が最も高く、次いで「入場料が安くなる」(57.6%)、「住んでいる地域に施設ができる」(46.7%)となっている。

区(またはせたがや文化財団)が重点的に取り組んだ事業の認知度

問6 区(またはせたがや文化財団)が重点的に取り組んだ事業のうち、ご存知のものはどれですか。(は該当するもの全て)

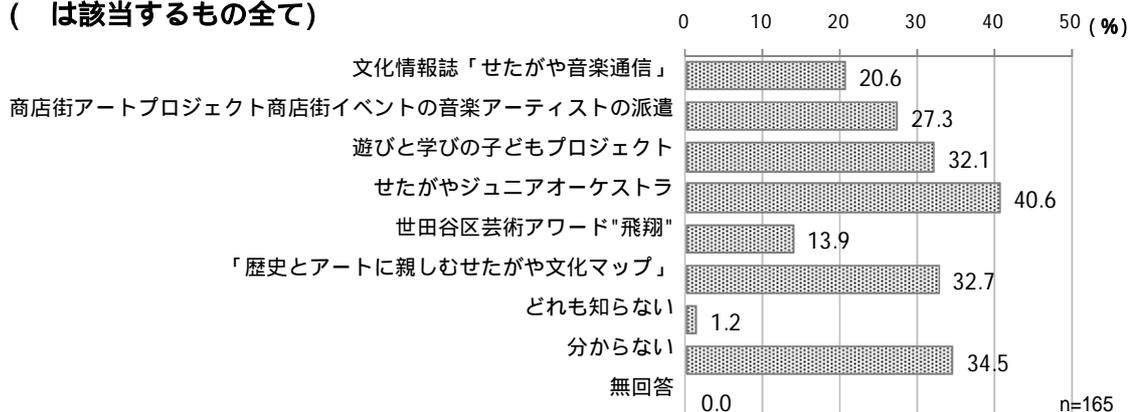


区(またはせたがや文化財団)が重点的に取り組んだ事業の認知度として、事業の中では「せたがやジュニアオーケストラ」(30.9%)が最も高くなっていますが、「どれも知らない」(38.8%)と約4割の方が事業を知っているものがないと回答しています。

区(またはせたがや文化財団)が今後も継続して実施していくべき事業

問7 問6の事業のうち、継続して実施していくべきと思う事業はどれですか。

(は該当するもの全て)

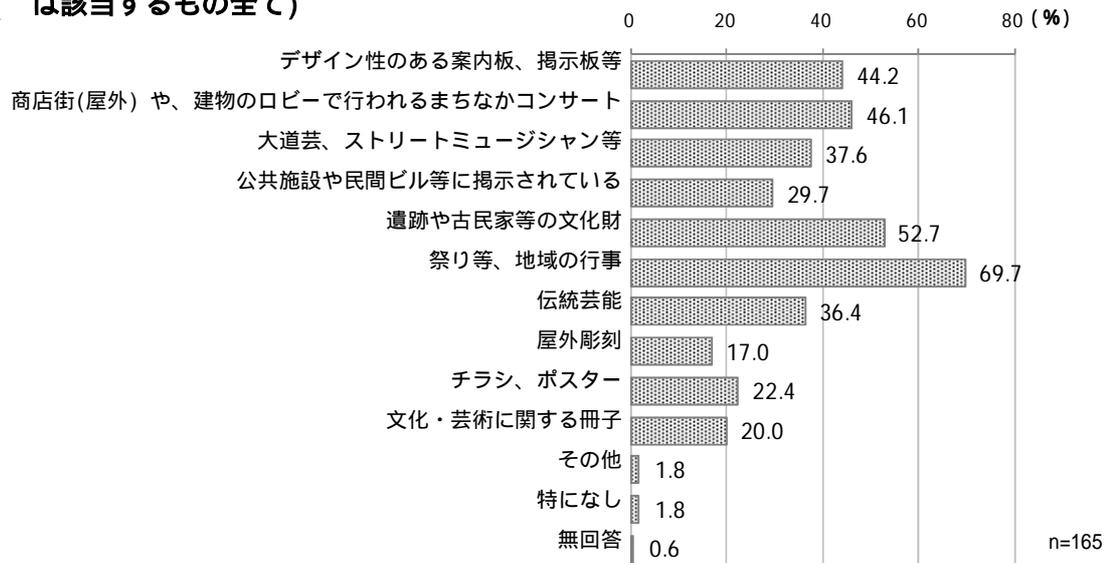


区(またはせたがや文化財団)が今後も継続して実施していくべき事業について、せたがやジュニアオーケストラ」(40.6%)が最も高く、次いで「歴史とアートに親しむせたがや文化マップ」(32.7%)、「遊びと学びの子どもプロジェクト」(32.1%)となっています。

身近に感じる文化・芸術

問8 日常において、文化・芸術を身近に感じるものはどれですか。

(は該当するもの全て)



身近に感じる文化・芸術として「祭り等、地域の行事」(69.7%)が最も高く、次いで「遺跡や古民家等の文化財」(52.7%)となっています。

5 文化芸術基本法

発令 平成 13 年 12 月 7 日号外法律第 148 号

最終改正：平成 29 年 6 月 23 日号外法律第 73 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実に努めるとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振

興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な

施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携を図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法 (平成十一年法律第九十六号) の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成二九年六月二三日法律第七三号]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条 (第五号に係る部分に限る。) の規定は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 (平成二十九年法律第 号) の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

一 文部科学省設置法 (平成十一年法律第九十六号) 第二十一条第一項第五号

二 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律 (平成十六年法律第八十一号) 第三条第三項

三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律 (平成十八年法律第九十七号) 第二条第三項

四 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 (平成二十四年法律第四十九号) 前文第九項及び第一条

五 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第一条

6 世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例

平成 18 年 3 月 14 日

条例第 18 号

文化及び芸術は、創造性の源として社会的価値を生み出し、人々の心に潤い、ゆとり等をもたらす、豊かな人間性をはぐくみ、人々の生活の質を向上させる力を持っている。文化及び芸術に親しむことは、人の悲しみ及び痛みを想像する力を培い、人を慈しむ心を芽生えさせ、ひいては、世界中の人々が共に平和に暮らす社会の実現につながっている。さらに、近年、地域との関わりが希薄になりがちな子どもたちは、文化及び芸術に触れることにより、表現する力を身に付け、社会性を高めることが期待され、また、福祉及び医療の分野において、文化及び芸術は、いやし及び生きがいとなるとともに、治療に役立てられている。そこで、経済的な豊かさの中であって、こうした文化及び芸術の持つ力又は果たす役割を改めて見つめ直し、行政の基本的施策として位置付け、その振興を図ることが、今求められている。

世田谷は、みどり豊かな武蔵野の自然にあふれ、閑静な住宅地として発展し、文化及び芸術に携わる人々は、その魅力にひかれて移り住むようになった。そのような歴史は、今日に受け継がれ、区内各地域における活発な演劇活動、多くの文化及び芸術に関する自主的かつ積極的な活動、文化施設を支えるボランティア活動等に見られるように、多くの区民は、文化及び芸術に関する活動に親しみ、文化及び芸術に高い関心を持っている。また、世田谷は、文化及び芸術の様々な分野において第一人者と目される人々による活動も活発に行われており、まさに日本の文化及び芸術をけん引しているといっても過言ではない。さらに、世田谷は、文学、映画等の作品の舞台として数多く登場しており、区民にとって、文化及び芸術が身近に感じられる環境にある。

これらのものは、区民のかけがえのない財産であり、世田谷の魅力を支える大きな要素でもある。区は、これらの財産を活かし、文化的な環境の向上に努めるとともに、すべての区民が文化及び芸術に触れ、文化的な環境を享受し、文化及び芸術に関する活動に取り組むことができるようにすることが、重要な使命であると考えます。

ここに、文化及び芸術の振興についての基本理念を明らかにし、区、区民、民間団体等の協働による文化及び芸術の振興に関する施策により、心に潤い、ゆとり等を感じることができる区民生活及び地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、区の文化及び芸術の振興に関する基本理念を定め、区の責務について明らかにするとともに、文化及び芸術の振興に関する施策（以下「振興施策」という。）を推進することにより、区民一人ひとりが生き生きと暮らし、誇りを持って住むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化及び芸術の振興に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 文化及び芸術に関する活動における自主性及び創造性は、尊重されなければならない。
- (2) 文化及び芸術を鑑賞し、その活動に参加し、及び創造することのできる環境の整備が図られなければならない。
- (3) 文化及び芸術の振興に当たっては、区、区民、民間団体、他の自治体等の相互の連携が図られなければならない。

(区の責務)

第 3 条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、文化及び芸術の振興を図るための計画を策定し、及び振興施策を推進するものとする。

2 区は、振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 区は、区が行う施策について、文化及び芸術の振興を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。

(文化及び芸術に触れることができる機会の充実)

第 4 条 区は、区民が身近な場所で文化及び芸術に触れることができる機会の充実を図るため、事業を実施し、及び環境の整備を行うものとする。

(自主的な活動に対する支援)

第 5 条 区は、文化及び芸術に関する区民の自主的な活動に対し、その場所及び機会の提供、助成その他の必要な支援を行うものとする。

(文化及び芸術に関する専門的知識又は技能を有する者に対する支援等)

第 6 条 区は、文化及び芸術に関する専門的知識又は技能を有する者の発掘、育成、確保及び登用に努め、これらのものに対し、必要な支援を行うものとする。

2 区は、区民と文化及び芸術に関する専門的知識又は技能を有する者との交流の促進を図るため、その場所及び機会の提供に努めるものとする。

(地域文化及び伝統文化の保存、継承及び発展)

第 7 条 区は、将来にわたって地域文化及び伝統文化を保存し、継承し、及び発展させるために必要な施策を推進するものとする。

(国際交流の推進)

第 8 条 区は、区民と外国の諸都市の市民との相互理解及び親善を図るため、文化及び芸術に関する活動を通じた国際交流を推進するものとする。

(高齢者、障害者等の文化及び芸術に関する環境の整備)

第 9 条 区は、高齢者、障害者等が文化及び芸術に親しみ、又は文化及び芸術に関する活動を活発に行うことができるよう環境の整備に努めるものとする。

(青少年の文化及び芸術に関する活動の充実)

第 10 条 区は、青少年の豊かな人間性の形成に資するため、青少年が文化及び芸術に触れ、又は文化及び芸術に関する活動を活発に行うことができるよう必要な施策を推進するものとする。

(学校教育における文化及び芸術に関する活動の充実)

第 11 条 区は、学校教育において、児童及び生徒が文化及び芸術に触れることができる機会を設け、並びに児童及び生徒が文化及び芸術に関する活動に積極的に取り組むことができるよう必要な施策を推進するものとする。

(情報の提供)

第 12 条 区は、文化及び芸術に関する情報の収集に努めるとともに、区民が多様な媒体を通じてこれらを利用することができるよう情報の提供を行うものとする。

(顕彰)

第 13 条 区は、区の文化及び芸術の振興に大きく寄与したものと並びに文化及び芸術に関する活動において著しい功績のあったものを顕彰することができる。

(文化及び芸術の振興に関する委員会の設置)

第 14 条 文化及び芸術の振興に関し、助言を受け、及び意見を聴き、並びにこれを振興施策に反映させるため、文化及び芸術の振興に関する委員会を設置する。

2 前項に規定する委員会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

7 これまでの世田谷区における文化・芸術振興に関わる歩み

年月	事業等
大正 8(1919)	「世田谷城跡」都指定旧跡登録
昭和 4(1929)	大吉寺「伊勢貞丈墓」都指定旧跡登録
昭和 7(1932) .10	世田谷区誕生
昭和 12(1937)	世田谷山観音寺「木造不動明王及八大童子像」国の重要文化財指定
昭和 15(1940)	松陰神社「広沢真臣墓」都指定旧跡登録
昭和 24(1949)	満願寺「細井広沢墓」国の重要文化財指定
昭和 26(1951)	「世田谷区史」(上下巻)発行
昭和 27(1952)	「大場家文書」都指定有形文化財指定 「野毛大塚古墳」都指定史跡指定
.11	文化講座開講
昭和 31(1956)	専光寺「北川歌麿墓」都指定旧跡登録
昭和 33(1958) . 1	「世田谷区史料」第一集発行
昭和 37(1962)	「新修世田谷区史」発行
昭和 38(1963)	浄真寺「二十五菩薩練供養」都指定無形民俗文化財に、同寺「絹本著色珂碩上人像」・「木造阿弥陀如来(九品)坐像・釈迦如来坐像」・「木造珂碩上人坐像」同有形文化財指定・満願寺「七鈴鏡」同有形文化財指定
昭和 39(1964)	西澄寺「武家屋敷門」都指定有形文化財指定 浄真寺「梵鐘」都指定有形文化財指定
. 9	郷土資料館開館
昭和 45(1970)	カナダ・ウィニペグ市と姉妹都市提携 世田谷山観音寺「木造五百羅漢坐像」都指定有形文化財指定
昭和 46(1971)	姉妹都市カナダ・ウィニペグ市への中学生の親善訪問団の交流開始 等々力溪谷保存運動開始
昭和 47(1972)	豪徳寺「井伊直弼墓」都指定史跡登録
昭和 50(1975)	「等々力溪谷三号横穴」都指定史跡指定 第1次古民家調査実施
昭和 51(1976)	第2次古民家調査実施 「世田谷区民家園(ふるさと公園)設立計画書」発行
. 9	「世田谷 近・現代史」発行
昭和 52(1977) . 3	「世田谷の古民家」発行
. 4	「世田谷区文化財保護条例」制定 第1回区民絵画展開催(平成16(2004)年度せたがや文化財団へ移管) 世田谷菊まつり実施(昭和53(1978)年度「世田谷菊花展」に名称変更)
昭和 53(1978)	「大場家住宅主屋及び表門」国の重要文化財指定 「仮称次大夫堀公園基本構想報告書 よみがえる水路」発行
. 4	憲法記念行事(昭和58(1983)年4月文化講演会に吸収) 区民音楽会開催(昭和55(1980)年度「区民コンサート」に名称変更。平成15(2003)年度まで290回開催) 第1回世田谷美術展開催(第9回(昭和61(1986)年度)まで玉川高島屋で、第10回から世田谷美術館で開催)

年月	事業等
昭和 54(1079) . 4	世田谷文化人懇話会開催(昭和 56(1981)年度「世田谷芸術文化懇話会」に名称変更) 文化講演会開催(平成 15(2003)年度まで開催) せたがや盆栽展開催(平成 15(2003)年度まで開催)
昭和 55(1980)	岡本公園民家園開設 「御岳山古墳」都指定史跡登録 (昭和 55(1980)年まで)区内岡本の地に旧長崎家住宅・旧浦野家土蔵、旧横尾家椀木門等の移築・復元
昭和 56(1981)	世田谷市民大学設立、開講 「甦った古民家 旧長崎家主屋保存の記録」発行
. 4	文化人記録映画制作(平成 5(1993)年度まで 53 作品制作)
.10	世田谷区立美術館基本構想委員会設置
.11	世田谷の書展開催(平成 16(2004)年度せたがや文化財団へ移管)
昭和 57(1982)	「世田谷の民家 第 1 輯・調査リスト」発行 「甦った古民家 第 2 輯 旧浦野家土蔵・旧横尾家椀木門保存の記録」発行
. 3	「世田谷区美術品、文学資料等取得基金条例」制定、同基金設置
. 4	世田谷美術館建設委員会設置
昭和 58(1983)	「世田谷の民家 第 2 輯・東部地区調査報告」発行
. 3	第 1 回東京野外現代彫刻展開催(平成 10(1998)年度まで開催)
昭和 59(1984)	「世田谷の民家 第 3 輯・西部地区調査報告」発行 「世田谷区立次大夫堀公園基本設計報告書」発行
. 4	文化事業推進体制整備 文化事業推進検討 P T 設置
昭和 60(1985)	オーストリア・ウィーン市・ドゥプリング区と姉妹都市提携 姉妹都市ウィーン市・ドゥプリング区への小学生の派遣開始
. 4	地域文化の発掘と継承事業 「重要文化財 大場家住宅調査報告書」発行
. 7	第 1 回世田谷文化会議発足(平成 3(1991)年 10 月第 4 回まで開催)
.11	「世田谷区立世田谷美術館条例」制定 財団法人世田谷区美術振興財団設立
昭和 61(1986)	「徳富薦花旧宅」都指定史跡登録
. 3	世田谷美術館開館
. 4	野外音楽祭開催(区民まつり前夜祭コンサート含む) 文化情報誌「ゆとり路」創刊(平成 8(1996)年度まで 111 号発行)
昭和 62(1987) .10	第 1 回芝能開催(平成 7 年度まで開催)
. 3	世田谷区総合文化祭開催
. 5	世田谷美術館で「美術大学」開講
. 6	郷土資料館増改築落成
. 7	第 1 回世田谷区民による第九コンサート開催
.10	野外音楽フェスティバル開催
昭和 63(1988) . 8	サマーナイトバレエ 88 開催
. 9	「世田谷うたの広場(詩と作曲の会)」設立

年月	事業等
平成元(1989)	「世田谷の古民家写真集」発行
. 3	世田谷フィルハーモニー管弦楽団設立 「国際平和交流基金条例」制定、同基金設置
. 6	世田谷区民合唱団設立
平成 2(1990)	「世田谷区文化財保護のあらまし 平成元年度改訂用」発行
. 4	世田谷市民大学開講 10 周年 世田谷区民吹奏楽団設立 「ふるさと世田谷を語る」創刊(平成 16(2004)年度まで 16 巻発行) 「世田谷彫刻物語」刊行 第 1 回「せたがや歌の広場」コンサート開催(平成 2 年～) 第 1 回区民写真展開催(平成 16(2004)年度せたがや文化財団へ移管) 上用賀文化施設整備計画(平成 6(1994)年度玉川支所に移管)
平成 3(1991)	ライフ イン セタガヤ(外国語版世田谷区便利帳)発行(平成 3(1991)年度～)
平成 4(1992)	オーストラリア・バンバリー市と姉妹都市提携 姉妹都市オーストラリア・バンバリー市への小学生の派遣、受入開始
平成 5(1993)	野毛大塚古墳復元、公開 「世田谷の土蔵 旧秋山家土蔵保存の記録」発行
. 4	世田谷文学館開設準備室設置
. 7	向井潤吉アトリエ館開館
平成 6(1994)	「世田谷区文化振興基金条例」制定、同基金設置 第 1 回柳田國男ゆかりサミット開催(平成 14(2002)年度まで 16 回開催)
. 9	「世田谷区立世田谷文学館条例」制定
平成 7(1995)	世田谷世界交流プロジェクト実施(平成 7(1995)年度～)
. 4	世田谷文学館開館
平成 8(1996)	財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団設立
.11	
.12	「世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例」制定
平成 9(1997)	次大夫堀公園民家園に旧安藤家住宅を復元
. 4	世田谷文化生活情報センター開館
平成 10(1998)	NPO 法人「せたがや街なみ保存・再生の会」による古民家調査(第 1 回追跡調査)(平成 11(1999)年末まで)
. 4	
. 7	無声映画上映会開催
平成 11(1999)	せたがや歌の広場 10 周年記念コンサート開催
.11	
平成 12(2000)	NPO 法人「せたがや街なみ保存・再生の会」による古民家調査(第 2 回追跡調査)(同年 10 月まで) 世田谷市民大学 世田谷都税事務所 2 階へ移転 世田谷市民大学開講 20 周年
. 4	
平成 13(2001)	勝国寺「木造薬師如来立像及び胎内納入文書」・豪徳寺「梵鐘」・勝光院「梵鐘」・遊芸人図屏風 区指定有形文化財指定
平成 15(2003)	次大夫堀公園民家園に旧岡家表門を復元
. 4	財団法人せたがや文化財団設立(旧 2 財団清算) 第 1 回中学生花みず木竜王戦実施(平成 15(2003)年度～)

年月	事業等
平成 15(2003) .11	清川泰次記念ギャラリー開館
平成 16(2004) . 4	宮本三郎記念美術館開館 平成 16(2004)年度地域創造大賞受賞 世田谷パブリックシアター
平成 17(2005)	21 世紀せたがやのうた制作
平成 18(2006) . 3	「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」制定
. 4	ホームステイボランティア家庭登録制度創設
. 9	商店街とアートの協働による商店街プロジェクト実施(平成 19(2007)年度～) 世田谷芸術百華開催(平成 19(2007)年度～) 世田谷 246 ハーフマラソンへの姉妹都市からのランナー招待(平成 19(2007)年度～)
平成 19(2007) . 3	「世田谷区文化・芸術振興計画」策定(平成 19(2007)年度～平成 21(2009)年度)
. 4	せたがや文化財団に音楽事業部が発足
. 9	商店街とアートの協働による商店街プロジェクト実施(平成 19(2007)年～) 世田谷芸術百華開催(平成 19(2007)年～) 世田谷 246 ハーフマラソンへの姉妹都市からのランナー招待(平成 19(2007)年～)
.10	世田谷アートタウン大道芸出前編実施(平成 23(2011)年度まで実施)
.11	世田谷アートネットワーク会議開催(平成 19(2007)年度～) 区制 75 周年記念事業「将棋の日」実施(第 1 回小学生花みず木竜王戦実施(平成 19(2007)年度～))
平成 20(2008)	ネットワークと協働による文化・芸術の振興検討会開催
. 4	第 1 回世田谷花みず木女流オープン戦実施(平成 20(2008)年度～)
. 5	オーストラリア・バンバリーマラソンへの参加者派遣
. 6	世田谷区芸術アワード“飛翔”創設 「世田谷区地域文化芸術振興事業補助金」制度創設
. 9	遊びと学びの子どもプロジェクト実施(平成 20(2008)年度～) 全国子ども文化・芸術サミット開催
平成 21(2009) . 3	向井潤吉アトリエ館が耐震化工事のため休館(平成 22(2010)年 3 月まで)
平成 22(2010) . 3	「世田谷区文化・芸術振興計画 調整計画(新せたがやアートプラン)」策定(平成 22(2010)年度～平成 23(2011)年度) 姉妹都市交流ニュース発行(平成 22(2010)年度～) カナダ・ウィニペグ市姉妹都市提携 40 周年
. 4	世田谷市民大学開講 30 周年 せたがやジュニアオーケストラ設立
. 5	「詩と作曲の会」20 周年記念誌「せたがや歌の広場の 20 年」発行
. 9	パフォーマンス・インスタレーション「私が一粒の米であったら」実施(イギリスの劇団「Stan's Café」招聘)
.10	快快銭湯実施
.11	世田谷アートフリマ in 文学館実施(平成 24(2012)年度まで実施) 「文学散歩 成城ものがたり」実施 世田谷市民大学 30 年史発行
.12	環境とアート「現代に蘇るジャム・コンタクト」実施
平成 23(2011) . 3	世田谷市民大学 30 年史別冊発行

年月	事業等
. 7	世田谷美術館が改修工事のため休館（平成 24(2012)年 3 月まで）
.10	「朔太郎からひろがる風景の裏側」実施
.11	「歴史とアートに親しむ せたがや文化マップ」発行（平成 24(2012)年 9 月改訂版発行、平成 25 年 10 月 vol.2 発行）
.12	「環境と生活デザイン 電気自動車でご飯を炊こう！～電気自動車が問いかけるエネルギーの未来」実施
平成 24(2012) . 3	「世田谷区文化・芸術振興計画 第 2 次調整計画」策定（平成 24(2012)年度～25(2013)年度）
平成 24(2012)	オーストラリア・バンバリー市姉妹都市提携 20 周年
. 9	昭和女子大学プロデュース「せたがや芸術散歩」実施
.10	区制 80 周年記念事業「将棋イベント」実施
.11	世田谷区文化・芸術活動の場の総合調査実施 区民の文化・芸術活動実態調査実施 昭和女子大学プロデュース「せたがや芸術散歩」実施
.12	区制 80 周年記念事業 “わたしたちの世田谷～これまでの 80 年、これからの 20 年～” 日野原重明氏 記念講演「世田谷の未来を語る」実施
平成 25(2013) . 1	区長と区民によるテーマ別意見交換会「文化・芸術を活かしたまちづくり」実施
. 3	世田谷市民大学 区立せたがや がやがや館へ移転 せたがやバンドバトル～集まれ GS 世代！～」実施
. 9	シアタートラムが改修工事のため休館（平成 25(2013)年 10 月まで）
.11	世田谷パブリックシアターが改修工事のため休館（平成 26(2014)年 2 月まで） 平成 25 年度地域創造大賞受賞 世田谷文学館
平成 26(2014) . 3	「世田谷区第 2 期文化・芸術振興計画」策定（平成 26(2014)年度～29(2017)年度）
. 4	世田谷市民大学 生涯現役推進課へ事務移管
.11	世田谷美術館企画展「東宝スタジオ展 映画＝創造の現場」の開催に伴い、区長よりゴジラに表彰状を授与
平成 27(2015) .10	季刊音楽情報誌「せたがや音楽通信」創刊
.11	イツ・コム スタジオ&ホールにて 「ミュージック 3 days in 二子玉川」実施 せたがや歌の広場 25 周年秋の特別コンサート 「世田谷区芸術アワード“飛翔”」歴代受賞者コンサート せたがや音楽プロジェクト 2015「せたがや MUSIC マルシェ special」
平成 28(2016) .10	世田谷文学館が中長期改修工事により休館（平成 29(2017)年 4 月 21 日まで）
平成 29(2017) . 7	世田谷美術館が ESCO 事業導入及び外部改修等により休館（平成 30(2018)年 1 月 12 日まで）

8 主な文化施設における展覧会等の開催状況

(1) 生活工房における主な企画

- ・「A V機器の『分解ワークショップ』」(平成13(2001)年)
- ・「世田谷アートフリーマーケット」(平成15(2003)年～)
- ・「ITエンターテイメントセミナー」(平成15(2003)年)
- ・「SHIFU ネパールの紙布」(平成16(2004)年)
- ・写真展「ただのいぬ。展」(平成17(2005)年)
- ・「宮古島自然体験教室」(平成17(2005)年)
- ・写真展「アフリカ・ミュージシャンの肖像」オープニングイベント(平成18(2006)年)
- ・「双国の貌～日韓の石仏写真展」(平成19(2007)年)
- ・「活版再生展」(平成19(2007)年)
- ・「いのちを守るデザイン展」(平成19(2007)年)
- ・「眞田岳彦 セタガヤンプロジェクト」(平成19(2007)年)
- ・「映像文化シンポジウム～ALWAYS 続・三丁目の夕日」(平成19(2007)年)
- ・「アートフリマ in セタビ」(平成19(2007)年)
- ・「ハイブリッドカー組み立て教室」(平成19(2007)年)
- ・「EV教室 電気フォーミュラカーを作ろう」(平成19(2007)年)
- ・「ラップ・ザセタガヤ～世田谷の包み紙展」(平成20(2008)年)
- ・「世田谷でみかけた書体展」(平成20(2008)年)
- ・「Touching the Images～ふれる写真展」(平成20(2008)年)
- ・「はこぶ道具～プロダクトデザインをはじめよう！」(平成20(2008)年)
- ・「まっくらやみで写真をつくろう！」(平成20(2008)年)
- ・「月のへそ～荒木珠奈と七色メキシコ展」(平成20(2008)年)
- ・「ハイブリッドバギー『世田谷1号』組み立て教室」(平成20(2008)年)
- ・「New Lifestyle Design 使いやすさの今とこれから」(平成21(2009)年)
- ・「森_Living」(平成21(2009)年)
- ・「時間を食べる」(平成21(2009)年)
- ・「中学生EV(電気自動車)組み立て」(平成21(2009)年)
- ・「陶芸と野点」(平成21年)
- ・「目と耳と舌で味わうタジキスタンの暮らし」(平成21(2009)年)
- ・「EV教室 電気フォーミュラカーを作ろう」(平成21(2009)年)
- ・「DESIGN for LEFTY - あなたは本当に右利きですか？」(平成22(2010)年)
- ・「EVが約束する未来展」(平成22(2010)年)
- ・「オリッサ・オディッシー」(平成22(2010)年)
- ・「『Stack-ing Design 積み、重ねる、カタチ』展」(平成23(2011)年)
- ・「『七つの海と手仕事』展」(平成23(2011)年)
- ・「I'm so sleepy どうにも眠くなる展覧会」(平成23(2011)年)
- ・「100年あとの世田谷」(平成23(2011)年)
- ・「開館15周年『地球に触ろう“希望の地球”を語ろう』」(平成24(2012)年)
- ・「開館15周年『インフォメーショングラフィックス展』」(平成24(2012)年)
- ・「開館15周年『日常/非日常 世界の明日につながるデザイン展』」(平成24(2012)年)
- ・「異郷 西江雅之写真展」(平成24(2012)年)
- ・「地球のいまを知る インフォメーショングラフィックス展「エネルギー編」」(平成25(2013)年)
- ・「窓花 - 中国の切り紙 黄土高原・暮らしのフィールドワーク展」(平成25(2013)年)
- ・「現代につづくシルク交流展」(平成25(2013)年)
- ・「レイ・リケット バッグ展 BAG, ALL RIGHT!」(平成25(2013)年)
- ・「ブナ帯 ワンダーランド展」(平成26(2014)年)
- ・「写真とことば、記憶の種 福島 - 東京」(平成26(2014)年)
- ・「世田谷民話グラフィック展」(平成26(2014)年)
- ・「モッズスーツと「洋服の並木」」(平成26(2014)年)
- ・「時間をめぐる、めぐる時間の展覧会」(平成27(2015)年)
- ・「坂茂(ばん しげる) - 紙の建築と災害支援」(平成27(2015)年)
- ・「はたこうしろう絵本原画展「ぼくはうちゅうじん」」(平成27(2015)年)
- ・「WASHINOITO 未来を着る、浜井弘治の和紙のプロダクト展」(平成27(2015)年)
- ・「三軒茶屋 三角地帯 考現学」(平成27(2015)年)
- ・「穴アーカイブ an-archive」(平成27(2015)年)
- ・「MADE IN OCCUPIED JAPAN 1947-1952 海を渡った陶磁器展」(平成28(2016)年)
- ・「いぬと、ねこと、わたしの防災「いっしょに逃げてもいいのかな?展」」(平成28(2016)年)

- ・「日本のポータブル・レコード・プレイヤー展」(平成 28(2016)年)
- ・「始末をかくエキシビジョン 生活はふるさとのように上演されている」(平成 28(2016)年)
- ・「子どもワークショップ報告展「14歳のワンピース」」(平成 28(2016)年)

(2) 世田谷パブリックシアターにおける主な上演活動

- ・「アートタウンフェスティバル『三茶 de 大道芸』」(平成 9(1997)年～)
- ・「現代能楽集『A01/KOMACHI』」(平成 15(2003)年/19(2007)年)
- ・「狂言劇場」(平成 16(2004)年～)
- ・「こども劇場」(平成 17(2005)年～)
- ・「国際共同制作『ソウル市民』」(平成 17(2005)年/18(2006)年)
- ・「SePTの音楽『獅子虎傳阿咩堂』」(平成 17(2005)年/18(2006)年/19(2007)年)
- ・「日野皓正 presents “Jazz for Kids”」(平成 17(2005)年～)
- ・「偶然の音楽」(平成 17(2005)年/20(2008)年)
- ・「アンデルセン・プロジェクト」(平成 18(2006)年)
- ・「土曜劇場プレイ・パーク」(平成 18(2006)年～)
- ・「国際共同制作『遊*ASOBU』」(平成 18(2006)年/19(2007)年)
- ・「国盗人」(平成 19(2007)年/21(2009)年)
- ・「死のバリエーション」(平成 19(2007)年)
- ・「春琴」(平成 19(2007)年/20(2008)年/22(2010)年/25(2013)年)
- ・「まちがいの狂言」(平成 19(2007)年)
- ・「劇場開場 10 周年記念特別公演「翁・三番叟」」(平成 19(2007)年)
- ・「音楽劇「三文オペラ」」(平成 19(2007)年)
- ・「『審判』『失踪者』」(平成 19(2007)年)
- ・「友達」(平成 20(2008)年)
- ・「リーディング公演『日本語を読む』」(平成 20(2008)年)
- ・「芸能現在形 劇場版@世田谷『舍利』」(平成 20(2008)年)
- ・「うっかりちよっときのこ島」(平成 20(2008)年)
- ・「現代能楽集シリーズ『The Diver』」(平成 20(2008)年)
- ・「マクベス」(平成 21(2009)年/25(2013)年/26(2014)年/28(2016)年)
- ・「奇ッ怪～小泉八雲から聞いた話～」(平成 21(2009)年)
- ・「フリーステージ」(平成 21(2009)年)
- ・「にんぎょひめ」(平成 21(2009)年)
- ・「アルレッキーノ～二人の主人を一度にもっと」(平成 21(2009)年)
- ・「胎(て)～The Life Cord～」(平成 21(2009)年)
- ・「醜男」(平成 22(2010)年)
- ・「お話の森」(平成 22(2010)年～)
- ・「ガラスの葉」(平成 22(2010)年)
- ・「ヴァンデンブランデン通り 32 番地」(平成 22(2010)年)
- ・「モリー・スウィーニー」(平成 23(2011)年)
- ・「往転」(平成 23(2011)年)
- ・「サド侯爵夫人」(平成 23(2011)年)
- ・「チャチャチャのチャーリー」(平成 23(2011)年)
- ・「カラス」(平成 23(2011)年)
- ・「テンベスト」(平成 23(2011)年)
- ・「南部高速道路」(平成 24(2012)年)
- ・「4 (フォー)」(平成 24(2012)年)
- ・「ファンファーレ」(平成 24(2012)年)
- ・「藪原検校」(平成 24(2012)年/26(2014)年)
- ・「ハーベスト」(平成 24(2012)年)
- ・「ボンビックスモリ with ラッシュ」(平成 24(2012)年)
- ・「ゴールドフィッシュ」(平成 24(2012)年)
- ・「オセロ」(平成 25(2013)年)
- ・「ジャンヌ ノーベル賞作家が暴く 聖女ジャンヌ・ダルクの真実」(平成 25(2013)年)
- ・「クリプトグラム」(平成 25(2013)年)
- ・「Tribes トライブス」(平成 25(2013)年)
- ・「神なき国の騎士 あるいは、何がドン・キホーテにそうさせたのか？」(平成 25(2013)年)
- ・「ヴォイツェック」(平成 25(2013)年)
- ・「A Louer/フォー・レント」(平成 25(2013)年)
- ・「THE BIG FELLAH (ビッグ・フェラー)」(平成 26(2014)年)

- ・「炎 アンサンディ」(平成 26(2014)年/28(2016)年)
- ・「MERCURY FUR マーキュリー・ファー」(平成 26(2014)年)
- ・「敦 山月記・名人伝」(平成 27(2015)年)
- ・「トロイラスとクレシダ」(平成 27(2015)年)
- ・「現代能楽集 『道玄坂奇譚』」(平成 27(2015)年)
- ・「同じ夢」(平成 27(2015)年)
- ・「二子玉川大道芸イベント」(平成 27(2015)年)
- ・「Needles and Opium 針とアヘン」(平成 27(2015)年)
- ・「ミュルミュルミュール」(平成 27(2015)年)
- ・「Radiant Vermin」(平成 28(2016)年)
- ・「遠野物語～奇ッ怪 其ノ参」(平成 28(2016)年)
- ・「キネマと恋人」(平成 28(2016)年)
- ・「お勢登場」(平成 28(2016)年)
- ・「フラーク」(平成 28(2016)年)
- ・「ファザー」(平成 28(2016)年)
- ・「たくらみと恋」(平成 28(2016)年)

(3) 音楽事業部における主なコンサート

- ・「せたがやふれあいコンサート」(平成 19(2007)年)
- ・「ロビーコンサート」(平成 19(2007)年)
- ・「美術と音楽 ローマからせたがやへ」(平成 19(2007)年)
- ・「演劇と音楽 シェイクスピアから大河ドラマまで」(平成 19(2007)年)
- ・「『区政 75 周年記念式典』演奏会」(平成 19(2007)年)
- ・「美術と音楽 ギリシャからせたがやへ」(平成 20(2008)年)
- ・「『せたがやの演奏家シリーズ』演奏会」(平成 20(2008)年)
- ・「せたがや名曲クラシックコンサート」(平成 20(2008)年～)
- ・「夏休みファミリーコンサート」(平成 20(2008)年)
- ・「あいのてさんと音であそぼう」(平成 20(2008)年)
- ・「せたがや・アマチュアスペシャルライブ」(平成 20(2008)年)
- ・「せたがや Music コレクション」(平成 20(2008)年)
- ・「ピバ・プラス！」(平成 20(2008)年)
- ・「映画と音楽～黒沢明監督の世界～」(平成 21(2009)年)
- ・「成城ホール完成記念オープニングイベント記念コンサート」(平成 21(2009)年)
- ・「歌劇『カヴァレリア・ルスティカーナ』」(平成 22(2010)年)
- ・「大石将紀サクソフォンリサイタル」(平成 23(2011)年)
- ・「文学とジャズ」(平成 23(2011)年)
- ・「こんにやく座&ジュニアオーケストラ サマーフェスタ」(平成 24(2012)年)
- ・「詩と音楽 詩人と作曲家 その出会いと軌跡」(平成 24(2012)年)
- ・「アルディッティ弦楽四重奏団+野村萬斎/中川賢一～ケージの中の日本～」(平成 24(2012)年)
- ・「神谷百子 マリンバ・ワンダーランド」(平成 24(2012)年)
- ・「せたがやアマチュア・バンドバトル」(平成 24(2012)年～)
- ・「異分野とのコラボレーション より音楽を楽しむヒント」(平成 25(2013)年)
- ・「親子で楽しむ夏休み企画 3本の手のスケルツォ」(平成 25(2013)年)
- ・「音楽実験バラエティコンサート 宮川音楽塾」(平成 25(2013)年)
- ・「映画と音楽」(平成 25(2013)年)
- ・「亀井良信と管楽器の精鋭たち」(平成 26(2014)年)
- ・「宮川彬良のせたがや音楽研究所」(平成 26(2014)年～)
- ・「ピアノ・トリオの楽しみ」(平成 26(2014)年)
- ・「せたがや名曲コンサート」(平成 27(2015)年～)
- ・「せたがやまちなか・まちなかコンサート」(平成 27(2015)年)
- ・「PPP とあそぼう」(平成 28(2016)年)
- ・「お話と演奏で贈る、医学と音楽」(平成 28(2016)年)
- ・「吉野直子&横坂源 ハープとチェロのアンサンブル」(平成 28(2016)年)
- ・「古楽器バンド タブラトゥーラ」(平成 28(2016)年)
- ・「Let's Sing ゴスペル! 2016」(平成 28(2016)年)

(4) 世田谷美術館における主な展覧会

- ・開館記念展「芸術と素朴」(昭和61(1986)年)
- ・「フィレンツェ・ルネサンス 芸術と修復展」(平成3(1991)年)
- ・「パラレル・ヴィジョン 20世紀美術とアウトサイダー・アート」(平成5(1993)年)
- ・「伝統と創造 - 魯山人とゆかりの名陶展」(平成8(1996)年)
- ・「世紀をまたぐ巨人 ムンク展」(平成9(1997)年)
- ・「よみがえる 宮本三郎 はぐくまれた華麗な世界」(平成11(1999)年)
- ・「時代の体温 ART / DOMESTIC」(平成11(1999)年)
- ・「世界四大文明 メソポタミア文明展」(平成12(2000)年)
- ・「ミロ展 1918-1945 - 絵画の詩人ミロ誕生の軌跡」(平成14(2002)年)
- ・「祈りの道 吉野・熊野・高野の名宝展」(平成16(2004)年)
- ・「開館20周年記念 ルソーの見た夢、ルソーに見る夢」(平成18(2006)年)
- ・「世田谷時代 1946-1954 の岡本太郎展」(平成19(2007)年)
- ・「パラオ - ふたつの人生 鬼才・中島敦と日本のゴーギャン・土方久功展」(平成19(2007)年)
- ・「福原信三と美術と資生堂展」(平成1(2007)9年)
- ・「青山二郎の眼展」(平成19(2007)年)
- ・「イリヤ・カバコフ世界図鑑 絵本と原画展」(平成19(2007)年)
- ・「『絵画が語る 1945±15』展」(平成19(2007)年)
- ・「『夢からの贈り物 ルオー・ルドン・長谷川潔・駒井哲郎』展」(平成19(2007)年)
- ・「追悼 上野泰郎展」(平成19(2007)年)
- ・「『冒険王・横尾忠則』展」(平成20(2008)年)
- ・「山口薫展」(平成20(2008)年)
- ・「『建築が見る夢 - 石山修武と12の物語』展」(平成20(2008)年)
- ・「ダニ・カラヴァン展」(平成20(2008)年)
- ・「『十二の旅：感性と経験のイギリス美術』展」(平成20(2008)年)
- ・「『平泉～みちのくの浄土～』展」(平成20(2008)年)
- ・「『チルドレンズ・ミュージアム 物語が聞こえる - ぼくたちのお気に入り』展」(平成20(2008)年)
- ・「『アウトサイダー・アートの作家たち』展」(平成20(2008)年)
- ・「メキシコ20世紀絵画展」(平成21(2009)年)
- ・「オルセー美術館展 パリのアール・ヌーヴォー」(平成21(2009)年)
- ・「日本の自画像」展(平成21(2009)年)
- ・「『川上澄生：木版画の世界』展」(平成21(2009)年)
- ・「『内井昭蔵の思想と建築』展」(平成21(2009)年)
- ・「『利根山光人とマヤ・アステカの拓本』展」(平成21(2009)年)
- ・「和のいる・かたち - 日本画と工芸作品を中心に」(平成21(2009)年)
- ・「『麻生三郎と世田谷の作家たち』展」(平成21(2009)年)
- ・「宮本三郎と昭和の婦人誌 - 女性美を求めて - 」(平成21(2009)年)
- ・「フェリックス・ティオリエ写真展」(平成22(2010)年)
- ・「ザ・コレクション・ヴィンタートゥール展」(平成22(2010)年)
- ・「『橋本平八と北園克衛』展」(平成22(2010)年)
- ・「佐藤忠良展」(平成22(2010)年)
- ・「開館25周年記念『生誕100年特別展 白洲正子 神と仏、自然への祈り』展」(平成22(2010)年)
- ・「小堀四郎と鷗外の娘 ひと筋の道」(平成22(2010)年)
- ・「建畠覚造 - アトリエの時間」(平成22(2010)年)
- ・「保田春彦 - デッサンによる人間探究」(平成22(2010)年)
- ・「『アンリ・ルソーと素朴な画家たち』展」(平成23(2011)年)
- ・「都市から郊外へ 1930年代の東京」(平成23(2011)年)
- ・「イタリアの部屋でみる夢」(平成23(2011)年)
- ・「リオープン記念展『福原コレクション 駒井哲郎 1920-1976』」(平成24(2012)年)
- ・「すべての僕が沸騰する 村山知義の宇宙」(平成24(2012)年)
- ・「生誕100年 松本竣介展」(平成24(2012)年)
- ・「エドワード・スタイケン写真展」(平成24(2012)年)
- ・「暮らしと美術と高島屋展 世田美が、百貨店のフタを開けてみた。」(平成25(2013)年)
- ・「榮久庵憲司とGKの世界 鳳が翔く」(平成25(2013)年)
- ・「アンリ・ルソーから始まる素朴派とアウトサイダーズの世界」(平成25(2013)年)
- ・「実験工房展 戦後芸術を切り拓く」(平成25(2013)年)
- ・「岸田吟香・劉生・麗子 知られざる精神の系譜」(平成25(2013)年)
- ・「桑原甲子雄の写真 トーキョー・スケッチ60年」(平成26(2014)年)
- ・「ボストン美術館 華麗なるジャポニスム展 印象派を魅了した日本の美」(平成26(2014)年)
- ・「松本瑠樹コレクション ユートピアを求めて ポスターに見るロシア・アヴァンギャルドとソヴィエ

- ト・モダニズム」(平成 26(2014)年)
- ・「難波田史男の世界 イメージの冒険」(平成 26(2014)年)
- ・「東宝スタジオ展 映画=創造の現場」(平成 26(2014)年)
- ・「速水御舟とその周辺 大正期日本画の俊英たち」(平成 27(2015)年)
- ・「金山康喜のパリ 1950年代の日本人画家たち」(平成 27(2015)年)
- ・「生誕 100年 写真家・濱谷浩 もし写真に言葉があったら」(平成 27(2015)年)
- ・「スペインの彫刻家 フリオ・ゴンサレス ピカソに鉄彫刻を教えた男」(平成 27(2015)年)
- ・「ファッション史の愉しみ 石山彰ブック・コレクションより」(平成 27(2015)年)
- ・「竹中工務店 400年の夢展 時をきざむ建築の文化史」(平成 28(2016)年)
- ・「マヌエル・アルバレス・ブラボ写真展 メキシコ 20世紀の巨匠」(平成 28(2016)年)
- ・「志村ふくみ 母衣への回帰」(平成 28(2016)年)
- ・「開館 30周年記念 コレクションの5つの物語」(平成 28(2016)年)
- ・「花森安治の仕事展 デザインする手・編集長の眼」(平成 28(2016)年)

(5) 世田谷文学館における主な展覧会

- ・「横溝正史と『新青年』の作家たち展」(平成 7(1995)年)
- ・「『青鞥』と『女人芸術』～時代をつくった女性たち展」(平成 8(1996)年)
- ・「五味太郎の世界展」(平成 9(1997)年)
- ・「黒澤明の仕事展」(平成 11(1999)年)
- ・「谷川俊太郎 絵本の仕事展」(平成 12(2000)年)
- ・写真展「宮沢賢治 幻想紀行」(平成 14(2002)年)
- ・「椎名誠 ずんがずんが展」(平成 15(2003)年)
- ・「没後 20年 寺山修司の青春時代展」(平成 15(2003)年)
- ・「生誕 120年 詩人画家・竹久夢二展」(平成 16(2004)年)
- ・「藤沢周平の世界展」(平成 17(2005)年)
- ・「宮沢和史の世界」(平成 18(2006)年)
- ・「向田邦子 果敢なる生涯」(平成 19(2007)年)
- ・「美内すずえと『ガラスの仮面』展」(平成 19(2007)年)
- ・「植草甚一 マイ・フェイヴァリット・シングス」(平成 19(2007)年)
- ・「向井荷風のシングル・シンプル・ライフ展」(平成 19(2007)年)
- ・「文学に描かれた世田谷 100年の物語」(平成 19(2007)年)
- ・「『ファールブル昆虫記の世界』展」(平成 20(2008)年)
- ・「『没後 5年宮脇俊三と鉄道紀行展』」(平成 20(2008)年)
- ・「宮尾登美子展」(平成 20(2008)年)
- ・「絵本展『進める荒井良二のいろいろ展』」(平成 20(2008)年)
- ・「世田谷線の小さな旅」(平成 20(2008)年)
- ・「生誕 100年 松本清張展」(平成 21(2009)年)
- ・「堀内誠一 旅と絵本とデザインと」(平成 21(2009)年)
- ・「久世光彦展」(平成 21(2009)年)
- ・「石井桃子展」(平成 21(2009)年)
- ・「星新一展」(平成 22(2010)年)
- ・「開館 15周年記念事業『みんなのサザエさん展』」(平成 22(2010)年)
- ・「森鷗外と娘たち展」(平成 22(2010)年)
- ・「旅する絵描き いせひでこ展」(平成 22(2010)年)
- ・「大震災被災者支援・復興支援のための講演会 いのちを守り、いのちを支える～絵本からのメッセージ」(平成 22(2010)年)
- ・「『世界中で愛されるリンドグレーンの絵本』展」(平成 23(2011)年)
- ・「和田誠展 書物と映画」(平成 23(2011)年)
- ・「生誕 125年 萩原朔太郎展」(平成 23(2011)年)
- ・「『地上最大の手塚治虫』展」(平成 24(2012)年)
- ・「宮崎駿が選んだ 50冊の直筆推薦文展」(平成 24(2012)年)
- ・「齋藤茂吉と『楡家の人びと』展」(平成 24(2012)年)
- ・「上を向いて歩こう」展(平成 25(2013)年)
- ・「没後 80年宮沢賢治・詩と絵の宇宙 - 雨二モマケズの心」展(平成 25(2013)年)
- ・「幸田文展」(平成 25年)
- ・「星を賣る店 クラフト・エヴィング商會のおかしな展覧会」(平成 25(2013)年)
- ・「茨木のり子」展(平成 26(2017)年)
- ・「日本SF展・SFの国」(平成 26(2014)年)
- ・「水上勉のハローワーク 働くことと生きること」(平成 26(2014)年)

- ・「岡崎京子展 戦場のガールズ・ライフ」(平成26(2014)年)
- ・「植草基一スクラップ・ブック」(平成27(2015)年)
- ・「宮西達也ワンダーランド展」(平成27(2015)年)
- ・「詩人・大岡信展」(平成27(2015)年)
- ・「浦沢直樹展 描いて描いて描きまくる」(平成27(2015)年)
- ・「上橋菜穂子と<精霊の守り人>展」(平成28(2016)年)
- ・「映画監督・小林正樹」(平成28(2016)年)

9 主要文化施設、教育関連施設

世田谷美術館

砧公園1 - 2 ☎3415 - 6011



分館 向井潤吉アトリエ館

弦巻2 - 5 - 1 ☎5450 - 9581



©宮本和義

分館 清川泰次記念ギャラリー

成城2 - 22 - 17 ☎3416 - 1202



©宮本和義

分館 宮本三郎記念美術館

奥沢5 - 38 - 13 ☎5483 - 3836



©宮本和義

世田谷文学館

南烏山1 10 10 ☎5374 - 9111



世田谷文化生活情報センター・生活工房

太子堂4 - 1 - 1 ☎5432 - 1543



世田谷文化生活情報センター・世田谷パブリックシアター

太子堂4 - 1 - 1 ☎5432 - 1526



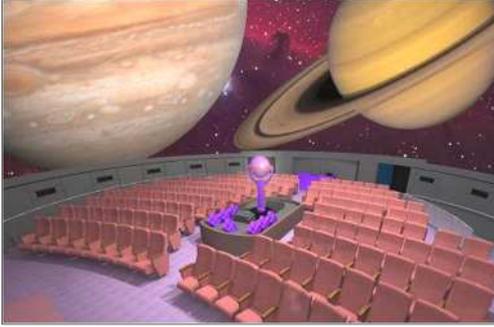
<パブリックシアター>



<シアタートラム>

プラネタリウム

弦巻3 - 16 - 8 ☎3429 - 0780



中央図書館

弦巻3 - 16 - 8 ☎3429 - 1811



次大夫堀公園民家園

喜多見5 - 27 - 14 ☎3417 - 8492



岡本公園民家園

岡本2 - 19 - 1 ☎3709 - 6959



郷土資料館

世田谷1 - 29 - 18 ☎3429 - 4237



その他

地域図書館	15館
まちかど図書室	5室